

第百十四回国会 大蔵委員会 議録 第十一号

平成元年六月十四日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 中西 啓介君

理事 衛藤征士郎君

理事 中村正三郎君

理事 中村 正男君

理事 安倍 基雄君

理事 愛知 和男君

理事 江口 一雄君

理事 太田 誠一君

理事 片岡 清一君

理事 中川 秀直君

理事 鳩山由紀夫君

理事 村上誠一郎君

理事 山本 幸雄君

理事 野口 幸一君

理事 堀 昌雄君

理事 村山 喜一君

理事 矢追 秀彦君

理事 矢島 恒夫君

出府國務大臣

大蔵大臣 村山 達雄君

出府政府委員

大蔵政務次官 高村 正彦君

大蔵大臣官房總務審議官 土田 正顯君

大蔵省主計局長 篠沢 恭助君

大蔵省主税局長 尾崎 護君

大蔵省理財局長 足立 和基君

大蔵省理財局たばこ塩事業審議官 松田 篤之君

大蔵省証券局長 角谷 正彦君

大蔵省國際金融局長 内海 孚君

委員外の出席者

内閣総理大臣官房参事官

内閣総理大臣官房参事官

公正取引委員会事務局長

総務庁行政管理局管理官

総務庁恩給局審議課長

総務庁統計局統計調査部消費費統計課長

防衛庁防衛局防衛課長

経済企画庁物産局物産課長

経済企画庁総合計画局計画課長

経済企画庁調査局長

国土庁土地局土地政策課長

法務省民事局参事官

法務省刑事局刑事課長

外務大臣官房外務参事官

外務大臣官房外務参事官

厚生省年金局長

食糧庁業務部長

国税庁次長 伊藤 博行君

国税庁直税部長 岡本 吉司君

国税庁調査査察部長 八木橋 惇夫君

内閣総理大臣官房参事官 中川 良一君

内閣総理大臣官房参事官 榊 誠君

公正取引委員会事務局長 鈴木 満君

総務庁行政管理局管理官 菊地 徳彌君

総務庁恩給局審議課長 大坪 正彦君

総務庁統計局統計調査部消費費統計課長 伊藤 彰彦君

防衛庁防衛局防衛課長 萩 次郎君

経済企画庁物産局物産課長 徳永 芳郎君

経済企画庁総合計画局計画課長 川嶋 康宏君

経済企画庁調査局長 土志田 征一君

国土庁土地局土地政策課長 石井 隆弘君

法務省民事局参事官 大谷 楨男君

法務省刑事局刑事課長 古川 元晴君

外務大臣官房外務参事官 河村 武和君

外務大臣官房外務参事官 茂田 宏君

厚生省年金局長 松本 省藏君

食糧庁業務部長 永田 秀治君

林野庁業務部長 高橋 勲君

資源エネルギー庁公益事業部長 稲川 泰弘君

郵政省電気通信局長 佐藤 進君

参事(全国銀行協会連合会会長) 宮崎 邦次君

参事(日本証券業協会常務理事) 関 要君

参事(日本銀行理事) 青木 昭君

参事(日本電信電話株式会社代表取締役副社長) 児島 仁君

大蔵委員会調査室長 矢島 錦一郎君

委員の異動

六月十二日

辞任 箕輪 登君

辞任 矢島 恒夫君

同日 辞任 哲三君

同日 不破 哲三君

同日 辞任 杉山 憲夫君

同日 同日 岡島 正之君

補欠選任 愛知 和男君

補欠選任 不破 哲三君

補欠選任 矢島 恒夫君

補欠選任 岡島 正之君

補欠選任 杉山 憲夫君

補欠選任 岡島 正之君

六月十二日 消費税の廃止に関する請願(安藤巖君紹介)(第二三六七号)

同(石井郁子君紹介)(第二三六八号)

同(岩佐恵美君紹介)(第二三六九号)

同(上田哲君紹介)(第二三七〇号)

同(浦井洋君紹介)(第二三七一号)

同(岡崎万寿君紹介)(第二三七二号)

同(金子みつ君紹介)(第二三七三号)

同(金子清広君紹介)(第二三七四号)

同(経塚幸夫君紹介)(第二三七五号)

同(工藤晃君紹介)(第二三七六号)

同(児玉健次君紹介)(第二三七七号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第二三七八号)

同(柴田睦夫君紹介)(第二三七九号)

同(渡沢利久君紹介)(第二三八〇号)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第二三八一号)

同(田中美智子君紹介)(第二三八二号)

同(高沢寅男君紹介)(第二三八三号)

同(辻第一君紹介)(第二三八四号)

同(寺前巖君紹介)(第二三八五号)

同(中路雅弘君紹介)(第二三八六号)

同(中島武敏君紹介)(第二三八七号)

同(野間友一君紹介)(第二三八八号)

同(東中光雄君紹介)(第二三八九号)

同(不破哲三君紹介)(第二三九〇号)

同(藤田スミ君紹介)(第二三九一号)

同(藤原ひろ子君紹介)(第二三九二号)

同(正森成二君紹介)(第二三九三号)

同(松本善明君紹介)(第二三九四号)

同(村上弘君紹介)(第二三九五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二三九六号)

同(山原健二郎君紹介)(第二三九七号)

同(岩佐恵美君紹介)(第二四三二号)

同(浦井洋君紹介)(第二四三三号)

同(金子満広君紹介)(第二四三三号)
 同(木内良明君紹介)(第二四三三三号)
 同(佐藤觀樹君紹介)(第二四三三六号)
 同(中路雅弘君紹介)(第二四三七七号)
 同(山花貞夫君紹介)(第二四三八八号)
 同(武藤山治君紹介)(第二四三九七号)
 同(左近正男君紹介)(第二四七三三号)
 同(戸田菊雄君紹介)(第二四七四四号)
 同(広瀬秀吉君紹介)(第二四七五五号)
 同(広瀬秀吉君紹介)(第二四八二二号)
 同(安藤巖君紹介)(第二四九六六号)
 同(石井郁子君紹介)(第二四九七七号)
 同(石田幸四郎君紹介)(第二四九八八号)
 同(金子満広君紹介)(第二四九九九号)
 同(木内良明君紹介)(第二五〇〇〇号)
 同(経塚幸夫君紹介)(第二五〇〇一)
 同(工藤晃君紹介)(第二五〇〇二)
 同(佐藤祐弘君紹介)(第二五〇〇三)
 同(柴田睦夫君紹介)(第二五〇〇四)
 同(田中美智子君紹介)(第二五〇〇五)
 同(辻第一君紹介)(第二五〇〇六)
 同(野間友一君紹介)(第二五〇〇七)
 同(東中光雄君紹介)(第二五〇〇八)
 同(不破哲三君紹介)(第二五〇〇九)
 同(藤田スミ君紹介)(第二五〇一〇)
 同(正森成二君紹介)(第二五〇一一)
 同(松本善明君紹介)(第二五〇一二)
 同(村上弘君紹介)(第二五〇一三)
 同(矢島恒夫君紹介)(第二五〇一四)
 同(山原健二郎君紹介)(第二五〇一五)
 同(山花貞夫君紹介)(第二四四〇号)
 消費税撤廃に関する請願(榎藤恒夫君紹介)(第二五一六号)
 消費税の廃止に関する請願(安藤巖君紹介)(第二五一六号)

同(石井郁子君紹介)(第二六二二五号)
 同(若佐恵美君紹介)(第二六二二六号)
 同(浦井洋君紹介)(第二六二二七号)
 同(小澤克介君紹介)(第二六二二八号)
 同(岡崎万寿秀君紹介)(第二六二二九号)
 同(菅直人君紹介)(第二六三〇号)
 同(経塚幸夫君紹介)(第二六三一)
 同(児玉健次君紹介)(第二六三二)
 同(左近正男君紹介)(第二六三三)
 同(佐藤祐弘君紹介)(第二六三四)
 同(柴田睦夫君紹介)(第二六三五)
 同(瀬長亀次郎君紹介)(第二六三六)
 同(辻第一君紹介)(第二六三七)
 同(寺前巖君紹介)(第二六三八)
 同(中路雅弘君紹介)(第二六三九)
 同(中島武敏君紹介)(第二六四〇)
 同(野間友一君紹介)(第二六四一)
 同(東中光雄君紹介)(第二六四二)
 同(不破哲三君紹介)(第二六四三)
 同(藤田スミ君紹介)(第二六四四)
 同(藤原ひろ子君紹介)(第二六四五)
 同(正森成二君紹介)(第二六四六)
 同(松前仰君紹介)(第二六四七)
 同(松本善明君紹介)(第二六四八)
 同(村上弘君紹介)(第二六四九)
 同(矢島恒夫君紹介)(第二六五〇)
 同(山原健二郎君紹介)(第二六五一)
 同(石井郁子君紹介)(第二六五二)
 同(山原健二郎君紹介)(第二七三〇号)
 同(川俣健二郎君紹介)(第二七三二)
 同(経塚幸夫君紹介)(第二七三三)
 同(小林恒人君紹介)(第二七三三)
 同(柴田睦夫君紹介)(第二七三四)
 同(辻第一君紹介)(第二七三五)
 同(中路雅弘君紹介)(第二七三六)
 同(東中光雄君紹介)(第二七三七)
 同(藤田スミ君紹介)(第二七三八)
 同(正森成二君紹介)(第二七三九)
 同(村上弘君紹介)(第二七四〇号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二七四二一)
 公団住宅の家賃等への消費税課税反対、消費税廃止に関する請願(藪仲義彦君紹介)(第二六一五号)
 消費税の廃止、国民本位の税制改革に関する請願(安藤巖君紹介)(第二六一一)
 同(金子満広君紹介)(第二六二二)
 同(工藤晃君紹介)(第二六二三)
 同(田中美智子君紹介)(第二六二四)
 消費税撤廃に関する請願(榎藤恒夫君紹介)(第二七四二二)
 は本委員会に付託された。

六月十三日
 消費税の廃止に関する陳情書外六件(大阪府三島郡島本町桜井二の一の一島本町議会内杉村武仁外四千三百五十一名)(第一六〇号)
 消費税の見直しに関する陳情書(栃木県那須郡馬頭町大字馬頭四〇九馬頭町議会内藤田義)(第一六一号)
 かんきつ園地再編対策助成金に係る税制上の特例措置に関する陳情書(長崎県南高来郡千々石町戊六〇五千々石町議会内堀川民雄)(第一六二号)
 は本委員会に参考送付された。

これより質疑に入ります。
 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 本日は、九時半から審議が始まりました、私の聞いておるところでは最終が午後八時になるということですが、私は当委員会では長年にわたって三つの原則を守ってきたように実はやってまいっておるわけでありまして、中西委員長もよく御承知だと思ひますけれども、まず、法案審議に際しては大任の出席を求め、これは、国民に権利義務について大きく制約を与えるような法案の審議に、その衝の責任者である大臣の政治的な判断を得たいという問題でそういうふう考えているわけでありまして。二番目は、国会法に定められておるとおり、委員会は定足数を満たさなければ成立しないわけでありまして、少なくとも――ちょっと、定数が足りているか数を確かめてみてください。そういうことで、ともかくこれは国会法の定めでありまして、定足数を満たさなければ臨時休会する、場合によっては散会する。三つ目は、我々は日没をもって業務を終る。これが私の三原則でございます。

きょうは、六時五十八分の日没でございますので、そこで、理事会で一応八時までとお決めになつておりますが、私もそれに協力をする意味で、私の持ち時間は一時間でございまして、四十分行うことによつて二十分節約をいたします。我が党の関係者にも皆さんにそういうふうにお願ひしておりますので、我が党だけでなく他党の皆さんの御協力をいただいで、少なくとも十八時五十分には委員会を終了するように皆さんの御協力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

そこで、いよいよ本題に入るわけでありまして、実は、私この間から宇野総理の答弁をずっと聞いておまして、政治改革をやる、あらゆる政治改革をやる、大変いいことをおっしゃっているのであります、どうも政治改革というものに對

本日の會議に付した案件
 参考人出頭要求に関する件
 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第七号)

○中西委員長 これより會議を開きます。
 内閣提出、平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

する認識が宇野さんと私とでは大変大きな開きがある、こういう感じがしてならないのであります。宇野さんが言っておられるのは、政治倫理、政治資金規正法、選挙制度、これが今度のリクルートの金との関係にまつわる問題があるから、そこでひとつこれを正すのが政治改革だ、こう思っているらっしゃるようですが、私は大変次元の低い話だと思つて居る。

それでは、どうして私がそういうことを言っているかという、今の日本国憲法に基づいて現在の議会が運営されているかどうか、この問題について私はかつて一回論議をいたしましたことがございますが、そういう意味で、ちょっと私は一番基本になりますところを皆さんに申し上げておきたいのであります。

明治憲法は、最初のところをちよつと読みますと、第一章「天皇」、第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、第二条「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス」、第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」、ここまで、天皇に関するところでいいのですが、次が問題なんです。第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」、第五條「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」、明治憲法は、天皇絶対主権でありますから、議會というものは、天皇が出してきたものに協賛する、オーケーをするというために設けられておる機関であつて、議會の独立性とかそういうものはこの大日本帝國憲法では認められていないのであります。行政絶対有利というのがこの憲法の趣旨であります。

私は、今日の日本の行政を見ておきますと、そういう意味で果たして現在の日本國憲法が正しく守られているかどうかという点についてまず申し上げておかなければならないと思つてあります。

それは、日本國憲法第四章、國會の地位、第四十一條「國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。」こういうふうになつて

おります。だから、立法は、まさに全部明治憲法、帝國憲法で天皇でありますけれども、我々國會が立法を決めるということを憲法は明記をしておるわけでありまして。そうして、さらに第七十二條、「内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を國會に提出し、並びに行政各部を指揮監督する。」こういうふうになつておりました。内閣にも議案を國會に提出する権利は保障されておりますけれども、國權の最高機關である立法機關が議員の手による議員立法をやるといふのが法律の本来の建前なんでありまして。大日本帝國憲法と日本國憲法の基本的な違いがここにあるわけでありまして、何か現在の大蔵省は、大蔵委員会に提出する法案は全部大蔵省がつくるのが当たり前という認識のもとにすべてが今行われているわけであり

ます。おまけに一つ問題がありますのは、今度金融制度改革についての作業が行われているようでありまして、私どもも國會議員に対しては、結論が出るまでは何らの報告もない。学者を中心とした審議會が委員会か、一方的にどんどん話が決まつて、新聞には出てくる、しかし、私たちに一言も公式に、こういう経過です、こういうふうによつていかがでしようかという相談がないのです。そういうさつと出してくる。それで、それが通るといふ認識が暗黙のうちに私は大蔵省の中にある、こう思つておられます。これが一つの今これから起こる問題。

もう一つの問題は、私はかねてから、この國本會議で、財政法改正の問題、これらについても何回となくここで論議をしてきたにもかかわらず、なおかつ今日政府側が積極的に行つていこうと思つた。私がこの間代表質問でやらしていただいたのは、まず、どうしても今度平成二年度に對してこれらの法律改正を政府がやる気がなければ、全部の議員の皆さんにこの問題の重要性を訴えて、ひとつ全議員が理解をしていただいて議員立

法で日本財政の抜本的な改革をここでやる必要がある、そのために同僚議員が本會議の質問をやつてくれと言つていただいたので、皆さんにわかりやすいようにこの問題の問題点を明らかにして質問をさせていただいたわけでありまして。そうしましたら、自由民主党を含めて多数の皆さんの拍手をいただきました。大体これは私の提案が御理解いただいたというふうに私は認識をしておるわけでありまして。

ですから、きょうはこの問題について、要するに政治改革というのは単にさっきの政治倫理、政治資金あるいは選挙制度改革ではなくて、一番大事なのは、國會のあり方をいかにするかということである。日本國憲法の示しておる議會制民主主義を、今空洞化しているような議會制民主主義を、我々の手で運営するようになれば、同僚が出した法律案について我々がボイコットして欠席するなんというところは物事の道理としておかしなわけでありまして。政府が出してくるから野党が反対、こういう図式が今日の、この間までの國會の異常な事態を招いた、実は私はこう思つておるのであります。

よその委員会まで私は関係がありませんが、大蔵大臣にまず伺いたいのは、大蔵委員会と大蔵省の関係について、少なくとも國權の最高機關で立法機關であることが中心であつて、大蔵省はこの立法機關に對して協力をしながら議員立法としていろいろな問題が出ることに協力をする、大日本帝國憲法を改めて、日本國憲法の定める方向に問題の処理をしていくということを今後ひとつ大蔵省としてやっていただきたい。

これは村山大蔵大臣のように、大蔵省の先輩の方で——昨日深夜になりましたけれども、參議院の予算委員会の中継漏れの部分の放送がありました。実はずっと見ておりました。確かに村山大蔵大臣が大変税制に精通されておつて、理路整然と質問に答えておられるのを拝見しておりました。まさに今の税制が非常に重要なときの大蔵大臣として、村山大蔵大臣が本当にその真価を発揮されて

おると大變私は敬意を表しながら、実は昨晚の參議院の放送は夜の十一時ごろから十二時過ぎまでやりましたけれども拝見しておりました。非常に敬服をいたしておるところであります。ですから、そういう大蔵大臣がいらっしゃるときでありますので——これは非常に大きな政治改革のポイントであつて、それをやらさないで、ただ小手先だけの政治改革をやればよいというような問題ではないのだ。

要するに、戦後四十年以上たちまして、いろいろな情勢が大きく変化してきておる。この大きく変化しておる中で実は法律がいろいろとそのままになつておる。私があそこでもう一遍日本銀行法改正に触れましたのは、どこで触れているかというところ、二十二條に日本銀行は國債の引き受けができると書いてある法律が現存しておるわけでありまして。この財政法と日本銀行法という相矛盾したものを放置しておるのはおかしな感じが私に何遍言つても、大蔵省はそれに応じようとしていないわけですね。

だから、こういう問題もひとつ自民党の皆さんと御相談をして、帝國憲法に於いた勅令によつて問題の処理をするとか、第一条、第二条、問題の多いもの、日本銀行と大蔵省の関係をどうしようという気持ちじゃないのですよ、少なくとも現行憲法に照らして異常であるという部分について、國會がそれを行わないということが國會の責任だと私は感じておるわけでありまして、そういう意味で國會議員の皆さんが國權の最高機關の議員として自分たちの職分を果たしていただきたいという気持ちでございます。

そこで、今の大蔵委員会に關する大蔵省主導による法案提案という問題です。もちろん大蔵省が出すことに反対するわけじゃありませんよ。出す以上は、委員会に對して中間報告なり経過なりを報告しながらやつてもらうのでなければ、もし物が出てきても、私どもが反対と言つてはね飛ばせばどういふ現象が起こるでしようか。大蔵省の官僚の諸君の責任だということになるでしよう。私

は何も官僚の諸君をいじめる気は毛頭ありません。そういう手続が日本国憲法に沿って行われていない、この基本的な政治改革をこれからひとつ村山大蔵大臣の手でやっていただきたい、こう考へておりますので、これらについての大臣の御答弁を最初に伺いたいと思ひます。

○村山國務大臣 長年大蔵委員会で活躍され、そしてまた財政金融に非常に造詣の深い堀委員から、またさらに大きな角度から御提言いただきましてありがとうございます。

私どももそう思つておるわけでございまして、やはり法律案というものは行政府だけが出すのではなくて、ここで議員が御勉強いただいてどんどん出していただく、そういう状況になることが非常に望ましい、私も実はそう思つておるのでございませう。そういう意味で、やはりいろいろな討論が行われる、やはりそのためには単に法案ということではなくて日常討論が与野党の間で行われるということが大事じゃないかと思つております。

終戦後ずっと見ておりますと、与野党の議員の質問がほとんどないということ、これもまことに何かしな話だと思つておるのでございませう。それで、私の率直な感じでございますけれども、ほとんど野党の議員から言われたこと、そのうち非常に強烈に言われたものを、行政府の方は、あれはどうもかなわぬから少しは何かいじらなければいかぬなというふうなことでいじつておる。与野党の議員でも随分勉強されておる、だから、お互いにそういう素地をまずつくることが先決問題ではないだろうか。その上でそれに値する案がほとんど議員の皆様から出るといふことは本当に歓迎すべきことであり、そのことがやはり憲法が望んでおる精神であろう、このように思つております。

〔委員長退席、大島委員長代理着席〕
○堀委員 村山大蔵大臣、大変率直な御答弁をいただけてありがとうございます。
私はかねてから、自民党の皆さんにもっと質問

の機会を与えたいとずっとやってきておるわけなんです。あります。そこで、では問題はどこにあるかといふと、今の国会のシステムが、法案を出したらなるだけ早く通そう、これが誤りなんです。法案は十分審議をして、みんなが納得をしてから上げればいいのですから、この間からの国会はさつき申し上げたように異常なものでございまして、現在在職二十八年六月になるわけでありまして、けれども、こんなことは長い期間になつたことなんです。しかし大蔵委員会は、そういう異常な状態でないときには整々と十分審議をするということ、私はこの二十八年、最初の二年ほどは文教委員会におりましたけれども、昭和三十五年一月以来当委員会におるわけでありまして、今の大臣のお話、私も率直にそう思ひます。

ですから、今度は自民党の理事の皆さんに申し上げておきたいのですけれども、この前一回新井さんが、私の前に自民党として予算委員会の始まる前の質問をされました。大変いい質問をされたので、私は新井さんに、あなたのきょうの質問は本当によかつたと申し上げておるのでございませう。皆さんやはり常に質問の機会が与えられれば御勉強になつて、それが与野党で議員立法をつくる土台をつくつていくだろうと私は考えますので、理事の皆さんにぜひひとつ御認識をいただきたいと思ひます。そこはよくお願いをいたしたいと思ひます。

そこで、その次にちょっと申し上げたいのは、この間本会議で申し上げましたけれども、財政法を改定するということは確かに大きな問題ですけれども、私があのときに申し述べたように、昭和二十二年三月三十一日というのは、マッカーサー司令部から覚書が出、指令が出て、それを受けてそこでああいう法律ができるという形でありまして、御承知のような大量の臨時軍事費の調達のための日銀引き受けが、異常な状態で通貨が膨張したしておりますし、さらに、戦後の生産関係から見て、物資が不足で、異常なインフレーションがあつた。だから、私はその反省として国債不発

行主義という財政法ができたと思うのです。だから、財政法を私何回もここで申し上げておりますけれども、財政法四条は、何か一般に今は四条国債といふのは出されて当たり前というふうな認識になつておるでございませうが、何回も申し上げるように、第四条「国の歳入は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならぬ。」これは義務規定なんです。「但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」こうなつておるわけですから、四条債を出すのは当たり前ではないのです。特例なんです。そういう認識をまずきちつとしていただく。

そして、それから第五条「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。」こういうようなものがありますし、さらに、御承知の償還計画を出せというものがついておるわけでありませう。要するに、国債不発行主義で来ておつたのですから、償還計画といふものは意味があつたと思うのです。そんなに大量なものが出るはずがないという規定でできておる。ところが、この年度末百六十二兆になつて、償還計画といふものがまじりな意味で本当にできらぬのでございませう。ちょっと大臣にそこをお聞きしたいのであります。

○村山國務大臣 御案内のとおりでございますけれども、今、国債整理基金特別会計がそれを引き受けておるわけでございます。三つのルートからやっております。一つは定率繰り入れ、それから予算繰り入れ、それから剰余金繰り入れといふこととございませうが、大体予算繰り入れあるいは剰余金繰り入れといふのは定率繰り入れを補充するものと、定率繰り入れは残高の一・六でございませうから大体六十年と見ておる、こういうこととでございます。したがって、十年債なら十

年債の期限が参りますと、その六分の一だけ現実の定率繰り入れにあわせて現金償還の財源をそこにつくつておられます。足りない分、それは剰余金繰り入れなりなんなりしていく。六十年で計算いたしますと一・六六となるのでございませうが、定率繰り入れは一・六、こう言つておられますから、それを補充しておるのだから、私はそう思つておるわけでございます。

したがって、これから非常に難しいところに入るわけでございます。定率繰り入れそのものを五十七年から停止しているわけでございますが、これがどうなるか。NTTの売却益がたまたまあつたからできるのでございませうが、これから二兆六千億といふものを、毎年、現在の歳入歳出を通じて生み出すということ自体がどれだけ難しい問題であるかということをよく承知してございませう。これからの財政再建のめどをどこに置くのかといふのは、その問題が一番大きい。そのほか、今まで繰り入れ停止してございませうので残高がうんとあるという問題、こういう問題に対してはやはりそれぞれ迷惑をかけておるわけでございますし、その問題もあわせてやらなくちゃいかぬといふことで、新規赤字公債脱却後の財政再建のめどあるいは財政運営のめどをどこに置くかといふことを、財政審に本当にもう根本から財政法全部洗つていただいて、そこで今後の運営の指針にしたい、こう思つておるわけでございます。

ですから私も、堀委員の言われた問題を含めて、実は非常に危機感を持っております。今後、本当にしっかりとやらなくちゃやはり国民の負託にこたえられぬのじゃないか、このように思つておるわけでございます。

○堀委員 今お話しのように、現状では要するに償還計画が実行されないわけですね。ルールとして決まつておるけれども、金はちつとも入らない。金が入らなければ償還計画なんといふのは紙に書いただけのことでございまして、償還できるめどはない、こういうことでございませう。それはこの財政法が考えた今の国債不発行主義

というところに問題があるのですが、私は今の財政法を国債発行主義に変えろと言っているんじゃないのです。要するに、皆さんの認識でいくと特例債、私の認識でいくと特例債、これがいよいよ来年には終わりにいくと特例債、これがいいよ、少なくとも発行するといふことになった時点では、少なくとも発行するといふ四条件という特例債を国会の議決の範囲内でやるということになるわけでありまして、私はこの四条件のところを要するとかそんなことを言う気はないのです。ただし、償還計画だとか、現実には今の情勢にフィットしないような部分は考えた方がいい。

御承知のように、私はこの間委員会でイギリスの制度についてちょっとお話しを申し上げました。このイギリスの制度は、要するにちやうど私が提案しておるような資金から両方に資金が行くように、これは一九六七年の法律改正でできていくわけでありまして、既に英国はうまくこれを運用しながらやっておるという事実から見ましても、私は何もこれを見て国債資金特別会計の提案をしたわけではないのでありますけれども、たまたまイギリスにもこういう制度があるということが勉強しておる中でわかりまして、こういう制度があつていいんじゃないか。現状で、今六十年とおつしやつたのですけれども、果たして六十年で今の問題の処理が完了するかどうか、大変疑問を感じておるわけでございます。

ことしも新発債その他は少ないのですけれども、借換債を入れるとたしか二兆二兆くらい出るようになりますね。これをずっと見ていきますと、大体二兆兆台というのがまだまだ長く続くわけでありまして。この間委員会で五十年から百年と申し上げましたけれども、そういうふうには、新発債という形では出ないけれども、借換債というのは裏返せば新発債でありますから、そういう格好ですつと出ていく。その長期の期間について、私がこの間本会議でこの問題を提起しましたように、五十六年の四月から六十三年度いっぱいやってみたら、上手に運用すれば、この間の国債費の利子が五兆九千億ぐらい節約できる。八年間で五

兆九千億ということ、これは大体年間平均七千億円でですね。そうすると、五十年これが節約されると節約されないで三十五兆円、百年節約されなければ七十兆円の財政負担を国民に与えるような制度がそのままあつていいのだからということ、私は委員の皆さんも同じ御感覚ではないかと思つておるのです。

私は、この間宮澤さんが大変いいことをおつしやつていたので、あの話を聞いていただかない方もありましようからちやうど申し上げておきます。今日のような低金利の時代には既発国債をもつと低利なものに借換えれば大きな利益になるはずであるが、このような発想が浮かばないのは、現在の財政制度が大福帖式で、金利の編成がないからである（関係法令はほとんど終戦直後のもの）。将来制度を改め国債の発行や管理を景気動向、金利、税金などを勘案して経済法則に則つて弾力的に行なうことすれば金利支払などかなりの節約が可能になる。

六十二年三月二十四日の宮澤総務会長のお話であります。そしてまたその後の方でも、これは昨年の四月二十二日の当委員会で答弁でありますけれども、宮澤大臣の答弁は、掘委員の言われるように物と考えていきますと、借金はしてはならないという原則の法律から、いかにして借金を経済的にやるかということへ、ふつと考えをある程度シフトさせていくという部分はどうしても私は出てくるのだと思つておるのです。

らないし、また、特例公債を脱却しようとする時期にもう一度考えてみるべき問題であろうかと思つておるのです。

この時期に来年が来るわけでありまして、この時期に合わせてさつき申し上げた財政法と国債資金特別会計法について真剣に皆さんがおやりいただくということであれば、いろいろな過去の経緯もありまして政府に御一任をしたいと思います、来年度に間に合わせないということならば、私は自民党の皆さんと御相談をして、来年度の通常国会に財政法と国債資金特別会計法、国債整理基金特別会計法等関連法案を含めての改正を議員の皆さんの御協力をいただいで出すことにしたい、こう考へておるわけでありましても、大臣、そこらめどについてひとつお答えをいただきたいと思つておるのです。

○村山國務大臣 私も委員の御指摘があつたものですから宮澤前大臣のあれを見ました。宮澤さんは非常にバランスのとれた人で、両方言つておられる。一つは金利についてもちやうど真剣に考へた方がよろしい、低金利時代であるから、こういう御指摘で、柔軟性を持って考えなさい。この問題と、それからもう一つ、ふつと借金をしてもいいんだということになると、その結果財政の節度がどうなるか。節度という言葉を使つておられません、恐らくそのことを言つておるのだらうと思つておる。私も基本的に、財政の問題としてやはり二つの点を制度的にどう組み合わせていくのがいいのかということに非常に思いをいたすわけでございます。

債としてというのですか、財源補てん債としての公債と資金繰りとしての公債というのを峻別していただく必要があります。これは日本もドイツもどちらもそうでございます。ほかの国を見ますと、全部繰出超過になつておつて、それは全部資金繰りでございまして。こういう仕組みになつておるとはもう御案内のとおりでございます。

私、民主主義というものは黙つておれば高福祉低負担を望んでくるであらう。普通の国民というものは、歳出は余計にしない、税は低くしてください、これはもう偽らざる話である。それから国民の代表である国会議員が出まして、そうばかり言つてもそれはならぬのですよ、高福祉を望むにはやはりそれなりの財政的な基礎がなければいけません、こういう意味で財政制度はできていくのじゃなからうか。国会対政府の関係ももちろんでございますけれども、予算編成の過程における、例えば大蔵原案をつくる、政府原案をつくる、例え、もう圧倒的に歳出要求が多いことは御案内のとおりでございます。そのために、かつてどれぐらい多くの赤字財政になつてきたか、これも御案内のとおりでございます。

そういう問題があるものから、今の日本の財政制度の組み方あるいは減債基金のあり方、これはそれなりに非常に意味のあるものだと私は思つておる。ただ、金利との関係でどういふふうになつていっただらうか。そして、委員御指摘でございますが、実はもう一つは金融市場の問題がございまして、御案内のように、日本には世界では類のない異長銀があるわけでございます。これが五年の利付債、それが

ら割引債を発行しておるわけでございます。興長銀そのものがどうあるべきかというのは今金融制度調査会で検討しておりますのでございませうけれども、国債の歴史を考えてみますと、国債は四十一年まではなかったわけで、四十一年の補正予算でたしか出たと思えますが、四十一年から初めて建設国債を出すに至った。そのときに金融市場に配慮したというの、その金融債との競合の問題でございまして、したがって五年ではなくて十年債を基本にするというふうな考え方。

その後いろいろな国債が発行されましたが、五年債でございませうけれども、これは全部シ団引き受けということにございまして、市中消化はやらないとか、それから四年債、三年債、二年債、今度は半年の出ている短期債が出ておりますけれども、いずれもこれも割引債と競合しないように仕組まれておるわけでございませう。したがって、国債を発行する場においては、毎年発行額でやっておりますが、いまだに金融市場の競合の問題というものがございまして、そのすき間というものをねらっておる。しかしまた同時に、このごろ金融は非常に弾力化しておりますので、多様化していきたい。それで、金利というものはいつ上がるか、先高になるか先安になるかというのとはなかなかわからぬものでございませうから、どちらかといういろいろな種類のものをつくって、そしてその間、先高になっても先安になっても対処していくように、償還期間を多様にしていくという方策をとっておるわけでございませう。

そういうことがございまして、財政上の問題、それから金融市場の問題、特に金融市場の問題は証券、債券の多様化という問題になってきておるわけでございませう。そういう問題と全部私絡んでくる問題だと思えます。しかし、これは大変な問題でございませうので、私も真剣に検討してまいりたいと思っておりますのでございませう。

○畑委員 今お話しになりましたけれども、確かに日本がすぐれているところは、さっき私が申し上げたように現実に行われてないのですよ。大臣

も、二兆六千億払い込んでいないで日本は減債制度があると言っても、減債制度を機能させるように定率繰り入れもやらなければ予算繰り入れも完全に行っていない、完全に行っていないというところは、減債制度がやれないところに現在の経済情勢が陥っているという、その認識なくして、減債制度があるのは日本だけだというのは世界に通用しない話なんです。

ですから私は、やはり現実を直視して、国民にとつて何が一番望ましいのかという選択を我々国会議員は任されているんだと思うのです。大蔵省の官僚だけに国民は任せているわけではないのでありますから、その点を大蔵省の皆さんも真剣に考えていただいて、これから予想される日本経済の状態に対してどういう選択が一番望ましいのか。

確かに大臣のおっしゃったように、国民は高福祉低負担を求めています。しかし、私はそんなことをこれまでこの委員会で言ったことは一回もないのであります。少なくとも高福祉を求めるならば高負担でなければ、天から金が降ってくるわけではないのでありますから、できないことを求める国民には率直にそれはできないということを言うのが政治家に与えられた任務であるし、そのぐらゐの勇気のない者は政治家をやめたいと思うのですよ。そんなに国民に迎合ばかりして、できもしないことを言っているというふうなことは重要な問題がある、私はこう思っているわけです。そういう意味では、政治家は国民に責任を負って、今この時点だけの話ではなくて、将来の展望に立って考えなければいかぬと私は思っているのです。

最後に、税金のことで一言だけ申し上げておきたいのですけれども、何か新聞を見たりきのうの答弁を聞いておりましたが、今の消費税が国民に痛税感を与えている、この痛税感を取るためには外税でなくて内税にしよう、私はこれは大変大きな問題だと思っております。私はこれは大変大きな問題だと思っております。この痛税感を取るためには、この前調査をしてみましてわかったのは、現在

内税でやっているところは肉屋さん、魚屋さん、八百屋さん。果物屋が半分ぐらいが内税になっているのですよ。私どもと一緒に行った調査の若い人が、内税というけれども、一体定価が幾らで、幾ら税金を取っているのだと言ったら答えられないわけですよ。私がある人に、それはこういう種類のものは朝と夜で本来値段が変わるものなんだ、新鮮な魚、朝は高く売れるけれども、夕方になって、あしたに持ち越したら鮮度が下がるから値段は下げるのだ。価格の動くものについて外税というのには確かに非常にやりにくいからある程度内税だろけれども、そういう商品の価格が一日の間で動くもの、あるいは牛肉のように、同じようなロースであっても、肉の質のいいロースから悪いロースまで品質によって値段が違うのですよ。だから、そういう品質の問題が価格に反映するものは私は内税である程度やむを得ないと思うのでありますけれども、その他を痛税感があるから内税にするなんてばかな話はないのです。

今度の消費税で国民すべての人が税金というのに対しての認識を持ったのは、私は日本の戦後の歴史で初めてだと思っております。何か大臣が、どうも日本は直接税というのは間接税で、どうやら間接税が直接税のようだとおっしゃったというふうなことをちょっと聞いていたわけですが、まさに日本の所得税納税者の九二％は源泉徴収ですから、税金がわからないのですよ。税金を引いたお金をもらっているだけです。今度二兆九千億か、減税になっていきますよと大臣一生懸命言っておられるけれども、二兆九千億の九二％は月給の中で差し引かれていきますから、得したか損したか余りよくわからない。ところが、今度国民全部が消費税で税金というものがわかった。だから、このことは日本税制にとって非常に意味があると私は思っているのです。

国民が税金というのについて痛税感を感じるときに、初めて国民が税金というものを真剣に考える。議員の皆さんも真剣に今考えておられる。そういう意味で非常に意味があるのに、その痛税感

感をなくしてごまかそうなどという発想を税の専門家である村山大蔵大臣が予算委員会発言しておられるのを聞いて、ここだけはちよっといただけない、こう考えておられますので、その点の御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思えます。

○村山國務大臣 第一段の先の方の、本論の方の話でございますが、減債基金繰り入れはやっていくわけでございませうが、財源が本来の財源ではない。やっているとやっているとやっているとございませう。たまたまNTTがあったということにございませう。この先がどうかという、そこを心配しているということにございませう。

それから痛税感の問題、おっしゃるとおりでございます。私が言っておりますのはそうではなくて、内税にするか外税にするかというのは、本来事業者、納税者、それから消費者、双方の便益で決まる問題でございませう。政府が干渉すべき問題ではありません。こういうことを申し上げていくわけなんです。それで、ちょうどフランスのあれをつくったのがやってきました、それで君のところはどうなっているのだねと聞いたら、事業者間は全部外税です、それで消費者の末端のところは、一部外税で一部内税だと言っております。痛税感という問題は確かにその点はプラスでございます。しかし、この問題は本来は市場の問題だ、そういうことを言っているわけでございませう。

それで、先生ももちろん御承知でございますが、今度のような税法というああいふ形式をとった税制改革というのは世界にも例がないでしょうね。そして、あそこには理念が随分出ております。そして、現実には市場が決定する問題も、こうしてございませう、こうしてございませうというのがたくさん出ているわけですね。それは初めての消費税でございませうので、政府としてはこうあってほしい、それでどちらかというよりは納税者にわかるようにしていただきたいものだというところは書いてあるわけですね。それに基づいてみんなあ

る程度行政指導をやったわけでございましょう。だからその点では非常に外税が消費者、末端のところも多くなる、そのために痛税感が出て、それから税に関する認識が高まったということは結構なことだと思います。ただ、本来これは市場が決すべき問題である、こういうことを申し上げたのでございます。

○堀委員 終わります。

○大島委員長代理 早川勝君。

○早川委員 堀先生に引き続きまして、財確法に關連して、時間が三十分しかございせんので簡単に質問させていただきます。

最初に、今、堀先生の質疑の中で大蔵大臣言われたわけでございます。これからの財政再建、財政改革という問題ですね。幾つか指標なり目標があるとありますが、財政制度審議会で検討していただいていることを言われたわけでございます。でも、その優先順位はともかくとして、どんな目標なり課題が残されているのか、ちょっと整理して、大臣、恐縮ですがお話しただければと思います。

○村山国務大臣 ようやく平成二年度から特例公債の新規発行から脱却できるめどがだんだんついてきた、こういうことでございますが、今までの財政再建の目標というのは、何といたしても特例公債から脱却せねばならぬ、この目標を中心に掲げましてやってまいりまして、その目的を達するまでに実にほぼ十年かかっているわけでございします。そのやり方としては、御案内のように繰り入れを繰り延べてきたり、あるいはカットしてございします、いろいろなことをお願いしてきたわけでございします。

そのことよって行政がスリムになったという点の効果はございしますけれども、そのかわりに、いろいろなところに繰り入れるべきものを全部歳出を繰り延べておるわけでございします。今の状況を考えますと、いろいろな角度から見ても、やはり先進国の中でパフォーマンスが一番悪いのじゃないか。一つはGNPに対する公債残高

の問題、それから繰り延べしておるいわゆる隠れ国債というのですか、その残高といひ、今言った定率繰り入れを繰り延べておるという点からいひましても、それからそのことが予算にあらわれてきますのは、国債の利払い費が実に二割を占めておる、こういった問題、一方また建設国債にいたしましても、社会資本というものが、日本はローでいいですと毎年毎年各国より多いわけでございしますけれども、ストックはまだ先進国には及ばないというような問題、こういう内外の問題を考えますと、今後の高齢化社会に向かつて財政の対応力を残しておかなくてはならぬということももう異論のないところだと思つたのです。

そのために、今後の財政を再建する目標というものを一体どこに基本的な置くべきかという問題は、新しい問題としてやはり御検討願わなくてはいかぬのではないかと、今財政審にお願ひしておる、こういうことでございします。

○早川委員 そこで、幾つか問題が出されたわけでございしますけれども、国債残高をトータルとして減らしていくか、そういうことを考えますと、利率を下げるのか、そういうことを考えますと、いわゆる再建期間でやってきた隠れ借金の返済の問題、これはそれなりに期限を切つてやってきていけるわけですから、これから解消していかなければいけない。それからもう一つは、これは基本になるわけでございしますけれども、償還の問題です。とにかく残高を減らさなくてはならないという問題があると思ひます。

そういうことで、一般会計のそういう課題がこれから財政審の中で具体化されると思ふわけでございしますけれども、この隠れ借金という表現はよくないわけですが、いろいろな繰り延べをやってきたけれども、これに対してはどんな計画なり対応を来年度以降考えられておるのか、伺いたいと思ひます。

○篠沢政府委員 お答え申し上げます。ただいま大臣申されましたように、特例債脱却後の財政目標としていろいろなことが考えられるわけ

でございます。現在いろいろな議論をしておりますが、恐らくその一つとして、先生御指摘のもう一つの歳出の繰り延べ、その結果として残つておる残高、これをどういふふうにか減らしていくかというところも大きなポイントの一つにならうかと思ひます。

これまでの国会等で御議論になられております種類の歳出繰り延べの残高でございしますが、現在まで、昭和五十七年度から元年度までの分ということで残つておるものが十兆六千億程度のものが残つておるほか、国債費の定率繰り入れがほか十五兆余りございします。こういったものを合わせてよく二十六兆というふうなおつしやられ方もするわけでございしますが、定率繰り入れの扱いは、これは国債償還が済んでおりますので、おのずからちょっと性質が変わつておると思ひますが、国債費の定率繰り入れの分を除きますと十兆余り、十兆五、六千億というものが残つておるわけでございします。

これらにつきまして、いつも申し上げておりますように、それぞれ制度、施策、いわば貸してくられる方の制度とか施策とか、そういうものをめぐりながら十分検討してやってまいりまして、余り直接のその時点時点での御迷惑はかけないようにしてきたいというものでございしますが、これからこれをどういふふうにか減らすかということにつきましては、その制度、施策をめぐりながら十分検討いたしました。それぞれの制度、施策が運営に支障を来すことのないように配慮しながらこれを処理してまいらなければならぬと思ひます。

先生御承知のとおり、中には住宅金融公庫の利子補給金の話でございしますとかあるいは国民年金の平準化の問題でございしますとか、これらはもう既に、いわば返すというか、これをこれからどういふふうにか減らしていくかという法律で決まっておりますものもございします。一方、厚生年金の繰り入れ特例、これなんか大きなものでございしますけれども、後年度適切に対処するということ

で、その具体的なスケジュールまでは法律に決まっていないというようなものがあるわけでございします。ただ、御承知のとおり、厚生年金の場合は昨年の補正予算で相当大きなものを過去の分を一回処理をしたというふうな実績もあるわけでございします。

こういうものをこれからどういふふうにか対処をしていくかということにつきまして、脱却後の課題として検討させていただくということでございます。現在、具体的に何年度にどう処理をさせていただきますかということ、これらについて申し上げます。

○早川委員 この繰り延べ措置についての問題も、もう少し時間がかかるかもしれないと思ひますが、ぜひ全体の中で明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、これは直接大蔵省、大臣等に關係ございせんけれども、財政再建というより、もうちょっと広げて、ぜひ財政改革というふうな範囲まで広げてこれから考えていく必要があると思ひます。その中の一つとして、国と地方との税源配分を考えなければいけないのじゃないかと思ひます。前回の消費税を含んでの税制改革においても、従来から言われた分については基本的には手を触れられていないわけですね。

その点で一つだけ事例を指摘したいと思ひます。ことしの地方税収が約二十八兆円ございします。都道府県税と御存じの市町村税が当然あるわけですが、半分が法人税関係で、法人住民税だと事業税、こうなるわけですね、それで五〇％。それから市町村税では二五％近くですから、約四分の一がいわゆる法人関係なんです。そして、法人税は御存じのように非常に景気変動に左右されるわけでして、従来から地方財政にとってあるいは地方税収にとって安定的な収入が確保されなければいけないということが言われており指摘されているわけですが、そういうことを考えます

と、今指摘しましたように法人税のウェイトが都道府県においても市町村においても多いというところは、今は景気がいいわけですから非常に税収が上がり、そしてまたこれが交付税にも運動してそれが多くなってきた、こういう状況が今生まれているわけですが、これから考えていった場合、大臣御存じかと思いますが、所得税を地方にやって法人税のようなものは国だけにしたらどうかという一つの考え方もあるように言われております。

こういうことを考えますと、この法人税のあり方、国と地方で基本的に税源をどういうふうに分けていくのかがいいの、もつと安定的なものは地方に移していく、あるいは法人についても外形課税を地方にやっていく、所得課税は国が取るとかいうことも一つ考えられるわけですが、これも、これは自治大臣、自治省ということではなくて、日本の財政全体を考える場合の一つの問題だと思ふのですが、それについて大臣お答えいただければお願いしたいと思います。

○村山国務大臣 国と地方はやはり車の両輪でございまして、両方の財政が安定すること、あるいはやはり成長していくわけがございまして、それから、それに適する独立財源を持つていくことは必要なことだと思っております。現行はもう御案内のとおりでございまして、三税の三二％、それから消費税の今度は二四％、たばこ税の二五％、こういうのが入っているわけがございまして、地方の財源確保につきましては、毎年財政計画をつくる際に十分見まして、不足財源がないようにということで両省で十分打ち合わせてやっておりますこととでございます。

その税源配分の問題の前に、今問題になっておりますのは国と地方の役割分担、費用負担、それから事務配分をどうするか、この先決問題がまだ進行中であるものでございますので、独立財源のところまではまだなかなかいいってない。しかし、独立財源のことをいいますともういろいろな経緯がありまして、そしてこれは重大な影響を及ぼす

ものでございますので、それぞれの範囲内で手当てをしているということでございます。

最近で申しますと、どつちかといいますと地方税の方がいろいろな施策を講じているように、私はずっとタッチしておるので、これは一般的に申しましていろいろな工夫をしているのはむしろ地方税の方ではないだろうか、こう思っております。そして地方税はむしろ各地方団体の配分があるものでございまして、分割基準のようなものも非常に細かくやっております、法人住民税の分割基準あるいは事業税の分割基準、こういうものを非常に細かくやっております。そして法人住民税につきましても、法人事業税を随分入れておる。本来でございますと法人事業税の方に求められる性質であるのかもしれない、やはりいろいろな財政上の考慮でございまして、資本金基準を法人住民税でも入れておることはもう御案内のとおりでございまして、これはまだ聞いておりませんが、法人事業税を資本金基準で、外形標準でやるというふうなことが出ておりました。これも前から非常に大きな検討課題になっておるのでございますが、いずれにいたしましても、そういう努力は両方の、国も地方も払われていることとでございます。

しかし、いづれにいたしましてもやはり国と地方の事務配分を中心としたところの役割分担、費用負担のあり方、この方が先決するのじゃないか、私はそんな感じがしておるのでございます。○早川委員 そういふことを考えますと、役割分担もありませんけれども税制改革はまだ残されておると私は考えております。

そこで、財政再建の問題で、一般会計は先ほど来お話が出ましたけれども、特別会計においてもやはり赤字という問題があるわけですので、これらの財政改革、財政再建はそこまで広げていく必要があるのじゃないかと思ひます。

特別会計は多々あるわけですが、きょうは国有林の事業の問題について触れてみたいと思ひます。

林野庁の方が見えておりますので、国有林事業会計の最近の特徴と問題点について簡潔にお話しただきたいと思ひます。

○高橋説明員 国有林野事業につきましては、現在財政収支が非常に厳しい状況でございますけれども、昭和六十二年七月に改訂・強化しました改善計画に基づきまして、事業運営を改善合理化する、それから要員規模の適正化とか組織機構の簡素化を図る、それから自己収入の増大のために林産物、林野・土地の売り払い、こういうものにいろいろの工夫を加え、さらにヒューマン・グリーン・プラン、こういう森林空間利用というふうな新しい事業を展開しております。

こういうことによりまして自己財源を確保することに最大の努力を尽くしております、さらに必要な所要の財政措置を講ずることによりまして経営の健全性を確立したい、そういうことから累積債務の減少にも努めていくということで考えております。

○早川委員 そういふ話ではなくて、では私の方から言いますが、ことしの予算で見ますと、御存じのように国有林野事業特別会計というのは国有林野事業勘定と治山勘定という二つの勘定から成り立っているわけですね。問題は国有林野事業勘定に關するところなんです、平成元年度予算では予算規模が五千七百九十八億円ですから、約五千八百億円の規模である。そのうち財投からの借入金金が二千七百億円ですね。いわゆる典型的な借金財政で運営されているということがわかります。なお、参考までに言いますと、治山勘定は千七百五十七億ですから約千八百億円でございまして、そのうち一般会計等から千七百億円入っているわけですね。

問題は、いわゆる赤字というのは、御存じのように国有林野事業というのは独立採算制ですね、収益事業を基本とするということになっておるわけですが、そちらの方が今言いましたように五割近くが赤字財政になっているわけですね。その結果、これがずっと続いておりますが、平成元年度

末においてこの累積債務は幾らぐらいいなくなりますか、これをちょっと教えてください。

○高橋説明員 お答えいたします。六十三年度、まだこれは確定でなくて見込みであります、債務残高が約一兆九千億になんなんとしております。元年度の予算といたしまして借入金を二千七百億予定しておりますので、元年度の末には二兆円を越す債務残高になると考えております。

○早川委員 問題は、先ほどヒューマン・グリーン・プラン等の具体的な計画を説明されたわけですが、今、元年度予算で約六千億円の予算規模のうち借入金金が二千七百億円、それから累積債務が約二兆円になる、こういう状況なわけですが、この赤字がなくなる展望と累積債務の処理の問題についての見通し、もしありましたらお聞かせいただきたいのです。

〔大島委員長代理退席、委員長着席〕
○高橋説明員 先ほど部分的部分にお答えしたわけですが、累積債務の解消も含めまして私も事業を執行しておるわけがございまして、事業運営を効率化する、あるいは自己収入をふやす、こういうことで自助努力を最大限に尽くし、そういう中で累積債務を減少に導いていく、こういう方針でやっております。

○早川委員 とてもじゃないけれども、そういうことでは累積債務がなくなることはないと思ひます。それで、前回のときにも大臣にも伺った記憶があるわけですが、この事業会計に対して昭和五十三年度から一般会計から繰り入れが行われております。五十三年度スタートのときの四十八億円から累年増加してきておまして、ことしの予算ですと百六十四億円が一般会計からその事業勘定に繰り入れられております。

れども、今は赤字になつてゐるという事を考へていく中で、そういう独立採算で収益だけがこの事業勘定の目的だということは今の時代にそぐわないのじゃないかという感じがするわけですね。やはり森林というものは、これは国有林、民有林問わずですが、公益的な機能がある、あるいは保水ですね、水の問題、あるいは空気の浄化機能とか、いろいろな問題があります。私たちはそういうことを考える時代を迎えておりますし、また環境問題が国際的な関心を呼んでおります。その中で大きな柱が森林だ、こう言われておりました、森林は地球公共財、地球的な公共財だという指摘もなされております。

そういうことを考えますと、この機会にこの国有林野事業につきましても、今は事業勘定と治山勘定、二つしかありませんけれども、もっと森林の公益的機能、公共的機能というものを考へていただきたい。それを考へるということは、これは国民全体として、そして財政的には一般会計の分野でもっと面倒を見ていかなければいけないんじゃないかというふうな結びつきでなければいけません、その点について、今現在、林野庁の状況だけ伺いましたけれども、森林の保護育成について、そしてその重要性について大臣はどう考へられておられるのかという点が一つ。

それからもう一点は、その公共的機能を重視すればするほど、一般会計としてもっと財政的な配慮をしなければいけないのではないかとこの二点目です。それから三点目は、累積債務ですね。今年度末二兆円を超える累積債務に対して、やはり国、一般会計の方で配慮していかないと、第二の国鉄じやございませぬけれども、ああいった事態を引き起こすのじゃないかということも懸念されますので、配慮いただきたい。

この三つの点につきまして最後に伺ひまして、私の質問を終わります。

○篠沢政府委員 御指摘のような国有林野事業の現在の厳しい財政状況でございますので、本来独立採算という事で運営してございましたものにつ

きまして、臨時的なものとして一般会計からの繰り入れがいろいろ行われておるわけでございます。また、治山事業につきましては、これはすべて一般会計負担で実施をするということなのでございませぬ。

先生のお考えは、恐らく公益的なものについてもっと幅広くこれをとらえて一般会計からの繰り入れを一層積極的に考へるべきではないかというお考えであらうかと思ひます。確かに森林というものは、林産物を生産するというだけではなく、国土の保全であるとか水資源の涵養であるとか、こういう公益的機能を当然持つものでございませぬが、この公益的機能の発揮というものは、また逆に、その適切な通常の森林施業といふか、これを通じて出てくるものであらうかと思ひます。したがういふことで、林産物の生産活動と公益的な部分というものがどうしても一体として生まれてくるのが林野の事業なのではないかと思ひます。公益的機能のみ切り離してどうしようかと思ひます。公益的機能のみ切り離してどうしようかと思ひます。

私が思ひますのは、御承知のとおりと思ひます。臨時のなものとしまして、保安林の造林でございませぬと、林道整備、保安林の保全管理、それから御承知のとおり退職手当の問題、償還金財源、どういったものに着目をした一般会計からの繰り入れを誠意を持って行つておるということについて御理解を賜りたいと思ひます。しかし、今後とも、累積債務も出ておる、大変な問題であらうかと思ひます。所要の財政措置とともに、やはり徹底した自主的な改善努力ということによりまして、国有林野事業の経営の健全性の確立に必要な基本的な条件整備というものをなお追求してみるべきではなからうか、そういうことの中で国有林野事業の使命の円滑な達成に私どもとして協力をしていきたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○村山国務大臣 今、次長から御説明がありました。国有林野という問題は、環境保全、水資源

の保護、そういった問題からいまして非常に重要な問題でございます。一方、このように現実には赤字がどんどん出ているという問題でございませぬ。経営改善努力というものは絶えずやらなくちゃならぬわけでございますが、大変な赤字になつておるという問題は、両省で本場に検討していかなくてはならぬ。今御提言の問題も、長期的な問題であらう、このように思つております。

○早川委員 終わります。

○中西委員 矢追秀彦君。

○矢追委員 初めに、消費税の問題につきましまして、後に詳しく森田委員より質問がございませぬので、私は簡単に伺ひたいと思ひます。

最近、大蔵大臣も見直しの発言をされておるわけでございますが、私たちが消費税は撤廃すべきである、こう主張しておるわけでございますが、仮に見直しをされるものとしますと、その見直しに至る手続き、それから時期、どの点をどう見直すのか、その点について伺ひたいと思ひます。

○村山国務大臣 どこを見直せというところは、実は税制改革法の十七条の第三項でもううたつておるわけでございますので、どこを見直すかというのは与野党の共同で入れた修正案でございませぬので、そこをやるわけでございます。念のために申し上げますと、一つは事務負担がどういふことになつておるか、あるいは価格転嫁の現実の状況がどうなつておるか、それから、このことによつて公平という観念が損なわれないかどうか、定着状況を見ながらその三点を総合勘案しなさい、こういう趣旨でございます。

そして、四月一日から導入いたしました、一番遅い——一巡いたしますのは来年の五月で、三月決算の法人の方でございます。したがういふことで、現実に見直すとしても一巡後でなければできないわけでございます。しかし、検討は早く開始した方がいふことでございます。これは、国会における諸先生のいろいろな意見がございませぬ。早く始める、こういうことでございます。

で、以上の点を見直すにはどういふ点をチェックしたらいいか、こういうことをはっきり決めまして、そして国会が済みましたら早々にでも政府の税制調査会の方に御勉強を願ひたい、こう思つておるところでございます。

○矢追委員 政府税調をお願いをされるにしても、やはり基本的な方針、今言われた点以外のものと抜本的な見直しのものも含めての見直しと言われるのか、今大臣が言われたような税制改革法の中の範囲内にあくまで限る、こういうことなのか、どちらでございますか。

○村山国務大臣 改革法の中で言われたことを見直すわけでございますけれども、それを見直すにはどういふポイントをやつたらいいかということには特にうたつていないわけでございます。ですから、その問題は恐らく免脱点の問題であるとか簡易課税の問題という問題も一つでございますし、うし、あるいは帳簿制度というものがどんなふうな定着しているのかという問題も一つでございますし、またいろいろ、仕入れに係るものを今仕分けしているわけでございますが、これがどれほど事務負担をかけているのかという問題、そういうのもろもろの問題をチェックしていく必要があるんだけれう、こう思つております。

○矢追委員 今少しお触れになりました免脱点、これだつて引き下げるとなると大変な反対も出てくる。あるいはまた、簡易税率にしてもそういうことがあるからということで特に中小零細企業の方の了解を得られたやに理解をしておるわけでございますし、また帳簿の問題。今言われた問題は、どつちかという非常に反対の強いものではないんですか。ということも、もつと逆にそれを厳しくするのかが甘くなるのかというふうな点になつてくるんじゃないかと思ひます。その点はいかがですか。

○尾崎政府委員 先ほど大臣の御答弁がございませぬ。総理からもまた大臣からも税制調査会を勉強して見るようにという御指示をいただいております。税制調査会会長とも御連絡をとつ

ているところでございます。大臣のお話にござい
ましたようにできるだけ早くということでも考えて
おりますが、具体的にどういように勉強を始め
るかというの、税制調査会の御意向もあること
でございませうけれども、主として今話題になつて
おります中小企業者に対する特別措置等について
どのように考えるか、その辺が中心になるのだら
うと思ひます。先生方の御意見でも少し話が広
がるかも知れません。

ただ、現実の問題といたしまして、実は簡易課
税一つとりまして、この九月の末になりませ
んと簡易課税の選択者がどのくらいになるのかとい
うことすらわからないわけでございます。そうい
う状態でございまして、現在におきましては、四
月からスタートいたしました消費税、それについ
て末端その他で事業者がどのような値決めをした
かとか価格表示についてどのようにしているかと
か、そういう全くその事業者サイドの値決めのと
ころでとどまっているわけでございます。実際
の申告納税等は九月以降になるわけでございます
です。したがって、勉強につきましてもまだだ
んステージで内容が変わってくることになるので
はないかなというように思っております。

委員御指摘のとおり、両方の見方があろうかと
思ひます。簡易課税の問題をとりまして、免税
点をとりまして、いろいろな見方があるうかと
思ひますので、幅広く各方面の意見を伺いなが
ら勉強を続けていただくのではないかなと思つてお
ります。方向を特別に決めて、それに従つて税調
の審議を始めたい、ということではございま
せん。

○矢追委員 消費税をやり出しますと切りがあり
ませんのでこの辺で終わりますが、私たちは撤廃
をあくまで要求してまいりますし、百歩譲つて
見直しということになつたにせよ、ひとつ本格的
にまず不公平税制の是正ということから始めて、
その上で消費税の欠陥、九つの懸念ともう成立前
から政府は欠陥商品であるということをお認めに
なつていられるわけでございますので、その点は国民

の理解の得られるような論議を税調でもやつてい
ただきたいし、またそれを受けて政府もぜひお願
いしたいと思います。

それから、次に円安の問題でございませうけれど
も、けき私の見たニュースでは百四十八円台で
ございました。急激な円安になりつつあるわけ
でございますが、まず、この円安の原因をどのよ
うに見ておられるのか。

○内海(字)政府委員 ただいま委員御指摘のと
おり、このところ、特に円安というか、ドル高の状
況が見られるわけでございます。

これもよく御理解いただいておりますように、
私どもがマーケットでどういう原因でドル高が起
こつていられるかということも公的な立場で申し上げ
ることがまたマーケットに影響を与えるというこ
ともありますので、詳細にわたることは差し控
えさせていただきますが、基本的に見まして、いわ
ゆるファンダメンタルズに根差したというより
も、どちらかというところ感あるいは投機的な動
きがこのところ強まっているというふうには私ども
は見ているわけでございます。

○矢追委員 スペキュレーションという見方が強
いような今の御答弁でございませうけれども、とい
うことは、近い将来また円高に戻るという可能性
を考えておられますか。

○内海(字)政府委員 マーケットにおいては、依
然として、先行きという点ではこんなドル高が
続くはずはない、いずれドル安になるだろうとい
う見方もかなり強いわけでございます。私どもと
しては、やはり乱高下というのは困るので、あく
までも安定的な形でファンダメンタルズに合致し
た為替相場というものが形成されていくことが必
要だと思つております。

○矢追委員 こういつた円の相場の非常に急激な
動きはいろいろなところに影響を及ぼすわけで
ございますが、特に石油、電力業界、産業界には大
変な不安が出てきておるわけでございます。ひ
いては円安が結局は物価高、インフレになつて
くるといふことで、国民生活にも大きな影響が出て

くるわけでございます。こういうメカニズムです
から、ある程度はやむを得ないにせよ、いろいろ
国際的に議論もされてこつた乱高下は食いと
めると言ひながらもなかなか食いこまつていな
い。

特に、今回公定歩合を九年ぶりに引き上げられ
たわけでございますが、その効果というものは円
安に対する抑止効果にはならなかつたのじやない
かと思ふのですけれども、その点はいかがです
か。

○内海(字)政府委員 為替は、先ほどの思惑的な
問題も含めましていろいろなファクターで動いて
いるものですから、中央銀行による、特に日本銀
行の先般の公定歩合の引き上げがどの程度の影響
を持ったかということ、これだけを引出しして
判断をするというのはなかなか難しいように思
ひます。

○土田政府委員 補足いたしましたので、為替レート
と物価との関係につきまして簡単に御説明申し上
げたいと思ひます。

このところの為替レートの、これまでのところ
では短期的な変動、これが物価にどのような影響
を与えるかということ、一概に申し上げることは
困難だと思ひます。我が国の物価の動向全体
は、これまでのところ安定圏内にあると考えてお
るわけでございます。

なお、仮定の問題として、こういう状況が長続
きする場合には、これは相当のタイムラグを伴つ
て先々輸入物価の上昇、それが国内物価に波及し
てくるということも考えられるわけでございます
が、しかし、通常このような物価の形成につきま
しては、単に為替レートの要因のみならず、需給
とか賃金とか金融市場の動向その他さまざまな要
素が反映されるもので、一義的には申し上げられ
ないわけでございます。

それから、このタイムラグにつきましては、輸
入物価の上昇のコスト効果が国内物価に完全に反
映されるまで、一説によれば約三四半期程度のか
なり長いタイムラグを伴うとも言われておるわけ

でございます。

いずれにいたしましても、今後先行きを注視し
てまいりたいと思ひます。

○矢追委員 昨日の新聞によりますと、大蔵省首
脳が発言ということで、「(円が)自律反発すると
思うが、しない場合は新しい戦略を考へる」、こ
ういふ発言が出ておるわけでございますが、大
臣、今後こういつた問題について、G7の場も含
めまして新しい戦略というものを検討されてお
るのですか、それとも今までも同じようなやり方
でされていくのか、その点はいかがですか。

○内海(字)政府委員 その発言自体で新戦略とい
うのがどういふコンテキストで言われたかとい
うこともあるのでございませう、それはそれとい
まして、例えば、状況状況におきまして通貨当局
の為替市場とのかかわり方、あるいはそのか
わり方との関連で関係主要国とのかかわり方、そ
ういったものをその状況に応じて総合的に考へて
いくということは常時やっておりますし、これか
ら一層やつていかなければならないと思つてお
ります。

○矢追委員 この問題の最後で大蔵大臣にお伺
いたしますが、今国民の不安というのは、インフ
レ傾向ということに対する不安が多いのじやない
かと思ひます。一つは今申し上げた円安の問題、
それから公定歩合が引き上げられた、さらに消費
税というのがかかつてきている、さらにいわゆる
マネーサプライも大変多い、土地も東京はやや上
昇がとまりつつありますが地方はまだ上がつてお
る、株価についても上がつたり下がつたりしてお
りますが全体としては非常に好調である、しかも
最近土地がどううまみなくなつたといふので、
今度は美術品なんかの方に流れまして、美術品な
んかはすごい値上がりをしておる状況でありま
す。そういうふうなことで、インフレ傾向とい
うのが今国民の非常に不安だと思ひます。
これに対する経済財政運営をきちんとしなけれ
ばいかぬと思ふのですが、その点について大蔵大
臣いかがですか。

○村山國務大臣 今の問題でございしますが、言えることは、消費税の影響というのは私の見ているところは出尽くしたのじゃないかと思っております。もちろんこれは一過性のものであるということ、それから、なお消費者物価は諸外国の中で最も低位にある、これも事実でございします。ただ、将来の問題として、今の為替レートの問題であるとか、あるいは今まで日本経済の拡張あるいは内需中心の拡大を支えてきたところの円高とか原油安といった問題がだんだん逆方向に動きつつある、こういう問題は警戒しなきゃならぬというふうに今思っておりますでございします。

いづれにいたしましても、今後の情勢を十分見ながら適切な施策を講じてまいりたい。今のところインフレというような心配はないということだけは確かだと思っておりますが、為替要因、一次産品要因、あるいは今後過熱になりやしないかといった問題はやはり警戒していく必要がある。この前の公定歩合の引き上げというのもそういう意味の予防的な措置だというふうに私は受けとっているわけでございます。

○矢追委員 インフレではないとおっしゃいますから、土地などは非常にインフレでございしますから、国民生活に影響のないように、土地の問題も土地基本法案等を私たちが提案してやるわけでございます。ぜひそういうことも含めて的確な運営をお願いしたいと思います。

次に、法案について質問をいたします。初めに、昭和六十三年度の特例公債の発行額が当初予算規模より大きく下回っておるようでありますが、最終的にはどのような金額になると予想されておりますか。

○審議政府委員 六十三年度におきましては、当初予算で特例公債の発行予定額を三兆一千五百十億と予定したところでございします。その後、年度中の歳入歳出全般にわたる状況を見きわめて可能な限り縮減を図るという趣旨で、補正予算の際一兆三千八百億、これを減額をしております。したがって、その段階では一兆七千七百十億とい

うふうふう考えておったわけでございます。この一兆七千七百十億のうち、結局、年度内におきましては九千五百六十五億円の発行を行っております。したがって、八千四百四十五億円の未発行という形になっております。

御承知のとおり、六月三十日までの出納整理期間、この間にこの八千四百四十五億円の分を発行する必要がありますかどうかというところになるわけでございますが、基本的に特例公債の発行は極力縮減すべきであるという財源確保法の従来からの趣旨も踏まえまして、今後、間もなく五月分の税収動向の判明もあろうかと思っておりますので、この辺をよ

く動向を見きわめ、適切に処理をするということとで進めてまいりたいと考えております。

○矢追委員 当初予算ベースからいきますと大体三分の一になるわけでございます。この原因はどの部分と見ておられますか。

○審議政府委員 ただいま申しましたように、特例公債の発行につきましては、本来極力その発行は抑制すべきものであるということもございまして、この発行につきましても、年度の中で歳入歳出全般の状況、推移を見ながら、ただいま申し上げたようなことで補正において減額する。そして、実際には年度内の発行は九千五百六十五億というところでとどめてまいったわけでございます。やはり基本的には六十三年度におきます税収につきましても、経済の実体的な生産活動との関係がなかなか難しいと思っておりますが、株式、土地等の資産取引の引き続き活発化や円高差益の発生というところ、この一時的な要因から極めて税収の収支が好調であったというわけが大きい影響しております。

○矢追委員 私は昨年の本委員会でも、六十三年度の税収見込み四十五兆九百億円につきましても、前年度、六十三年度の当初比九・五増、補正後比四・六増、これは過小の見積もりではないか、こういう質問をしたわけでございます。このときの大蔵省側の答弁は、個別税目ごとに適正に見積もっている、こういう答弁をされたわけが

が、一年たつて決算ベースで見ますと、六十三年度決算は四十六兆七千九百七十九億、当初見込み四十一兆九千九百四十億を五兆六千億と大きく上回っておるわけでございます。六十三年度の当初税収見込みをも上回っておるわけですね。私は、意図的に税収見込みを低くしたのではないかと、意図的に税収見込みを低くしたのではないかと、いかに疑いも持っております。六十三年度は平素元年度では税収見込みが五十一兆百億、前年度当初比一三・一、補正後比六・〇、こうなるわけでございますが、これは適正な見積もりと言えますか。いかがですか。

○尾崎政府委員 委員のお話にございましたように御指摘もいただいた問題でございしますけれども、このところ税収見積もりと決算との間にずれが生じておりました。まことに申しわけないことだということも考えております。しかしながら、私ども与えられた限りのデータをもとにし、まして、個別に積み上げて計算をしていくわけでございます。決して、決して特別の意図を持って過小に見積もっているということではございません。土地の価格でありますとか株値でございますとか、あるいは為替の状況でございますとか石油の関係でございます。いろいろなことが重なりました。大体相場として一・一と言われているような弾性値を大きく上回るような状況がこのところ続いているということでございます。

六十三年度の税収につきましても、なお一カ月前、五月分の税収につきましても残しているわけでございます。けれども、これまでのところ比較的好調にまいってきておりまして、相当程度といえますか、ある程度の自然増収は期待されるころであらうかというふうに考えております。

平成元年度の税収につきましても、この数年の法人税の状況等を考えまして、見積もりの方法等につきましても工夫を凝らしまして見積もっているところでございます。見積もりの線が適正にいくのではないかと、いかに期待をいたしております。ただ、何分にも年度が始まったところでございます。税収の状況、まだ何とも申し上げ

かねるところでございします。御承知のとおり、平成元年度と昭和六十三年度との間には大きな税制改革がございまして、税制が大きくモデルチェンジをしたところでございします。これまでのように前年度の自然増収がそのまま土台になるというふうに考えることもまた難しいのではないかと、一生懸命適正に見積もったつもりでございます。

○矢追委員 欠損よりは多い方が結構なことでございますが、それにしても国家予算というのは非常に重要なものでございしますから、やはり正確な税収見込みを計上することは非常に大事である。私はこのように思うわけでございます。しかも特例公債というものは、本来税収が足りないから特例として発行する、それを認めておるわけですね。だから、その前提としての税収の見込みが余りにも実態とかけ離れていまして問題である、こう言わざるを得ないのですが、大蔵大臣、いかがですか。

○村山國務大臣 今、主税局長からお話があったのでございしますが、やはり税収見積もりというのは的確でなければいかぬということはおっしゃるのとおりでございます。今後ともこれを的確にやるように努力してまいりたいと思っております。特例公債につきましては、これは財政法からいいたしても、そしてまた財政のあり方からいいたしてもいかぬこととございします。特例公債の脱却においては、さらにまた財政のあるべき姿について財政審を中心にして今後検討してまいりたい、このように思っております。

○矢追委員 いずれにいたしましても、好調な景気の拡大に支えられまして、政府の平成二年度特例公債発行ゼロ、この目標はどやうに達成される見通しになってきていますかと思っております。その点は非常に結構なこととございしますが、これも私は再三この委員会でもずっと指摘をしてきたこととございしますが、国債残高は、特例公債発行ゼロにもかかわらず、それから後はずっとふえていくわけでございます。しかも今、百六十二兆円

すね。GNPの約四・五%、一般会計に占める割合が一九・三%、これは先進国の中でも最も高い水準になっているわけです。米國は一四・八、西獨が一・二、フランスが一〇・二、こういうのに比べますと非常に高いわけでございます。今後財政再建の中でこの国債費のあり方をどう考へておられるのか、まず考へ方をお聞きしたいと思います。

○審判政府委員 国債費が歳出予算の二割近くを占めておるといふことで、財政の対応力が非常に圧縮をされた姿になっておる、大きな問題であるといふことは常々御指摘をいたしていただいております。私どももいたしましては、結局のところ、いろいろな問題があるかと思ひますが、やはり国債費に関しては、借換債を含めまして総公債発行額の抑制ということに何とか努力をして、長期的に国債費のシニアの縮小を図っていかねばならぬと考へております。

ただ、国債費につきましては、給公債発行額をどのくらいどの時期に抑制していただけるかというところになってまいりますと、やはりときどきの経済社会情勢の中で、毎年の予算編成の過程で最大限努力をして、その結果としてどういふものが出てくるかというところを見なければならぬといふ難しさがございまして、それからもう一つ、国債費のシニアは、やはり金利などの経済情勢にもかなり影響されるものでございまして、こういったような問題がございまして。

それからさらに申し上げれば、償還費の定率繰り入れと申しますか、償還費の国債整理基金への繰り入れと申したようなものをどの時期にどういふふうな形で行うか。御承知のとおり現在と申しておるわけでございますけれども、例えばこういうものがあるかというところによつても、国債費といふものの大ききなり歳出に占めるシェアといふのは非常に大きく変わり得るわけでございます。現在の段階でそれらの材料を持ちかねておるような状況でございまして、いつまでどの程度まで引き下げていくのかという具体的目標を

お示しすることはなかなか困難な問題でございまして、極めて大きな課題であるという認識のもとで、さらに検討を進めさせていただきたいと思つております。

○矢追委員 大蔵省の仮定計算では、国債残高はますますふえまして、平成十四年には残高は二百兆円を超えるわけですね。利払い費は十一兆六千億に達する、こういう試算になっておるわけでございます。もちろん十四年先の経済情勢を見通すことは大変困難でございますが、先進諸外国から比べても異常に高い国債費、それは結局、最後は財政の硬化を生んでいくわけでございます。今いろいろの答弁ございましたけれども、今後の国債発行はきちんとしていかなければならぬ、こう思うわけでございます。その点について大蔵大臣の見解をちょっとお伺いしたい。

○村山國務大臣 現状を考へましても、今後の財政運営の基本方針をどこに置くかということには非常に難しいわけでございます。また、将来建設国債に限定されたいと思つても、建設国債をどれだけ発行するのかわからないのは非常に難しい問題でございまして、それはやはり社会資本の充実という関係もございまして、もう一つは、景気変動にどう対応するかということ、よくこれが使われるわけでございます。しかし、財政というものは長いものでございまして、その辺のところをどの辺に置いていくかという難しい問題があると思つております。現状で絶えず固定されるわけじゃないと申します。今委員がおっしゃいましたように、先へ行つて残高がふえるんじゃないかというお話でございますが、それがまた償還についてどういふふうな今後持っていくかという問題にもなるわけでございます。

御案内のように、現在六十年償却ということ、現金償還分を大体定率繰り入れ相当分やつていくわけでございますが、また、相当金利の高いときに発行したものもあるわけでございます。こういったものもろもろの問題を抱えて今後の財政再建目標を立てていくこととございまして、一

年間ひとつ財政審議会できつくり勉強していただく、こう思つております。委員の御指摘になったこの重要性は肝に銘じておるわけでございます。私には何かが何でも残高を減らせと言つてはいいではないのです、もちろん減らさなければいけません。

というのは、国債といふのは、現在我が國の金融・証券市場にとりましても安定した材料になっているのも事実でございます。国債そのものが昔とさまざま変わりで、昔はなかなか引き受け手がなく、シ田に対して非常に苦勞されておりました。今、今は逆にもつと欲しい、諸外國まで欲しい、こういうふうな状況になっておることは非常にさま変わりと思つてございまして、そういった面では、ある程度は私は構わないと思ひます。ただ、先ほど申し上げましたように、財政の中に占める国債費が二〇%といふのはやはり大き過ぎるのではないかと。だから、今後ある程度目標を決めて、これくらいの国債費にする、あるいは残高はこの程度にする、あるいは利払い費はこうなんだというアウトな目標でも立てて進まない、どうも毎年毎年の行き当たりばつたりになっておる、このように思つてございまして、その点についてはいかがでございますか。

○審判政府委員 国債費といふものをどのようにかから考へていくべきかということでございます。先ほど申し上げましたようなものも要素がございまして、そのときどきで国債費といふものがどう変化するかということにつきまして的確に見通すことがなかなか難しいわけでございます。と同時に、今先生、目標値を定めて、そこに収れんさせていくことは考へられないかということもございまして、これもなかなか難しい課題であるかと思ひます。非常に卑近な言い方を申しますと、歳出規模がある程度大きいたしますと国債費比率が下がったように見える。例えばそんな形で国債費率が低く見えるというだけでは、これ

は意味もまたなからうかと思ひます。実質的な意味で総公債発行額の抑制に努めながら、実質的に意味のある国債費の引き下げといふものをどういふふうに表示していくかということもございまして。その目標値の設定方式といふのは極めて難しいものがあるのではないかと考へておるわけでございますが、いずれにしても国債費の引き下げといふことは重大な課題といふふうには、今大臣もおっしゃいましたように肝に銘じて検討を進めてまいりたいと思つております。

○矢追委員 次に、今回も国債費の定率繰り入れを停止しておるわけでございますが、今や減債基金制度といふのは本来の機能を失つておる、この言わざるを得ないわけであり、赤字国債の借りがえにも追い込まれておるわけですね。しかもNTT株の売却等で補つておる期間ももうあとわずかである、このように思つてございまして、そういった状況の中で、まず売却益で補えるのはどれくらいと考へておられますか。ケースA、ケースBとも三年になっておりますが、やはり平成三年度までという見通しですか。

○審判政府委員 この二月に国会にお出ししております国債整理基金の仮定計算でございますが、この中ではNTT株式のうち国債整理基金特別会計に所屬しておられます株、これは御承知のとおりNTT株全体の三分の二でございますが、これを平成三年度まで売却するという仮定を置いておるわけでございます。こういう形で進めましても、三年度までは定率繰り入れを停止いたしましたも、国債の償還に支障を生じないという姿になっておるわけでございます。ただ、NTT株の売却につきましても、現下のような情勢の中での難しい問題もまた生じておるかと思ひます。計算上は、先生御指摘のとおり平成三年度までの売却で、三年度までの定率繰り入れを停止して償還財源に支障を生じないという計算でございます。

○矢追委員 その減債基金制度でございましてけれども、定率繰り入れで償還財源をつくる方法です

が、これは日本のみで他の先進国ではやっていない、このように言われておるわけです。この減債基金制度をやはり抜本的に見直し、そして国債管理政策というものを再検討しなければならぬと思っておりますが、その点についてお伺いしたいと思います。

と申しますのは、財確法の前のいわゆる財特法と言われた時代、要するに特例公債は必ず現金で返しますということを言われてきて、現金で返せないことがわかっておる段階になつてもまだ返せると頑張っておられた。村山大蔵大臣のときもあつたか、質問したかどうかと記憶にありませんけれども、私も借りかえしなければならぬやないかと何回も主張したわけですが、いや絶対現金で返します、それがずっと今も、結局借換債に変わってきて、それがずっと今も切られている状況ですね。私もこの減債制度については、先ほどの残高の問題とともに前々から強く主張してきておるわけですが、一つの区切りとして、来年度は特例公債発行ゼロになる年度ですから、この辺から財政再建の本格的なスタートということで、ひとつこの減債制度並びに国債管理政策というものをきちんとしていただきたい、私はこう思うのですが、大臣、いかがですか。

○村山国務大臣 今おっしゃったことの重要性はよくわかっておるわけですが、これも今後の財政のあり方に関する基本的な問題になるわけですので、現行の制度で一体予算の上限を、歳出予算を総額でどれくらい伸ばすのか、GNPの伸びとの関係でどう見るのかという問題が一つあります。かつて財政が悪化したときに、GNPの名目の伸びが一〇%のところに、十年間くらい一般会計の伸びが一五%を続けたという時代がありました。その当時は、いやそれは景気が出れば税制の弾性値でもつてうまくいくのだ、こういう議論が随分ありました。そればかりではございませんけれども、それが今日の財政状況を招いたということはよく承知していただ

ございますので、そういった国債全体の管理政策のあり方、こういう問題もその視点からひとつ十分検討させていただきたいと思っております。

○矢追委員 特例公債の借りかえ分がふえてきておるわけですが、残高百六十二兆円のうち借換債はどれくらいでございますか。

○足立政府委員 元年度末の国債残高見込みでございまして、今御指摘のとおり百六十一兆八千二百五十八億円と見込まれておりますが、このうち借換債は六十三兆七千四百八十億円、このように見込んでございます。

○矢追委員 そこで、借換債の問題ですけれども、この借換債の特例公債も建設国債も同じように六十年償還ルールが適用されておるわけですが、今度発行された十年物の借換債については、後世に代りまして、今年度発行された十年物の借換債になるわけですが、一度に償還できない現状であれば、別に新規の償還ルール、短縮したものも考えてはどうか。今まではキャッシュで返すということになっておったわけですが、その点のこともこれから考えていかなければならぬのではないかと、こう思うわけですが、ただ、経済が安定した成長を遂げなければなりません、こういう償還ルールもこの際見直すべきではないか、このように思うのでございますが、その点はいかがですか。

○篠沢政府委員 申し上げるまでもございせんが、特例公債は建設国債と異なりまして見合い資産が存在しないということで、この償還年限と申します償還ルールと申しますか、この定め方は大変難しい問題であつたわけですが、特例公債が経常費を賄つておるといふ観点から申しますと、原理的にある一定の年限で償還をすべきという方式をきちんとつくるのは、性格上なかなか難しい問題があろうかと存じます。現在、財政事情にも左右されまして、結局やむを得ざる現実的

な選択として、建設国債と同様のいわば六十年償還ルールというものをとることをしておるわけでございます。私もいろいろ考えることがあるわけですが、当面、基本的には六十年償還ルールによらざるを得ないのかなという感じでございますが、これは常に検討課題であらうかというふうに思います。

また、そうした中でも、財確法の努力規定がございまして、この趣旨を踏まえまして特例公債の残高を速やかに減少させていくように、あらゆる努力を尽くしていくということが必要であらうかと考えております。六十二年の補正予算と六十三年の補正予算の際には、この財確法の努力規定の趣旨を踏まえまして、若干の金額ではございますが、国債整理基金の資金繰りに支障のない範囲で特例公債の早期償還に努めたところでござい

ます。六十二年の補正予算の場合は二千三百億、六十三年の補正予算では二千四百億弱という金額でございまして、借換債に頼らずに現金償還ととめるという形で、いわゆる六十年ルールであります。借換債可能な金目からその分減額をいたしておるという努力もしておりますことを付言させていただきます。

○矢追委員 いずれにしても、国債整理基金特別会計法では、特例公債償還のための起債はできる限り行わないように努める、こういう規定があるわけですが、借換債の発行が新規財源債を上回る状態が続いておるわけですので、特例公債償還の目標も示していかなければならぬと思

うわけでございます。

そこで、この問題の最後になりますが、まず、来年度は恐らく特例公債発行ゼロになる、こう思

うわけですが、そういう意味では随分修正、修正を得て、ようやく政府の言われておる六十五年度特例公債償還、すなわち平成二年度ということになります。達成できるわけですが、これは私は非常に結構なことだと思います。ただ、残念ながら、も

とほも早く言われておったわけですね。それ

が随分延びてしまったわけですね。それはいいと思

いますけれども、これをもちつて財政再建ができたのだという認識に立つてもらうと思つておるのだ

です。むしろ財政再建の第一歩である。したがって、先ほどから申し上げておりますように、国債

残高の問題、あるいは償還ルールのこと、あるいは減債制度のこと、また新たな財政再建へ向けての新しいものを出さないためではないか。しかも経済もこういうふうな状況でございまして、そ

ういった上において、いわゆる財確法そのものも果たしてどうなのかということも検討の価値があるのではないかと思つておるわけですね。

例えば、昭和六十三年の財確法の趣旨説明の中で、大蔵大臣は、御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境

には一段と厳しいものがあります。このため、引き続き財政改革を一層推進するため、歳出の徹底した節減合理化を行うとともに、現下の経済情勢にかんがみ、景気の着実な拡大に資するた

めである限り、努力を行うこととしておるものと

ということをきちつとおっしゃって、厳しいとおっしゃっている。前の二年間も同じことなのですけれども、それが全然入っていなかったわけでございます。そういう認識をされていることは大変評価するのでございますが、この財確法、ずっと同じものばかり毎年出てきているわけでございます。こういったことも含めて新しい財政のあり方をやらなければいかぬと思うのですけれども、それはおやりになりますか。来年度予算編成までにできますか。

○村山国務大臣 今、矢追委員がおっしゃったとおりでございます。財政再建、これからが大変だということだろと思う。ようやく特例公債から脱却のめどがついたわけでございますが、おっしゃるような事情で、これからどうやっていくかというのが一番大事な問題でございます。したがって、毎年度の予算の組み方からして問題でございます。

それから、現在既に残高としてあるものを一体どういうふうにしてやっていくか、金利の高いものも安いものもいろいろあるわけでございます。減債基金制度もあるわけでございます。特例公債残高もあるわけでございます。こういった問題を抱えて、これからの確な目標を立てて、そして着実にやっていくことはやはり国民経済の基礎になると我々は確信しておりますので、せっかく勉強させていただきます。こう思っているところでございます。

○矢追委員 勉強は結構なものですけれども、来年からさまざま変わることができるようにぜひお願いしたいと思います。次は、先ほども議論に出ておりましたけれども、いわゆる隠れ赤字の問題についてお伺いしたいと思います。六十二、六十三年度と税収増加に恵まれました、当初予算で予定していた特例公債の発行を補正段階で削減いたしました。すなわち、六十三年度当初四兆九千八百十億円が決算では二兆五千三百八十二億円、六十三年度当初三兆一千五百十億

円が補正後には一兆七千七百十億円、平成元年度当初予算では一兆三千三百十億円、今申し上げたように財政再建の方の射程距離には入ったわけです。ただ、表に出ない隠れ赤字、大体二十六兆円と言われているわけですが、これをどうするかという問題でございます。

御承知のように国債整理基金特会への定率繰り入れの停止分が十五兆五千七百三十四億円、その他本来一般会計が支払うべきものを特別措置として後年度に後送りしたものが十兆五千七百九十五億円、両方合わせて二十六兆円超、こうなるわけでございますが、一般会計の特例公債削減が五十八年から平成二年度までではちようど七兆円になるわけ。そうすると、特例公債削減額の四倍近いものが隠れ赤字として残された、こういうことになっておるわけでございますが、この隠れ赤字のことをやりますと、私が先ほども言ったように財政再建もこれからだ、こういうことになるわけでございます。

さらに、後年度へ負担を後送りしたものの多くは、平成二年度、特例公債発行脱却後に返す約束だったと思うわけでございますが、その返済についての構想、それから計画、こういったことはどのようになっておりますか。六十三年度補正で厚生保険特会へは一兆五千七百八十八億円を返還されたわけでございますが、この構想、計画、また隠れ赤字をどうするか、これについてお伺いしたいと思います。

○篠沢政府委員 いわゆる歳出の繰り延べ措置についての御質問でございますが、確かに国債の定率繰り入れをストップしてまいりました総額が十五兆を超えておりますので、これを加えますと、先生おっしゃいましたように二十六兆という数字が歳出の繰り延べの総額になるわけでございます。今後要処理の残高というものはどういうふうにか考るかということにつきましては、慎重に検討したいと思っておりますが、私どもの感では、定率繰り入れの分については、いつも申し上げております

ように、N T Tの売却益にも助けられました。国債償還は着実に進められてまいりましたことから考えますと、これは後々まとめて国債整理基金に一般会計からどかんと繰り入れなければならぬという性質のものではなからうと思っております。ただ、おっしゃいましたように、これまで定率繰り入れをおわせて二十六兆という歳出の繰り延べのお世話を合せてきたということは事実でございます。

なお、先生は赤字国債の減額は七兆であり、歳出の繰り延べは二十六兆というふうに対比をなさされたわけでございますが、二十六兆は長い間の累積のいわば面積のようなものでございまして、一方、国債の削減額は、ピークから平成二年度、元年度までの間で七兆といういわば高さが減つてきたということでございます。単純に数字の比較はなかなか難しいかと思っております。しかし、先生の御指摘のような感じが一つあるということは事実かと思っております。

そこで返済の問題でございますが、一つ一つについてただいま申し上げることは避けたいと思っておりますが、例えば国民年金の平準化措置でございますとか、地方財政に関する繰り延べでございますとか、あるいは住宅金融公庫の利子補給の繰り延べでございますとか、これらにつきましてはどういうふうな今後将来的に処理をしていくかということにつきまして、立法が存在しておるわけでございますので、一応この立法に従っていくのかなという感じでございます。大きなものとしてあと残りますのが厚生年金の繰り入れ特例などが主なものになるわけでございますが、これは法律では、一般会計が特例公債依存体質から脱却した後に速やかに適切な措置を講ずるといった感じになっております。ですから、この辺についてどういふふうに取り扱おうかを考えていかなければならないと思っております。

先ほども申し上げたわけでございますが、ただいまの段階で何年度にどのようにお返しをしてくださいますかというのをわかに申し上げられない状況でございますけれども、いずれにしても、これにつ

きましては重要な課題としてその処理について検討を進めてまいりたいと思っております。先生御指摘のように、昨年の補正予算の段階で利子を含めまして約一兆五千億の返却をしたわけでございますが、このようないわばアドホック方式だけに頼っていることではないのかどうかと、その辺はさらによく検討させていただきたいと思っております。

○矢追委員 今も言われました六十三年度補正で厚生保険特会へ繰り入れられたのが、元本が一兆四百九十億円、これは五十七年から六十年分、利子が四千五百八十八億円となつていたと承知しております。これは利子をつけて返さなければいけませんので、そういう点になりますと利子の負担というものを一応計算に入れなければなりません。したがって、特別措置分の今日時点での利子、それから負担額といったものはどれぐらいになるのか、単年度で利子負担ほどの程度になるのか、わかりましたら教えていただきたいと思

○篠沢政府委員 歳出の繰り延べ措置に伴います利子あるいは運用益相当額というものが発生していると考えられるわけでございますが、厚生年金の国庫負担金の繰り延べ措置に係る利子相当額につきましては、五十七年度から六十年までの分についてはもう利子つきで処理が済んだわけでございますので、六十一年度から平成元年度予算までの繰り延べ額に係る運用収入相当額というものを機械的に計算してみますと、元年度末で千五百三億円というふうに出てまいります。

それから、国民年金の国庫負担金の平準化措置でございますが、元本の方は法律に従って順次繰り入れられていくことになっておりますというところをさつき申し上げましたけれども、やはり運用収入相当額というものが機械的に計算はできるわけでございます。これは元年度末で四千八百九十四億という数字になっております。それから、住宅金融公庫の利子補給の繰り延べにつきましては、元年度末までの合計で千六百七

十五億というような数字でございます。

政管確保につきましては、これは短期保険でございますこと、から、保険財政上のいわゆる運用収入云々ということが前提となるものではないかと考えておりますので、現在利子相当額について計算はしておりません。

最後に、大きいのが地方財政対策の改革に伴います特別会計の借入金、一般会計負担の利子でございます。これは、五十九年度以降元年度までのものに係ります総額が二兆二千七百五十三億ということになっております。ただ、これは国債費の方で処理がなされることになっておるわけでございます。

定率繰り入れの停止につきましては、先ほど来申し上げておりますような性質のものでございまして、運用利子相当額という概念は出さなくてよろしいのだから、こんなふうにしております。

以上申し上げましたように何種類かございますが、単年度でどのくらいそれが出ているかということでございますけれども、平成元年度では厚生年金六百六十五億、住宅公庫三百三十八億、国民年金千六百三十三億、地方財政借入金四千億、こんな出方をしております。これを含めまして、累計が先ほど申し上げたような数字になっておることでございます。

○矢追委員 今のをきちと計算してやる時間がありますので、ちょっとこちらで簡単に、アウトな考え方で恐縮でございますが、六十三年度補正の厚生保険特会でいきますと、元本に対する利子分の比率が四三・七％になります。仮に元本の四〇％として特別措置分の利子が四兆三千億円超、五〇％なら五兆三千七百億円超ということになりますので、いわゆる隠れというものは二十六兆円ではなく、実際は三十兆円くらいになるのではないかとおもうのですが、この辺はいかがですか。大体アウトそう考えてよろしいですか。

○審判政府委員 ただいま歳出の繰り延べの元本に利子を加えてというお話でございますが、こ

れらをすべて合計した数字をお示しすることは、各制度の趣旨等に相違があることから適当ではないと考えるわけでございますが、住宅公庫の分でございますと、地方財政の分につきましては算入済みとなっておりますので、それから定率繰り入れに關しては利子額というものを算入するのかな、そこはまあ極めて疑問があるかと思ひます。私どもの感じでは、先生のおっしゃる方々に合わせて単純に計算してみますと、定率繰り入れを除く分が十兆余り申し上げておられますのが十一兆二千億程度になるのではないだろうか、それに定率繰り入れ、これは素直に、いわばその繰り入れた元本額をそのまま足すということでお許しをいただきますと、合計が二十六兆八千億程度と言えらるるのではなからうか、私どもとしてはそんな見方をしております。

○矢追委員 この問題は私ももう少し勉強させていただきませんが、数字の差は別といたしまして、やはり利子がついておるといふことも念頭に置いていかないと、ただ二十六兆円だけであるということにはならぬわけでございますから、その点も含めまして、いわゆる隠れ赤字解消をやっていくなければならぬと思つておられます。先ほど申し上げましたように、仮に来年から特例債が発行ゼロになったとしても、こういうのがまだあるというところはきちんと認識しておいていただきたい。その点について大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○村山國務大臣 隠れ赤字を十兆五千と計算するのは二十六兆と計算するの、なかなか難しい問題でございますが、利子を含むものがあることは事実でございます。これは容易ならぬことでございます。まして、特別公債隠れよりもある意味で言えばまた難しい話であるという認識を持っておりまして、したがって、前々から申し上げておる通り、脱却後の財政再建の目標の定め方というものが一番大事だと思つて、鋭意こししの年末くらいまではこの問題を勉強させていただきたい、そして間違いない財政運営を今後続けてまいりたいと思つておるところでございます。

○矢追委員 今、年末と大臣がはっきりおっしゃいましたので、来年度の平成二年度予算編成にはそういうことがきちんと反映できるようにお願いしたいと思います。

それでは、きょうはちょっと時間をつつめて、あと十分程度で終わりたいと思ひますが、国際金融局長お待たせして済みません。

累積債務の問題でございますが、いわゆるブレイド提案なるものが四月のIMF暫定委員会で認められたわけでございます。従来米国は、ペーカー構想に見られますように、ニューマネーを追加することで債務国対策を進めてきたわけでございますが、今回、債務の削減を重点とする対策に方針を変更してきたと考えられるわけです。これはやはりペーカー構想が間違っていたということになるのか、その点はいかがですか。

○内海(子)政府委員 いわゆるペーカー構想の中心となりますのは、債務問題についてはケース・パイ・ケースで対処しなければいけないというところが一番基幹でございます。すなわち、債務国がIMFと合意をいたしましたきちんとした経済の再建計画を持つこと、そうした経済の再建計画というものに信頼をした上でIMF・世銀がお金を貸す、また民間銀行からもニューマネーが出るということ、みんなで協力していきましようというところがベースでございます。その意味では、ペーカー構想の枠組みは、現在のいわゆる新債務戦略もこれを踏まえております。

ただ、ただいま委員御指摘のとおり、いろいろ難しい状況が債務国の側においてもまた民間銀行の側においても出てきてまして、ニューマネーという形で債務がどんどんふえていくという格好でも、これは民間銀行の方もお金は貸せませぬ、基本的には債務を減らす、あるいは利払いを減らすところから少し手をつけながら、債務国も民間銀行も、それから世銀・IMF等も含めた公的部門も、みんなで責任を分担していくというのが今度の新債務戦略でございます。

その意味では、ペーカー構想の枠組みを踏まえながら、さらに発展させたということではないかと、いうふうに私も見ております。

○矢追委員 ペーカー構想対象国十五カ国への融資残高はふえてきておられますが、民間銀行に限りまして、八三年から八四年は年平均五十三億ドルの増加、八五年は八億ドルの増加、八六年には二十八億ドルの減少、こうなつて先細りをしてきておるわけですが、その一方、全体の貸し出しの構成では民間銀行の比重が低下をして、政府やIMF等公的機関の役割が高まつておるわけでして、これは民間の債務を公的機関に転嫁しておるというふうにご覧いただかどうか、その点が一つ。

しかも問題は、ペーカー構想を打ち出しながら、米国では中小の銀行がリスケジュールの追加融資には応じない。大銀行はニューマネーを供給したが、ブレイド構想を先取りして、債務の債券化や売却を行つて融資残高を減らしておる。また、ヨーロッパの銀行ではニューマネーの追加をしたが、債権の償却を進めて残高をふやさない。そういうことで、日本だけが対処がおくれて融資をふやし、そして融資残高をふやしてしまつておる、こういう状況にあるのではないかと。何か日本も今ケイマン島にオフショアの債権買い取り会社を検討中と伺つておられますが、こういう日本の状況、日本にしわ寄せされていることは非常に私はいかがかと思つておられますが、この点はいかがですか。

○内海(子)政府委員 まず第一点でございますが、民間銀行は委員御指摘のとおり、八五、八六、八七との三年間に、いわばネットのマネーフローは若干マイナスになっておられます。その分、結局世界銀行等を含めました公的資金が維持されておられますので、比重は逆転しておられますが、ただ、よく言われますのは、民間銀行のリスクを公的部門がひつかぶつておるのではないか、こういうことは、少なくともリスクの移転というふうなことではないかと思つておられます。

その意味では、ペーカー構想の枠組みを踏まえながら、さらに発展させたということではないかと、いうふうに私も見ております。

○矢追委員 ペーカー構想対象国十五カ国への融資残高はふえてきておられますが、民間銀行に限りまして、八三年から八四年は年平均五十三億ドルの増加、八五年は八億ドルの増加、八六年には二十八億ドルの減少、こうなつて先細りをしてきておるわけですが、その一方、全体の貸し出しの構成では民間銀行の比重が低下をして、政府やIMF等公的機関の役割が高まつておるわけでして、これは民間の債務を公的機関に転嫁しておるというふうにご覧いただかどうか、その点が一つ。

しかも問題は、ペーカー構想を打ち出しながら、米国では中小の銀行がリスケジュールの追加融資には応じない。大銀行はニューマネーを供給したが、ブレイド構想を先取りして、債務の債券化や売却を行つて融資残高を減らしておる。また、ヨーロッパの銀行ではニューマネーの追加をしたが、債権の償却を進めて残高をふやさない。そういうことで、日本だけが対処がおくれて融資をふやし、そして融資残高をふやしてしまつておる、こういう状況にあるのではないかと。何か日本も今ケイマン島にオフショアの債権買い取り会社を検討中と伺つておられますが、こういう日本の状況、日本にしわ寄せされていることは非常に私はいかがかと思つておられますが、この点はいかがですか。

○内海(子)政府委員 まず第一点でございますが、民間銀行は委員御指摘のとおり、八五、八六、八七との三年間に、いわばネットのマネーフローは若干マイナスになっておられます。その分、結局世界銀行等を含めました公的資金が維持されておられますので、比重は逆転しておられますが、ただ、よく言われますのは、民間銀行のリスクを公的部門がひつかぶつておるのではないか、こういうことは、少なくともリスクの移転というふうなことではないかと思つておられます。

それから、第二点の民間銀行の国際的な対応の問題でございます。

第一に、米国の中小銀行、いわゆる地方銀行がニューマナーやリスクに応じないということで、徐々にドロップアウトしてきたということは客観的な事実でして、今度の新債務戦略でも、そういったフリーライダー的に、協力はしないけれども元利の返済を受けられるというようなことは、何か排除しなければいけないという問題意識を強く持っているのはそういう点でございます。

それから第二に、経理上の処理といたしましても、アメリカが、これは有税でございますけれども、シテイクープから始まりまして徐々に準備金を積み始めております。アメリカの場合、大体三〇％ぐらい積んでおられます。ヨーロッパの銀行の場合には、国によって違いますが、これもかなり積み立てておられます。日本の場合には有税と無税と、たまたま御指摘のケイマンに設立いたしましたファクタリング会社での処理、これを全部含めると、平均的に言うと大体二〇％ぐらいは積んでおられることになると思います。

ただ、一方でその間に円が非常に強くなりまして、ほとんどの債権はドル建てで、ひところ一ドル二百四、五十円という換算率のころ貸していたドル債権が、その後の円高の結果、銀行の総資産に占めるエクスポージャーといいますが、債務国向けのドル債権というのは、円建てでは日本の銀行の場合には比率的には大分軽くなっているということもありますので、二〇％というのはかなり備えていることにはなってきたかな。もっとも、これもブレイディ戦略が発表されます前に、どうもそういった欧米の動きを見ながら有税の引き当てをふやしていただいた結果ではございますけれども、それほどおくれないうちでやってきている結果にはなっているのかなという感じはしているわけでございます。

○矢追委員 今回のブレイディ提案によりまして、債務国の国債等に債券化をし、その元本、利払いに国際機関が融資を保証する、そのための資金は各国が協力する、これが一番目です。二番目が、民間銀行はニューマナーを行う、こういうこととでございますが、第一に、債務の債券化は結果として債権をかなり切り捨てるから、民間銀行にしわ寄せがされてしまう。米国の大手銀行は、一昨年のシテイバンクの引当金計上に始まりまして、公然と債務の償却を進めたり増資をしているので、今回の処置により打撃は少ないわけですが、私は日本の銀行の損失についてちょっと憂えておられますので、その点についていかがお考えになっておられますか。一応時間ですから質問だけ並べて、答弁はまとめて結構でございます。

金の各国が協力する、これが一番目です。二番目が、民間銀行はニューマナーを行う、こういうこととでございますが、第一に、債務の債券化は結果として債権をかなり切り捨てるから、民間銀行にしわ寄せがされてしまう。米国の大手銀行は、一昨年のシテイバンクの引当金計上に始まりまして、公然と債務の償却を進めたり増資をしているので、今回の処置により打撃は少ないわけですが、私は日本の銀行の損失についてちょっと憂えておられますので、その点についていかがお考えになっておられますか。一応時間ですから質問だけ並べて、答弁はまとめて結構でございます。

次の問題は、八五年以降八八年までの日本のニューマナーは約六十五億ドルに達しておられるわけです。これらを流通市場の価格をもとに試算をいたしますと、含み損が約五千億ドルに迫るとの民間報告もあるわけですが、政府は仮に債務の債券化をした場合の影響を具体的にどう見ておられるのか。

第二に、債務の削減をしながら民間銀行にニューマナーを求めることになるが、貸し金を棒引きにされ、さらにニューマナーを出すのは、個々の銀行はもちろん、預金者保護の銀行行政の立場から見ても問題が出てくるのではないかと懸念しますが、その点はいかがですか。

最後に、国際機関が大きな役割を果たすのでございまして、これに必要な資金は、IMF等の増資やその他の形態で日本も必分の負担をすることになるわけですが、四月のIMF暫定委員会で澄田日銀総裁が発表されました輸銀からの四十五億ドルの特別融資構想もその一例だと思いますが、日本はどこまで協力をしているのか。下手をすると日本だけが犠牲になってしまうようなことに結果としてならないのかどうか、その点を非常に憂えておられるわけですが、いかがですか。

○内海(学)政府委員 たいだいま委員の持っておられる問題意識というのは私も持っております。つまり、今後の債務累積問題におきまして、いわゆるバードンシェアリングということが非常に重要であると思っております。これは日本語で言うと責任の分担ということだろうと思っております。ございまして、その意味で第一の御質問に関連いたしましたのは、民間と債務国と公的な機関との責任分担がフェアに行われなければならない、そういうことを頭に置きながらやらなければならない、そういう思いを、第二に、民間銀行の中のバードンシェアリングも公平に考えていかなければいけないということをおっしゃる必要があると思っております。

二番目の御指摘で、債務削減が日本の銀行にどういう影響を及ぼすかということでございますが、今当面日程で検討の対象となっておりますのが、メキシコとかフィリピン、コスタリカあるいはベネズエラというふうなものも検討の視程に入っているわけでございますけれども、どの程度それが進むのかとか、あるいは民間銀行が債務の削減か利払いの削減か、あるいはニューマナーかというのを好きなように選べるようになるものから、債務の削減というのはなかなか日本の銀行は選びにくいと言っておられる方が多いので、恐らく元本はそのまま維持しながら、利払いを軽減するという対応される銀行があるいは多いのかもしれない。その辺を見きわめまして、数量的にどの程度債務の削減というのが現に日本の銀行に関して起こるか、ちょっとつかみがない点でございます。

それから、ニューマナーを出させられるかという点につきましては、債務の削減をしながら新しいお金を出すというのは、銀行の常識としてはなかなかできないというのが私どもが伺っている話でございます。我々も国際的にそれは当然だと思いい、そういう主張もしているわけでございます。

それから、最後のIMFの増資その他そういった我が国の負担の問題は、冒頭に申し上げましたいわゆるフェア・バードンシェアリングの問題でお答えしたことになると思っておりますので、御了承いたします。

ただきたいと思っております。この債務問題、大変な問題でして、御承知のように百兆円を超える借金を各国が抱えておられるわけでして、それはきちんとしなくてはならないけれども、日本も国民を抱えておられるし、国内から借金しているわけですから、そういうことで非常にこれは慎重に、しかもまた世界全体のためにも日本も協力は協力としてしながら、きちんとした節度ある態度で臨まなければならぬ、こう思っています。この点についての所見を最後に一言伺って、質問を終わります。

○村山國務大臣 世界経済が相互依存体制を深めておる、そして貿易の自由化あるいは資本の自由化、こういうことが進んでいることは非常に結構なことだと思っております。また日本も今日の国際的地位にかんがみてそれに協力してはならぬ、その過程で出てきた一つの債務国の問題だと理解しているわけでございます。そして、今まではどちらかといえますとニューマナーという方でもやっておりましたが、やっておりますと債務残高が非常にふえてしまっていて、これは返済のめども立たぬという局面になってきた。こういうことでペーカー提案がフランス提案なり日本提案を入れて出たわけでございます。仕組は今内海局長が言ったようなこととございまして、構想はそれなりにわかるわけでございますが、これを具体的に詰めていくということになりますとなかなか容易ならぬ問題でございます。また我が国の金融機関の損得にも関係する問題でございます。そしてまた、日本もパラレルレンディングをやるということもございまして、これまたそれなりの負担を持つわけでございます。これまたそれはこの問題についてはやはり慎重に、しかし積極的な態度でこの話をまとめる方向に持っていきたいものだ。しかし、あくまでも慎重で節度があるものでなければならぬ、こういうことで今話を進めつつ、全体の案件の流れを慎重に見守っておるというところをございまして、矢追委員のおつし

やった趣旨に沿って今後とも対処してまいりたい、こう思っております。

○矢追委員 終わります。

○中西委員 午後零時四十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後零時四十一分開議

○中西委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として全国銀行協会連合会会長宮崎邦次君、日本証券業協会常務理事関野君、日本銀行理事青木昭君及び日本電信電話株式会社代表取締役副社長長尾高仁君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員 御異議なしと認め、そのように決しました。

○中西委員 質疑を続行いたします。村山喜一君。

○村山(喜)委員 割り当てられました時間を十分ほどカットいたしました。議事の進行に協力をいたしたいと思っております。

まず初めに、財政再建の実態というものを踏まえた中から新しい財政再建目標というものを示していくべきであろう、こう考えるわけでございしますが、財政赤字の実態として公表されているものと、実際に率直な姿で真つすぐに見た場合には、実態面から見ると進うんじやないだろうか。これは過小評価して行く中で赤字の実態というものを見詰めるべきではない、やはり厳しくそれを直視していく中で財政再建の姿を描き出していくということにならなければ、私は間違いを犯すと思う

のでございますが、現在の状況はどういうふうになつておるのでございませうか。

○篠沢政府委員 お答えを申し上げます。

財源の確保的な視点を踏まえていろいろな繰り延べ措置が行われております。また、歳出額の抑制という観点からも繰り延べが行われておるわけでございます。昭和五十七年度から元年度までの間におきまして、歳出の繰り延べという形で対処いたしましたものの現在残っております残高でございますが、残高としては平成元年度段階で十兆六千億程度でございます。このほか、毎年度財源確保法でお願いをしております国債費の定率繰り入れの停止でございますが、この停止額の総額が十五兆六千億程度ということでございまして、両方合わせますと、二十六兆円を超えておるというところを常々御指摘をいただいております。

私も現在認識しております、特別債以外に財政体質を考える上で十分視点を置いておかなければならない問題ということになります。やはりこの問題が一番大きな問題かと思つて、世間一般には、このほか、国鉄のいわゆる累積債務の問題でございますとか、いろいろの御指摘もございしますが、国鉄の問題は御承知のとおり清算事業団の仕組みの中でまた重々検討してまいらなければならぬ問題でございます。あるいは政府関係の諸法人にどういふような問題があるかと、やはり注視していかなければならない問題は多々あるかと思つて、ただいまの先生の御質問に対します直截なお答えとしては、やはり歳出の節減繰り延べの問題を申し上げるべきかと思つております。

○村山(喜)委員 私が指摘をいたしたいのは、これは中には入っていないと思つて、表面的には財政赤字が七・一兆円だ、これは実際は十六・九兆円じゃないか、そういうとらえ方をしているわけでございしますが、例のN T Tの繰り入れ分といふか、N T Tの売却資金の活用、それから赤字国債の償還のための借換債の発行、これも

私はやはり財政赤字の中に入れるべきではないだろうか。特に借換債の問題は、それだけの資産の裏づけがあるわけではございませぬから、実質的な赤字要因として計算をするのが妥当ではなからうか、こう考えるのですが、この点はどういふふう

に判断をしておりますか。

○篠沢政府委員 特別公債の借りがえでございしますが、元年度には五兆四千億が借りがえを行うことになつております。

○村山(喜)委員 この借換債収入を見ながら、その中身は一体どうなつていっているだろうか。借換債の中にも建設国債あるいは特別債、その二つの国債があるわけでございしますが、その中身は説明をされたことはございませぬ。その内訳はどうなつておりますか。

○篠沢政府委員 借換債の発行額でございしますが、借換債十五兆とされております中で、先ほど申しましたように特別債の借換債が五兆四千億、四兆債つまり建設国債の借換債が九兆八千億という内訳になつております。

○村山(喜)委員 先ほど借換債の一部について説明がありましたが、これは歳出の繰り延べなど後年度の財政負担によります分があるわけでございしますが、これは私たちの受けとめ方では二十六兆一千五百二十九億だ、こういうふうな受けとめておりますが、そのとおりということではございませぬか。

○篠沢政府委員 先ほど触れさせていただきましたところでございしますが、国債費の定率繰り入れの停止の分を含めまして、先生のおっしゃつた数字で結構でございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、国債の残高が百六十二兆、それからさっきの国鉄長期償還の清算事業団にかかわる分が約二十兆円というふうなものや、あるいは赤字国債の借換債等々を入れまいると、大体二百兆というものが財政赤字の実態だ、後年度財源の措置を講じなければならぬものがそういうふうになるとマクロ的に見てよろしうございませぬか。

○篠沢政府委員 私ども実質的な政府の債務をいろいろな形で申し上げておりますが、一番典型的なものとして建設国債と特別国債を合わせたいわゆる国債の残高、これが基本的な政府の債務でございしますが、これ以外にいろいろな形で政府債務というものを言つております。

特に、国際比較をいたします場合には、よく政府債務のGNPに対する比率というものを比較いたします場合には、今の建設国債と特別債の合計をGNPで割るといふだけでは国際比較になりませんものから、長期債務というふうなものをもち出すことがございます。この長期債務で申しますと、ただいまの百六十二兆の国債残高のほか、交付国債というものが残つておまして、これが約四千億ほどでございます。それから国際機関に一兆六千億ほどの出資国債を出しております。これ以外に借入金がございます。この借入金というのが約三十兆近いものがあるわけでございまして、普通これを含めまして百九十三兆というものを長期債務というふうな言い方をしております。

先生からただいまお話ございました国鉄の長期債務でございしますが、これはやはりあの仕組みのもとで、清算事業団、そこに株もあり、また土地もある、これらの処分をどうするかということをもつて別の観点から鋭意努力をして整理をするべきものと考えておりますので、私どももいたしましては、むしろ長期債務としてそんなようなものがあるというふうな御認識を賜ればありがたいと思つております。

○村山(喜)委員 百九十三兆、二百兆近くのそういう後年度負担の分が残つておる。この中で建設国債、これは六十年で処理をするというところで、財産形成との関係で計算がされております。経済企画庁の調査によりますと、社会資本の平均耐用年数というのは三十二年ということになつてゐる。したがうして、これを六十年という計算をしてやるということは、実質的に後年度に借金の負担を残すことになるのじゃない

か、こういうとらえ方をしていかなければならぬ
か、こういうとらえ方をしていかなければならぬ
か、こういうとらえ方をしていかなければならぬ

○村山(書)委員 昭和二十五年に資産再評価法と
いう法律が制定されました。これは四十二年に
改正されましたが、今も説明がありますように、
土地というのは償却資産ではないということ、
当時の資産再評価に当たりましては、土地は事実
上再評価の対象から外されて今日に来ておるわけ
です。

○篠沢政府委員 建設公債につきまして、六十年
償還ルールによることとされておるわけでござい
ますが、これは、最初に建設公債を導入いたしま
した昭和四十一年当時に、建設公債の見合い資産
の平均的な効用発揮期間として計算をしたもので
ございませぬ。

その際の考え方といたしましては、まず、永久
資産でございませぬ土地でございませぬが、土地など
の耐用年数を百年と仮置きしております。当然そ
の土地のウェイトというものが、公共事業の中
で、それほど大きなものではございませぬが、あ
る程度ウェイトがございませぬ。このウェイトづ
けをしてこれが入ってきております。それ以外の
償却資産の耐用年数につきましては、税法などの
耐用年数に従って当時計算をいたしました段階で
おおむね六十年というふうになりましたことか
ら、一つの目安として、総合して六十年という
ものを通じて償還を回っていくべきであろうとい
うふうにルール化したものでございませぬ。その後そ
れなりに定着を見ておるのではないかと考えてお
ります。

なお、御承知のとおり、特別債につきまして
は、ほかによるべき償還ルールの期間がございま
せんので、いわゆる借りかえをお認めいただきま
した段階で、現在のところ建設公債と同じルール
にしておるといふ状況でございませぬ。

今話を聞いておりますと、土地の耐用年数とい
うのは百年ということにして計算をしたのだとい
う話でありますから、この問題については後ほど
その問題点を取り上げてまいりますが、その後六
十年というものが定着をしている。なるほど定着を
した形になっておりますが、社会資本の耐用年数
が平均で三十二年だということ、六十年というの
が正しいのですよ、そういうふうにもうコンク
リートになったような考え方で押し通すというの
ではなくて、耐用年数が十分に償却できない形で
後年度の負担という形で残れば、後年度の世代に
対して世代間のしわ寄せをすることになるわけで
すから、経済企画庁でそういう耐用年数の平均的
な数字をお出しになっている以上は、財政の上か
ら見ても、国債の償却年は六十年で、そのため
積み立てたものが一・六兆だとかというふうなこ
とも守られない状況の中では、計算をし直すこと
も難しいかろうというのではなく、もう少しこ
ら辺をシビアに受けとめて検討すべきではなか
らうかと思っておりますが、大臣、いかがでござい
ますか。

○村山(書)大臣 なかなか難しい問題だと思いま
す。

その前に、資産再評価のときは私も関係してお
ったのですが、あのときは、非常に物価が騰貴し
まして償却資産の取り戻しができない、これが企
業会計にとっては大問題でございまして、そこ
で、取り戻しのできるもの、取り返すべきもの、
償却資産でございませぬが、したがって土地は入ら
なかつた。そして、バランス上、評価益に対して
六兆納めてくれませんか、かつて納めた人もある
から、こういうので、資産再評価を実施したので
ございませぬ。

○村山(書)委員 減債制度は日本だけしかないの
だということ、先ほど堀委員に対して説明がござ
いませぬ。堀委員の方からの反論もございませ
ぬのでこれについては触れませんが、イギリスの
場合、そういうような赤字国債に頼らなくてもい
いような財政運営になっておつて、収支で黒字の
会計になってきたという状態にあるのですから、
諸外国といつてもいろいろあるということを描
しておきたいと思ひます。

○村山(書)委員 減債制度は日本だけしかないの
だということ、先ほど堀委員に対して説明がござ
いませぬ。堀委員の方からの反論もございませ
ぬのでこれについては触れませんが、イギリスの
場合、そういうような赤字国債に頼らなくてもい
いような財政運営になっておつて、収支で黒字の
会計になってきたという状態にあるのですから、
諸外国といつてもいろいろあるということを描
しておきたいと思ひます。

今度の問題は、そうではなくて、減債制度をど
ういうふうにつくつたらよろしいのか、こういう
問題でございませぬ。それで、先進国の中で減債制
度が現にありませぬのは日本だけでございませぬ。御
案内のとおりでございませぬ。建設国債を発行して
おりますドイツでも減債制度はないということな
りでございませぬ。それだけに減債制度はそれなり
の意味を持っています。私は思いますけれども、こ
れを改めて別のものでも計算して短縮するというこ
とになりませぬとかなかなか難しい、第一、定率繰り
入れを交えていかなくちやならぬという問題が現
実的な問題として出てまいります。それは長期的
な検討事項でありませぬけれども、村山委員の
言われたことも頭の中に置きまして今後の検討に
まらしたい。非常に難しい問題であることを私は直
観的に感ずるのでございませぬ。

○村山(書)委員 減債制度は日本だけしかないの
だということ、先ほど堀委員に対して説明がござ
いませぬ。堀委員の方からの反論もございませ
ぬのでこれについては触れませんが、イギリスの
場合、そういうような赤字国債に頼らなくてもい
いような財政運営になっておつて、収支で黒字の
会計になってきたという状態にあるのですから、
諸外国といつてもいろいろあるということを描
しておきたいと思ひます。

○村山(書)委員 減債制度は日本だけしかないの
だということ、先ほど堀委員に対して説明がござ
いませぬ。堀委員の方からの反論もございませ
ぬのでこれについては触れませんが、イギリスの
場合、そういうような赤字国債に頼らなくてもい
いような財政運営になっておつて、収支で黒字の
会計になってきたという状態にあるのですから、
諸外国といつてもいろいろあるということを描
しておきたいと思ひます。

○村山(書)委員 減債制度は日本だけしかないの
だということ、先ほど堀委員に対して説明がござ
いませぬ。堀委員の方からの反論もございませ
ぬのでこれについては触れませんが、イギリスの
場合、そういうような赤字国債に頼らなくてもい
いような財政運営になっておつて、収支で黒字の
会計になってきたという状態にあるのですから、
諸外国といつてもいろいろあるということを描
しておきたいと思ひます。

ておいていただきたい。
○村山(書)大臣 率直に言いますと、非常に難し
い問題なものであるから勉強したい、特に財政審を煩
わしたい。

○村山(書)委員 減債制度は日本だけしかないの
だということ、先ほど堀委員に対して説明がござ
いませぬ。堀委員の方からの反論もございませ
ぬのでこれについては触れませんが、イギリスの
場合、そういうような赤字国債に頼らなくてもい
いような財政運営になっておつて、収支で黒字の
会計になってきたという状態にあるのですから、
諸外国といつてもいろいろあるということを描
しておきたいと思ひます。

○村山(書)委員 減債制度は日本だけしかないの
だということ、先ほど堀委員に対して説明がござ
いませぬ。堀委員の方からの反論もございませ
ぬのでこれについては触れませんが、イギリスの
場合、そういうような赤字国債に頼らなくてもい
いような財政運営になっておつて、収支で黒字の
会計になってきたという状態にあるのですから、
諸外国といつてもいろいろあるということを描
しておきたいと思ひます。

○村山(書)委員 減債制度は日本だけしかないの
だということ、先ほど堀委員に対して説明がござ
いませぬ。堀委員の方からの反論もございませ
ぬのでこれについては触れませんが、イギリスの
場合、そういうような赤字国債に頼らなくてもい
いような財政運営になっておつて、収支で黒字の
会計になってきたという状態にあるのですから、
諸外国といつてもいろいろあるということを描
しておきたいと思ひます。

がそれぞれ高まるという中で、行財政の守備範囲が従来のまま増大をしていくことについては各国一様に懸念が強まった時期がございます。そういうことで、先生つとに御承知のとおり、八〇年代以降の各国の財政は、財政赤字の削減、公共支出の抑制といったような共同歩調で大体進んだように思われます。サミット等でこういう問題が議論をされてきておられることも十分御承知のとおりでございます。

ただ、アメリカの場合あるいはイギリスの場合、フランスの場合、ドイツの場合といったように、それぞれの中で例えばどのような手法をもって歳出の抑制を図る、あるいは収支の均衡を図ろうとするかということ、やはりお国ぶり、財政のいろいろな伝統等もございまして。そういうことで、直ちにあの國のあれをこう使つてというわけにはなかなかいかないのではなからうか、またその実態も、予算編成というのはいくつかの社会現象のようなどころもございまして、その辺の実態を完全に把握するには至っておりません。

しかしながら、先生がたゞいまおっしゃられたように、國際的に財政の指標をいろいろ比較をいたしまして、その中で日本がどういう地位に置かれておるかということは、我々が財政運営の問題を考へていきます中で恐らく最大の参考にするべきものであるかと思つております。

一番簡単な例で申しますと、公債依存度が日本は思ひ切つて下がってきたわけでございますが、なお予算の一・八割を公債に依存しておられる、これ以外に隠れ借金問題もあるわけでございますが、一応表面的に一・八割、しかし、これも諸外國に比べるとまだまだ一番高いわけでございます。それから、先ほどお尋ねがございました長期政府債務残高のGNPに対する比率も、これは御承知のとおりアメリカ、イギリス等が非常に高いわけでございますが、日本はそれよりもさらに高い、長期政府債務の残高のGNP比というのは日本は約五〇％でございます。それから、歳出総額に占める利払い費、いわば國債費の比率のような

ものでございますが、これもやはり二割近い、日本が一番高いというように、國際比較をしてみますと初めて、日本の財政の事情は最近かなりめどが出てきたといえ、安心をすることはゆめゆめならないといったような教訓になるわけでございます。

そのような國際比較につきましては、できるだけ情報を集めまして、常時日本をその中に位置づけてみるという努力はしているつもりでございます。

○村山(重)委員 國債の繰り上げ償還の問題は、利払いの問題に関連いたしましたこの委員会においてもあるいは参議院においても議論をされてい、議事録をここに持ってきておられますが、私は、財政事情の國際比較の中で、イギリスの場合、これは歳入歳出の差額の中で財政黒字を生み出してきて、百二十一億ポンドぐらいであるようでございますが、この財政黒字は國債の繰り上げ償還に回される、こういうようなものが報道されているのを見たのでございます。イギリスの場合には大型減税をやつた上に財政黒字を生み出した、その黒字というのは國債の繰り上げ償還に回している、非常に堅実な財政運営をやつていように見えるのでございます。

日本の場合、國債の保有の状態やあるいは今日のまでの経緯の上から見まして、無理はできないというところで、繰り上げ償還なりそういうようなものはできないんだという説が唱えられているわけでございます。しかし、堀委員の方からお話がありましたように、やはり後年度の負担を考へてまいりますと、國債というものが、昔はシンジケート団をつくりまして割り当てをして、そして金融機関がプルービー言いがたいや成なしに引き受けさせられているんだというような格好でございましたけれども、このごろはどうも國債は有利でしかも安定をした債券はない、これはもう資金運用部資金で引き受けている分を我々の方に回せというぐらゐにまで需要が高まってきた、そういう状況の変化というものがあるのじゃない

でしょうか。そして、アメリカの証券投資等やりまして生命保険会社あたりは為替差損で大分赤字を出したようでございますが、その心配もない、安心して國債を購入できる、そして資金の金利の回りもよろしいというような優良な債券になってきているという状況の中にありまして、事情の変化というものから新しい物の考え方の中に浮かんできたならば、従来はこうだったからそれはできません、それは問題が大変難しいということ、段階じゃないのじゃないだろうか、もうそういう状況に立ち至っているとすれば、これで頭を切りかえていく段階に来ているのじゃないだろうか、私は思つております。大臣、いかがでございますか。

【委員長退席、衛藤委員長代理着席】
○村山國務大臣 おっしゃる通りに、金融市場の金利の自由化あるいは弾力化が非常に進んでいるわけでございます。したがって、國債の借換償を合む年度の発行につきまして、やはりこれは毎年円滑な償還が必要でございます。國債発行額をいつも開催しているわけでございます。そして、どういふ種類のものをどういふふうに出していくかということも年々決めておるのでございます。現在では、長期債では二十年債、それから十年債、五年債、四年債、三年債、二年債、それから六カ月のものを二回繰り返し出しておる、こういう状況でございます。

ただ、御案内のように、日本の起債市場で申しますと長興銀の発行があるわけでございます。これは利付債が五年物、それから割引債が一年物というわけでございます。これはみんな市場で消化するわけでございますので、その競合関係を避けるという配慮がずっと日本では行われているわけでございます。したがって、十年債ができましたのもやはりそういう経緯でございます。五年債は、発行しておりますが、これは全部引引き受けてございまして、今競争入札はやっていないとか、それから四年債、三年債、二年債、こうい

うものもやっております。やはり一つは、國債で考えますと、将来金利が上がるのか下がるのかというところがなかなかわからぬのでございます。もとより、先高感であるのなら長期國債が得でございますし、先安感であるのなら短期のものでとめておくというわけでございますが、金利というものはやはり世界經濟の変動に応じてくるわけでございますので、どちらかといひますと危険分散の意味で多種類のものを置く、しかも今言った長興銀と余り競合しない範囲で、しかし弾力化に応じて漸次入札をふやしていくとか、これはあります。ことしでも、例えば十年債ですと四割は入札にして、六割の分はその加重平均価格で引き受けてもらうとか、こういう努力はしつちゅうやっておりますわけでございます。そういう金融市場の問題も考えながら実はやっておりますのでございまして、にわかには、それじゃ思ひ切つてこうやれと言われても、金融市場に与える影響というのものもある程度計画的にやつていかなくちやならぬというので、限度があるということでございます。

それから、先ほど繰り上げ償還のお話がありました。おっしゃるとおり高い金利のものがあから繰り上げ償還すればいいなと思つたのですが、実はその分はもう期近が来ておりますと市場では非常に額面価格が上がつておるわけでございます。それは額面で返すということになりますとんでもない話で、國債というものの一種の債権者利益を阻害するという問題が出てきて、國債の信任が失われるのじゃないかという配慮があるわけでございます。

それからもう一つの問題は、國債のロットというものは、もう御案内でございまして、大部分は店頭取引でございます。したがって、あるものをやろうとしても、どこと交渉したらいいんだ、例えば買入れ消却ということでもやるにいたしましたも、さあどなたがその高金利のものを持っておるか、少し持っておると思われれば、恐らく機関投資家は持っておるでしょうが、

これはまたポートフォリオを組んでずつとやっておるわけでございますから、そのポートフォリオを崩すようなことを、交渉でやるにしてもなかなか難しい、したがって、何か余裕がありますと新発債を縮めていくということに今なっているのだから私は思うのでございます。

おっしゃったことは全部問題なのでございますけれども、今後やはりそういう問題を含めて総合的に考えていく必要があるなと思ったところでございいます。

○村山(書)委員 国債整理基金の資金繰りの問題は、どういふふうに想定をされておりますか。

○篠沢政府委員 国債整理基金の資金繰りの見通しにつきましては、毎年、いわゆる「中期展望」と同時に国会に御提出申し上げておるところでございますが、現在のこの国債整理基金の資金繰りに関する資料、「仮定計算」と称するものでございまして、これにおきましては当面の償還の中心をNTT株式の売却によつてこれを行うということに計上しております。それから、定率繰り入れは本来基本的なものでございまして、行方が、これは来年、つまり平成二年度から行うというケースと、NTTの株式の売却を平成三年度までと見立てて、それまでは定率繰り入れを行わないで、その後平成四年度から定率繰り入れを行うのだということ、機械的に定率繰り入れを再開するといふ形で財源を置く、こんなような形で「国債整理基金の資金繰り状況等」についての「仮定計算」を作成しておるところでございます。

○村山(書)委員 この中でNTTの株式売却収入は、平成元年度で二兆八千億、来年も二兆八千億、それから九一年が一兆六千億、こういうことでございますか。

その場合に、NTTの市場価格の問題ですが、百二十万の予定価格に對しまして、一番高く売れたときは三百九十九万五千円、今幾らになっているかわかりませんが、百七十万円、もつと下がっているかもしれない。そういうふうな見込みを、不安定な状態の中で財源としての確実性が不確実性

という形になるのじゃないだろうかというふうな見込みを、そこら辺はどういうふうに見積もりをしながらそういう見込みをされているのか、この点について説明を願つておきたいと思ひます。

○篠沢政府委員 NTTの株式の売却につきましては、平成元年度の予算計上は価格を百八十一万円、こう見ておる次第でございます。これは、この予算を決定をいたします直前の市場実勢を見まして、それに若干の安全率を見込んだものでございいます。

私どもただいまのところNTT株式の売却につきましては難しい環境があるということとは重々承知をしておりますけれども、ただいまの財政のプロジェクトにおきましては、国債整理基金の特別会計に帰属しておりますNTT株式のすべて、これはNTT株式の全体の三分の二でございますが、これを平成三年度までに売却するものと仮定をして、この売却収入は繰り込んで考えておいていいのではないかと、あくまで一つの計算でございまして、くれぐれも、そんなふうな考えでおられるところでございます。

○村山(書)委員 それは幾ら繰り込んであるのですか。今、先ほど予定価格が百八十一万、実勢価格は百七十万だ、開きがありますが、そこら辺は大丈夫ですか。

○篠沢政府委員 売却収入ベースで申しますと、先ほど先生ちよつとお触れにいたしました、平成元年度の二兆七千九百億と同額を平成二年度にも一応置いておるわけでございます。平成二年度の予算のときに実際どういふ価格が予算計上できるのかということについては、今にわかには見通すデータがございませぬので、平成元年度に計上したものと同額を計上しておるわけでございます。平成三年度になりますと残る株数が少なくなるといふことがあるものでございまして、同じ単価で見込みまして収入ベースでは一兆五千七百億、こういうふうにしておるわけでございます。あくまで平成元年度予算に計上いたしました百

八十一万円という単価で、これから数年の国債整理基金の資金繰りの財源にするという仮定計算をしておるわけでございます。

○村山(書)委員 財政の中長期の展望を見てまいりますと、本日にまた今からが財政再建という感じがしてなりません。いつまで続くのかわからない、展望がはつきりいたさないわけでございますが、そういうような状況の中で一体いつになったら健全な状態に立ち返ることが出来るのだろうかということをお考えますと、今のような財政運営、財政制度あるいは税収あるいは歳入構造、こういうものの中で大変難しい問題を持つておるわけでございます。

大臣は先ほど、財政制度審議会のお知恵等も聞きながら、皆さんの意見も聞きながらというふうなことなんです、大蔵大臣は大変財政、金融、税制には強い人ですが、そういう長期の展望をこの際国民の前に明らかにしながら、こういうような状態の中で協力を願いたいという提言をされるべきではなからうか、こう思うのでございまして、先ほどの答弁につけ加えることはございませぬか。

○村山(書)委員 今財政審に御勉強願つて、いわゆる財政再建の指針、今後の運営の基本方針というものをお定めいただきたい。言葉で言えば健全財政に戻したい。

そこで、どうなつたら健全財政と判断するかという問題もあるわけだと思つたのでございませぬ。そういう意味で、今の財政が余りいい状況でない、今後非常に長期にわたつて困難な問題であるということだけは出せませぬけれども、いずれ財政審の方からいろいろのものをいただきまして、こういう状況には、広く大蔵大臣として、こういう状況だ、ひとつお願いいたしますということをして、それから言うべきではなからうかと思つておるものでございませぬ。この国会の論議を通じて随分財政を御心配いただきました、本日にありがとうございませぬ。何らかの機会にいろいろの伝つておるだろうと思つておるものでございませぬ。これから

いよいよシーリングの問題に入るわけでございますけれども、それを考え、そしてこの間の税制改革で消費税を入れたというようなことから、歳出は本日に効率的にやれという声も上がつておりますので、我々も責任の重さを痛感いたして、気持ちを申し上げておきます。

○村山(書)委員 慎重な答弁でございますが、財政審に答申を求めましたも、問題はその答申で出たものを実行する意欲があるのかという問題と、そしてまた、それを實際に国民の同意を得ながらやつていくだけの自信があるかという問題に帰すると思つたので。

思えば、福田総理が初めて国債を導入されました、自來ずつと今日まで二十数年の月日が流れてまいりました。私たちは国債発行による麻薬に酔つぱらつたような格好の中で、財政の状況が好転した場合も悪化した場合もずつと国債に依存を続けて、そして今日百六十二兆円という累積した国債残高を抱えていることを考えますと、非常に責任が大きい課題が財政再建の問題として今議席を有するお互いの上にもあるのじゃないかと、気がしてなりません。

特に与党の場合には、それをずつと政権を持ちながら執行して今日どういふような状態に來たのですから、やはりそれに対しては与党の責任として、財政制度審議会に付議するまでもなく、政府・与党としてはどうするのだということ、この赤字国債から脱却のめどがつかず段階の中でもうきちつとされるべきではないかと、特に、財政については権威の大蔵大臣が在職をしておいでになるときにそういうものを示されることが、私はやはり将来にわたる日本の財政のあり方の上において、は貴重な一石になるのじゃないかと、気がいたしますので、今後さらにピッチを上げていただいて、その方向を示していただくように要請をしておきたいと思ひます。

税金見込み、自然増収がまた二兆数千億あるとか
というふうな話もちろはら聞くのでございますが、その税金の見込みはどのようなふうになってお
るのでしょうか。

○尾崎政府委員 六十三年度税収でございますが、あと五月分の税収を残すだけでございまして、四月末まで実績が出ております。四月末の累計で見まして前年比七・三の伸びということになっております。補正後予算額を前年度の決算と比較した伸び率が二・八ということでございます。すから、これまでの収納状況を見る限りある程度自然増収が期待できると思われませんが、たゞ、その五月分の税収の中には三ヶ月決算法人の税収が入っております。これが法人税全体の約四割というウエイトを占めておりました。その内容がはっきりしていない現段階におきましてはまだ確定することを申し上げられないということを御了解願いたいと存じます。

○村山(喜)委員 最近の景気の上昇で、特に法人税収が伸びておるようでございます。そういうような意味においては相当な税収の伸びが期待ができるというふうな状況に立ち至るであろうと思っております。でございますが、その場合にはどうするのだということはお決まっておりますか。

○村山国務大臣 今確たることは申し上げる段階ではないと思っております。仮にその自然増収がかなり出てまいりましても、先ほど主計局長から申し上げましたように、出納整理期間中に繰り延べた特例償が随分ございます。恐らく財政の原則からいってそのものは可能な限り縮減してしまおうであろう、それが一つでございます。それから、国税三税で三二％が当然地方の方に回るわけでございます。その残りでございます。残りの二分の一は言うまでもなく国債整理基金特別会計に入れる、こうなりますと、最後にその使い得るものというのには非常に少ないものになってくるんじゃないか、それをさあどう使うか、こういうことに多分なるのだろうと思っております。

所得税減税に回せという声がどか町の方で上がっているようにございますが、考えてみますと、昭和六十二年に所得税、住民税二兆二千億の減税、昨年で三兆三千億、それは単に減税の規模がたまたまふえたということではなくて、その中身におきまして懸案でありましたもろものを全部やめて、そしてまあまあこれでバランスがとれているかな、こう思っているわけでございます。そのバランスを崩すようなこと、それから、金額も少ないと思っております。そういう所得税減税に使うような時期ではないのじゃないか、こういうふうには私は今の段階では思っております。とを申し上げておきます。

○村山(喜)委員 わかりました。その問題は今後の政策課題として上つてくると思っております。また改めて意見を申し上げます。

私がこの際確認をしておきたいのは、税制改正の中で昨年のいわゆる株式等の譲渡益に対する原則課税の法律が改正で生まれまして、ところが、租税特別措置法によりましてその分については源泉分離の方式を選択できるよという制度ができました。私たちは、そういうふうになったときには今の有価証券の取引税の上に引き伸ばしたような格好になるのではなからうかな、そういうような実態になるのじゃないかというのを心配をしていられるわけでございますが、みなしで処置をする、みなしで実質的には譲渡益課税になる、有価証券の取引税の増しになるのじゃないかという気がしておるわけでございますが、これのいわゆる法律によります選択がどのようになされておるか。措置法の三十七条の十と三十七条の十一、これについてどのような措置がとられて、実態がどういふふうになっているのか、この際御説明を願いたい。

の株式等につきましては申告分離、こういったことになったわけでありませう。

御質問の、今源泉分離を選択した者と申告分離を選択した者とうなっているのか、こういうこととでございますけれども、もともとこの課税の制度が個々の取引単位を、しかも店舗単位、店舗ごとを選択できる、こういうことになっておるわけでございます。したがって、例えばその中で源泉分離をとりますと、源泉分離の選択申告書を出して、その出した以降は源泉分離になるわけでございますが、それに今度は廃止申告書を出せばまた申告分離をとれる、さらにまた選択申告書を出せば源泉分離がとれる、こういうようなことが可能なのでございます。

したがって、その申告分離課税を適用した人の数につきましては、いずれ確定申告期に確定申告書を出した人の範囲でその数あるいはその状況はわかるかと思っておりますけれども、源泉分離を選択した人は、今も申し上げましたような状況でございますので、なかなかその把握が困難な状況でございます。したがって、その選択状況の実態いかんというふうな御質問につきましては、ちょっと今この場で直ちにお示しすることができないということをお断りしたい、こう思うわけでございます。

○村山(喜)委員 源泉分離の選択をしたのは、もちろん証券会社を通じて銀行を通じてそういう手続をとるわけでございます。二〇％課税ですが、五％についての二〇％課税ですから、売上高の一分で済むという格好になるわけですね。そうなりますと、株を持っていることの実態を捕捉もされないわけですから、所得を隠すことができないという意味において、あるいはまた税務署の方からそういう資産を把握されないという意味も手伝いまして、今の有価証券取引税の上乗せになるのではなからうか、我々はそういうふうに見ておるのですが、それはいや違ひますということが説明できましようか。

式だけ見ますと非常に似ている点がございませう。ただ、有価証券譲渡益に対する課税の方はあくまで所得課税ということでございまして、委員御指摘のように五％という所得がそこに生ずるということを決めている、みなしているわけでございませう。その結果、その二〇％ということで譲渡価格の一分となるわけでございます。それから、これも委員御指摘のとおり、申告分離課税との選択が認められているわけでございませう。その選択が認められているという点でやはり基本は所得課税である。それに対して、有価証券取引税の方はあくまでその財貨の移転の背後に担税力を見出すという流通課税の思想でございませう。両者は違う成り立ちであり違う税であるというふうに考えておられます。

なお、有価証券取引税の方は、その成立の過程におきまして、昭和二十八年でございませうが、キャピタルゲイン課税を原則非課税にしたときに設けられたという経緯もございませう。そこで、今回のキャピタルゲイン課税を行うに当たりまして、有価証券取引税の方は万分の五五という税率を万分の三十に引き下げるという措置をしております。税収で申しますと、大体キャピタルゲイン課税で初年度約七千億程度の税収を見込んでおるわけでございますけれども、他方で四千億程度の有価証券取引税のマイナスがありますので、両者を比較いたしますと三千億の増収になるというふうな、私どもは税収見込みも上見込んでございませう。

〔衛藤委員長代理退席、大島委員長代理着席〕

○村山(喜)委員 有価証券取引税は、得しようが損しようが取引の実態に応じて課税をする税ですから、そういうことはわかっております。

片一方は売買額の一％が譲渡益であろうということのみならず課税だ、そのことも性格的にはそうですが、しかし実態問題としては源泉を税務署で把握するわけでもありません。したがって、ほかのものと同算課税をするわけでもない、総合課

税でもない。したがって、取引の多い人は勢いそっちの方に走っちゃって、しかもそれは相続税等においてもなかなか把握できないわけですから、その意味においては、キャピタルゲインが抜けて課税をすべきものが隠れてしまうということ、私たちが心配をし、指摘をしているわけでございます。

したがって、税の性格の違いという点は今の説明のとおりでございますが、実態面から見て、本当に国民としてはそれが的確に所得のある人に課税がされるような格好になるのかどうかという点を注目をしているわけでございます。それから、その点については私の意見を申し上げておきます。

時間があと十五分になりましたのでちょっと急ぎたいと思います。国債の繰り上げ償還の問題はカットいたします。

まず、せっかく国土庁からもおいでをいただいておりますし、総務庁並びに経済企画庁も見えておるわけでございますが、SNAとの絡みの中で申し上げていきたいと考えます。

昭和六十二年の日本経済の循環表を見ておきますと、これはもうますます大変な事態に立ち至ってきたなと思われたいでございます。六十一年の暦年のGNPの伸びは十四兆円でございます。これには六千二百四十三万人の人たちが働いて、一生懸命頑張って十四兆円しか伸びなかったわけでございます。三百四十五兆円でございます。ところが、いわゆるストックの調整勘定の方で見ても、いわゆる土地資産額が六百三十七兆円に達しておりますし、実物資産の伸びが年間に四百二十二兆円増加をしている、金融資産は年間に三百八十二兆円増加をいたしまして、合わせて八百四兆円という状態に大増進をしております。

したがって、これを裏づけるものとしては、相続資産の実態がこの前数字が出されておりますが、六十二年分の相続税の白書が国税庁から出ておるのを見ますと、三七・六％伸びている。これ

はなぜそういうふうな伸びたかといえ、土地であり、そして有価証券である。その寄与率を調べてみますと、六四・二％が土地であり、有価証券が一・九％だというのが白書の中に出ております。

そういう中で、一体株はだれが持っているんだらうかというのでいろいろ計算をしてみると、法人関係が約八割を持っておりまして、個人は二割しかない。じゃ土地というのは一体どうなっているんだらうかという推移を見ておきますと、これはますます個人から法人へ土地がシフトしつつあるという実態が出ておるわけでございます。

そうなりますと、私はここに問題があるんじゃないかなと思うのは、今、日本の土地評価額が先ほど申し上げましたような数字になった。ところが、これはアメリカの土地資産の評価額の四・一倍だ、こういうふうな聞きかた。ところが面積から見ますと、アメリカは日本の二十五倍あります。単位面積当たりでいいますと約百倍。そういうふうな土地資産の評価額が上がることによります。日本は大変な資産国家になってきた、金持ち国家になってきたという状態が生まれてまいりました。

私は、大蔵の方に聞きたいと思っておりますのは、第一点は、株形成というものは、そういう状態の中で今金融機関を含めた法人関係が持っている土地資産の評価額でございます。もう全国の二八％ぐらいになっておりますから、土地も持っている、株も持っている、そういう中においてそれが評価が上がっていく。株価というのは、事業実績がよくて一株当たりの配当利益が高いから株を買おうというよりも、資産が幾らあるかということ、評価されて、土地評価等が織り込まれた形の中で株価が形成をされている割合が非常に強うございませぬ。そういう状態の中で、土地の評価額が上がっていく。そういう状態の中で、土地の評価額が上ると違ってくるから、その含み益というものが株価に反映をされていく、したがって株価がまた上がる。

そうして、今度はそれを背景にして、土地がそれだけ資産評価が高くなりますと、金は金融機関が幾らでも貸してくれるというので、金がたぶつてくるわ、そういうふうなことでインフレ的な資産形成がこのフローからストックへの日本経済の実態を見ておると如実に出てきた。今の税収の中にもそういう傾向があらわれて、租税弾性値があの異常な姿で、例えば三・三％というふうな弾性値があらわれたりしたのはそういうところにあるんじゃないか。

だから、この際、それを正常な姿に直していかないと国際的にも非難をされるような事態が生まれてくるんじゃないかな。というのは、日本へやってきまして日本で新しい事業所を開設しようと思っても、土地取得において大変な投資をしなければ土地の取得ができない、権利を取得できないというふうな状態が出てきて、日本経済は花見酒に酔いしれているような格好が生まれているんじゃないかな。そういうことを心配するわけでございますが、この点につきまして、まず経済企画庁に、今の私が申し上げたような数値について、SNAの実態についての説明を願いたい。

それから、国土庁の方からは、私は今土地資産評価額の白書、土地白書をここに持っておりますが、この中を見てみると、白書にはパーセンテージはたくさん使っているのですが、土地の面積については、法人がどういふふうな取得をし、個人がどういふふうな取得をするかというものは出ていない。そういうふうな実態の中で一体土地政策というものがうまいくのだから。個人及び法人所有の面積の推計はどういふふうになるのか、このことについてお答えをいただきたい。

ところでなされているように見えるが、富の偏在がそのように進行しつつあるのではないかと、このことについて質問をいたしますので、それぞれお答えをいただきたい。

以上です。

○土田田説明員 お答えいたします。

国民経済計算年報によりまして、名目GNPは、六十一暦年三百三十一兆円、六十二暦年は三百四十五兆円ということで、先生御指摘のように十四兆円の増加でございます。これに對しまして資産価格の変化に伴う資産の再評価等は、キャピタルゲインその他も入っておりますけれども、これは六十一暦年が三百三十八兆円、六十二暦年が四百七十四兆円でございます。ちなみに名目GNPに對する比率を申し上げますと、六十一暦年は一・〇二倍、六十二暦年は一・三七倍というふうな数字になっております。

○石井説明員 最近の国土利用白書におきましては、例えば地価に関する記述につきましては、地価の動向とか変動要因、地域別の特徴等を中心に分析しております。その地価の水準そのものとか取引件数の絶対数とか、そういうものは特に取り扱っていない場合がございます。水準から算定しました変動率、おっしゃるとおりパーセンテージになるかと思うのですが、それを用いることが多くなっているというところは事実でございます。それで、価格水準別の地価動向の分析とか地価の国際比較とか、そういったものを行う場合には、必要に応じて地価の水準も用いているというところがございます。

なお、地価の水準につきましては、毎年地価公示において公示価格を調査、公表しまして、一般的な土地取引価格を掌握して取引に指標を与えるといったような役割を果たしながら、土地政策の立案にも活用しているというところでございます。こういふように土地白書、国土利用白書は、基礎的なデータを一応整理するというところもございまして、国土政策の全般的な、国土利用計画法に基づきまして国権の最高機関でございます国会

に定期的にその実施状況を報告するという面もございまして、データの充実を今後とも図るとともに、その総合的な土地対策の推進にも役立てていきたいというふうに思っております。

○伊藤賢明 貯蓄動向調査、全国全世帯の結果で御説明いたします。

まず、年間収入五分位階級別の貯蓄現在高に占める有価証券及び株式の割合でございますが、例えば有価証券の占める割合は、昭和六十三年の場合、第一階級が一四・二％、第二が二四・一％、第三が二〇・四％、第四が二二・八％、第五が三〇・三％となっております。おおむね年間収入が高くなるほど貯蓄現在高に占める有価証券及び株式の割合が多くなっております。この傾向はどの年にも見られることとございます。それからまた、どの階級におきましても有価証券及び株式の割合は年とともに若干ではあります増加の傾向にございます。

次に、株式全体に占める各分位階級ごとの割合についてでございますが、昭和六十三年で第一階級は三・八％、第二が一四・四％、第三が一・二・四％、第四が一七・一％、第五が五二・三％となっております。今申しましたように第五階級の割合が昭和六十三年では五二・三％を占めるなど、どの年次におきましても過半を占めているところとございます。最近の傾向を見ますと若干減少傾向にございます。一方、第二から第四の各階級におきましては若干でございますがおおむね増加傾向にございます。有価証券におきましても同様の傾向になっております。

〔大島委員長代理退席、委員長着席〕

○村山(善)委員 国税庁が定めます路線価格を一つといたしますと、国土庁の公示価格は一・三、実勢価格はまたその一・四倍というような格好でございます。やはり資産というものは、特に土地の資産というものを正当に評価しないと、今のような形が進んでいけばいくほど、土地や株をめぐりまして国民の各階層の間における所得のアンバラがますます拡大していく。日本の国は非常に平

等な国だ、所得が平準化したんだという説明とは逆に、そういうようなインフレ的な資産評価が進んでいく中で所得の格差が拡大をしていきつつある。そういう場合には、やはりこの際抜本的に税制の上でも見直しを進めていかなければならない段階にきているのではないか。特に私は、新しい国民経済計算の中で見る日本経済の姿の中からそのことを指摘しておきたいと思っております。

時間がかよふとあと十分残りでしたが、約束のとおりこれで終わります。ありがとうございます。

○中西委員長 安倍基雄君。

○安倍(善)委員 私は、どうも我が党一人でございまして、一時間ちょっとで余り節約できませんので、端数が出たら少し節約することとしたいと思います。

いろいろ盛りだくさんに用意したのですけれども、財務法でございますから、ひとつ専門的な、いわば税収見通しとか、その辺を中心にすべきかと思っております。

やはり財政というのは入るをはかって出るを制すというのが一番の基本かと思っております。

実は私、しばしばODAを取り上げて、またかというふうな話にもなるのですけれども、たまたま過日、宇野さんが外務大臣のころ、こんな話があったのです。中国向けのコム違反が摘発された。それで非常に反発が出た。その直後に宇野さんが北京に行って、またたくさん約束してきた。片方ではつたをたたくながら、それをまたなだめるためにODAを使うのかということをお私は大分追及したことがあるのです。

総理質問もありませんから、そういうこともまた取り上げようと思っておりますけれども、ODAの関連で、中国があいつたことになった、中国に対するODAというものが日本の中で一番多いのです。中国情勢、これからまたどうなるかという問題はございませうけれども、大臣も一時期は総理になるといふ話もあつたわけですが、ただ、消費税が目の前にあるから、消費税をぶら下げてい

るようなものだから総理にしちやまずいという話もあつて、宇野さんに回つていったという話もありますから、大臣は中国の今度のあれについてどういうお考えを政治家として持つておるかということ、冒頭でちよつとお聞きしたいと思っております。

○村山(善)委員 率直に言ひまして、中国がいろいろ経済で自由主義的な、あるいは市場経済に向かつておつたという中で、政治的に民主化の声が上がつてどういふことになるかと思つておりましたが、結果は非常に不幸なことであつたという感じがいたしてございまして。

それだけに、これからの中国の動きについては、やはり隣国の日本としては注視していく必要がある、こういうふうに見ております。

○安倍(善)委員 こちらは外務省の方にお聞きすることになると思ひますけれども、中国に対するODAの実績と、これからのコミットメントがどの程度のものであるのかということ、このいわば投資規模というのが中国全体の中における投資規模のどのくらいに相当するのだろうか。

実は中国の場合に、御承知のように、かつて修学旅行の学生が大勢死にましたね。あのとき補償金が、向こうの最初の提示額は一人五万四前後だったという。結局は五百万かそこらで落ちついたと思ひますけれども、いかに中国は我々の考へているものとの価値が違うかということがあるわけとございまして、過去のODAの実績とこれからコミットメントというのは、中国にとってはべらぼうな額ではないかと考へられるわけですね。

ですから、過去における実績と、それが日本のODAにおけるパーセンテージがどれくらいか、そしてまた、中国における投資の中で日本のコミットメントがどのくらいを占めるのかという点を、まず簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○茂田(善)委員 答えさせていただきます。中国に対する日本のODAの実績額でございますけれども、支出純額ベースで申し上げますと、毎年おおむね八百億円くらいで推移してござい

ます。具体的に言ひますと、八四年度が七百四十五億円強——全ODAに占める割合で言ひますと、八三から八七年の間が約一三％でございます。

それで、コミットした額でございますけれども、これは第三次円借款ということで、昨年竹下前総理が訪中されたときにこちらから意向表明しましたけれども、九〇年から九五年度まで総額で八百億円をめぐとする円借款を供与する用意があるということを表示しております。

八四から八九年度までは第二次円借款の期間でございますけれども、ここでコミットしましたのが第二次借款として四千七百億円でございます。それに加えて資金還流措置として七百億円というところでございます。

○安倍(善)委員 大臣、既に四千七百億円が第二次で、その次が八千億円という数字なんです。中国全土にわたつて非常に多くのプロジェクトがあるわけですね。

ちよつとお聞きしますが、四千七百億円は実施がまだ四〇％前後と聞いておりますけれども、一つここで問題なのは、一時期円が高くなつて、その結果新しいプロジェクトを追加したというぐあい聞いていますけれども、その辺の実情はどうですか。

○茂田(善)委員 答えさせていただきます。円高の結果、こちらから約束しました四千七百億円の、まあ余裕ができたものですから、それに関連して案件を追加いたしました。

○安倍(善)委員 大臣は私のODA論文を読まれたかどうか、エコノミストにございませうけれども、結局この場合には、第二次の四千七百億円が、円高でもって向こうのプロジェクトが全部それ以下におさまつてしまつた。それで四千七百億円を渡すためにまた新しいプロジェクトを追加してきたということで、考へてみれば、何と云うか、よく年度末の予算を使い切れなからまた新しいのを始めたというのに似たような感じなんです。

そこで外務省にお聞きしたいのだけれども、いわば援助というのはプロジェクトの積み重ねで、どうしてもこのプロジェクトが要るから足りていないからこの中でやれという話になるのか。今の話ですと四千七百億渡す、ところが円が高くなったからその額内でできてしまった、できてしまったからまた新しいのをとりあえず追加した。まさに積み重ねで四千七百億渡して、目標よりもっとできそうになったから新しいプロジェクトを追加する、そういう非常に大まかな積み重ねで渡すのか、それぞれプロジェクトを足していったって本当に額が決まるのか、その辺どうなんですか。

○茂田説明員 お答えいたします。

我々は、経済協力の額を決める場合には、案件の積み上げというところでござります。第二次円借款四千七百億円が、円高それから入札価格等の面で四千七百億円に満たなかったわけですから、これに関連しまして中国側からいろいろなプロジェクトの要請がございました。我々は、そのプロジェクトが中国の近代化建設における重要性があると認めまして、これに借款を供与したというところでございます。それから、第三次の八千七百億円に關しまして、我々はプロジェクトを検討した上で八千七百億円という金額を策定してござります。

○安倍(基)委員 大臣、もしプロジェクトの積み重ねであれば、四千七百億よりもっと安い値段でプロジェクトができれば、そこでとめておいても本当はいいのですよ、もともとがそれであれば、四千七百億に対して枠ができたからもう一遍新しいプロジェクトを追加するということは、簡単に言えば、積み重ねをばんと渡して、それ以下でできた場合にはまたそれにオンする。最初の、プロジェクトごとに積み上げていったというものが、実際のところ詭弁になるわけです、簡単に言えよ。

私は、今度九〇年から始まるものの八千億、これはちょっとリストを見せてもらったのだけれども、べらぼうな案件の累積なんですよ。さっき言いましたように、向こうはもともと単価が非常に安いのですから、本当に方々いろいろなものができるわけですよ。これが果たして経済的にどういう効果を持つているのか、その辺の審査が本当に行われているのかという懸念が非常にあるわけですね。そこで、中国に対する基本スタンスをどうするかという問題とも絡むわけです。これは大蔵大臣に聞くのもちょっとあれですから、むしろ総理大臣に、私はまた改めてあさって質問のチャンスがありますから、それを聞こうと思っております。

ただ、ここで誤解があつてならないのは、私の立場は今、民社党というよりは個人として考えている。というのは、中国がけしからぬといういわばマスコミの話もあります。ところが、それはまたそれなりに大局的に考えた場合に、今後中国がどうなるのか、あるいはソ連と接近するかもしれない、今非常に中国とアメリカの間が人権問題が中心になっておりますから。その場合に、日本がその間にあつて全くアメリカに追随していくのか、あるいはもう少し別の立場をとるのか、非常に今考えるべきところじゃないかと私は思っております。

でありますから、単に、天安門がけしからぬからとかくけしからぬということだけでこの問題を済まし得るのかどうかという問題もあると思えます。簡単に言えば、アメリカが捨てたチャイナ・カードを我々が拾うのかというような外交政策にも関連してくる。それが一体日本の世論との関係でどうなるのかという問題もありませんから、ここで軽々に鄧小平はマルコスと同じだということや私は言うつもりはない。ただ、巨額の資金を積み込んで、結局はソ連の方に相当接近していくというような可能性もある、反面、経済的に非常に苦しくなつておるときに、日本のいわばこういうファイナルな援助を必要とするかもしれない、その判断は非常に難しいと思えます。これは外務省がどう考えているか。これは参事官で結論

が出るのか、この辺の問題はありますけれども、私の辺は実はあさつて総理質問がありますから、私は総理にお尋ねしようと思つてます。ただ、基本的にはこれからの円借款をそのまま継続するのかしないのか、継続するにしても、過去これまで以上に、何かお金が余ればまた新しいプロジェクトを認めてやるのか、ファイジビリティースタディーですか、可能かどうかという検討がどういう基準でなされるのか。例えば、あつた国は、ある面をばんと伸ばしてもほかのところがついていかなかったら、つくりはしたけれども電気がこないとかいろいろあるわけですね。ある意味の産業連関みたいな考え方で、これをつくればこれが要るというような形で全国的なプランがなければ、ダムをつくらう道路をつくらうというの、最終的に返ってくるかどうかというのがあるし、それがまた最終的にはソ連寄りになるのかという問題もあるし、反面、日本がきちっとチャイナ・カードを持つていなければいけないということであるのかどうか、非常に難しい問題なんです。

でありますから、この巨額な円借款、これに対する考え方をどうするのかというのは、非常に重大な問題でもあるし、日本のこれからの外交政策を要するにどうするかという基本論に結びついていく問題です。でありますから、むしろ予算委員会聞かなくてはいけないような問題ですけれども、当面外務省はこれからの中国に対してどう考えているのか、それから円借款についてどうしようとしているのか。

さつきはプロジェクトの積み重ねでござりますと言つたけれども、よく聞いてみれば、円が上がつて、今までのプロジェクトが上上がった、枠ができた、そこで、四千七百億は既得権だから新しいプロジェクトをまた認めてやつた。そんな中途半端な、まさに積み重ねをやつて、それでもって向こうがプロジェクトが上上がったからまた追加する。これからの八千億もそうなのか。八千億が本当の積み重ねであるのか。要するに実行可能

性というのが、ちゃんと金が戻ってくることも含めて、しかも向こうの経済にどうインパクトがあるか経済的にちゃんと審査した上の援助なのか。ともかく八千億やりますと言つたものだから、向こうが次々とあれを持ってきて、要するにそれらうん、うんと言つていけるのか。

私はエコノミストで書いたのですけれども、本当に納税者の目での援助を見なければいかぬ。ただ与党の方は国際責任とか言つて、あるいはその裏の方では利権があるかもしれない、野党の方は要するに軍備よりはましだということだけとどんとん聖域のように伸ばしてきているということは大問題なんです。それが今の中国の借款についてまさに象徴的にあらわれてきているわけです。

ですから、今の对中国問題に対する態度は改めてまた宇野総理に聞きますけれども、いわば現在における外務省の考え方、円借款の今後、それについての考え方を聞きたいとともに、大蔵大臣としてこれだけのODAの第一位の四千七百億、それから八千億というのをどう考えていくか、その点の存念を聞きたいと思つてます。

○茂田説明員 お答えいたします。我が国の対中国経済協力の基本方針は、中国の近代化、開放化の努力に対してできる限りの協力を行うということにあるわけでございます。ただ、今後我が国としていかなる対応を行つていくかにつきましては、中国の情勢の落ちつき方、先を見つつ、また国際的な動向をも勘案して慎重に検討していきたいと考えております。現在、援助関係者の引き揚げ等の結果、関連するプロジェクトは事実上大半が中断状況にありますが、今後、事態が完全に復した場合には、これら中断されている協力案件については、相手方の対応ぶり等協力を続行する上で前提となる状況を勘案しつつつけてまいり考えております。第三次円借款等、その他の対中国経済協力の進め方につきましては、なお中国情勢の落ちつき先を見守つていこうと思つておりまして、調査団の派遣を含め、具体的な対応をどうするかは引き続き

慎重に検討してまいりたい、このように考えてお
ります。

○安倍(善)委員 ちよつと大臣にお聞きする前
に、今外務省に私が提示した第二の問題点、つま
り彼らの持つてきているプロジェクトを、単に技
術的に実行可能かどうかということだけじゃなく
て、それがどういふ経済上のインパクトを持つて
いるかという点についての分析は、一体だれがや
り、どういふ評価を持つていられるのかお聞きし
たいと思ひます。

○村山國務大臣 私が知つてゐる限りでは、来年
度から六年間の八千百億円というのは、昨年八月
竹下前總理が訪中の際コミットした。そしてその
前に、向こうからいろいろプロジェクトの希望が
ある中で、これを外務、大蔵、通産、経企、四省
で事務的にうんと詰めて、それで決定した、こう
聞いているわけでございます。私がなりましたか
らまだ日は浅いのでございますが、各国に対する
プロジェクト、援助資金を決めるときは、大体や
はり四省で事務的にあらかじめ検討し、もちろん
関連のものもみんなやつていられると思ひます
が、その上で、全部ということではなくて、その
うち可能なものをやつていられると大体承知して
るわけでございます。

今後の問題でございますが、これは總理に聞い
てもらつた方がありがたいと思ひますが、ただ、
總理の外交方針でも言つていられるように、日米の関
係、それからアジアにおける一つの日本の役割、
この二つを外交の座標軸としてやつていく、だか
ら、米中の関係、それから日中の関係は必ずしも
同じといふわけにはいきかねる、こういうことを
抽象的におっしゃつておる。

プロジェクトの実施につきましては、そういう
外交方針であろうとどうであろうと、いつやれる
状態になるのか、そういう問題は当然あるだろう
と思ひます。そして、政権のためにやるのではな
くて、恐らくやはり中国の国民のための援助とし
て考へてゐるんじゃないか。私に思ひ浮かぶ
ことは大体そんなラインじゃないかと思ひま

す。

○安倍(善)委員 じゃ、あさつて總理に質問しま
すから、それまでによく基本スタンスを議論して
考へておいていただきたいと思ひます。

今、各省庁でみんなが集まつて審査してゐると
言ひますけれども、本場にこれが向こうの経済に
どういふインパクトを与えるのかということまで
果たして十分検討してゐるのかどうか。要する
に、向こうが言つてきたから、これはこのくらい
の費用でできるかどうか、そういう——私はよ
く言うのですけれども、ODAというのは受け入
れ側のインフラストラクチュアというか、中国が
どのくらい今の経済計画というか、バランスのと
れた経済的な開発ですね。日本の場合には、御承
知のように戦後は傾斜生産で、まずエネルギーに
重点を置く、いろいろと順番を立てながら復興し
ていつた。私は中国のいろいろなプロジェクトを
見ても、どうもそういう順番を考えた上の、産業
連関的なことを考えた上のプロジェクトとも思
へない。そこをまた日本が判定する能力もないん
じゃないか。各省庁の専門家が集まつてみても、
これはできそう、このくらいはできそう、とい
うような話で、本場にそういう意味の、いわば
経済的な投資というものに対する——というの
は、ですから大きなものをつくつても、電力がい
かないとか部品がないとか道路がないとか、至る
ところに出てくるわけですよ。

そういうことを余り考へないで——私はこう思
うのですよ、竹下さんが約束してゐるというけれ
ども、国会が否決してもいいんだ、簡単に言へ
ば。海外でコミットしてきたことを我々が守らな
ければいけない義務はないんだ。でありますか
ら、私が一番憤慨しておりますのは、やめよう
という竹下さんが東南アジアに行つてあちらこちら
で約束してきた。最後には我々が——このコミッ
トメントは条約ですか、そこが問題なんですよ。
条約だったら批准するかしないか決めなくちゃい
けないが、対外的に行政府の長が勝手に、私はこ
うです、私はこうですと約束してこれるのかとい

う問題があると思ひます。実際のところ、中国の
コミットメントも国会が否決してもいいと私は思
つてゐるのです。私はその辺のODAに対する考
え方に非常に満足しないわけですよ。
でありますから、たまたま中国問題としてク
ローズアップしてきた。もう一度、ODAとい
うのは何だ、本場の意味の援助になつてゐるのか、
その審査も十分にしているのか。私は、それに対
するいわば評価なり審査なりそういうことに相
当の資金を使わないで、ただただ額をふやしてい
くというところは、まさに国民の税金のむだ遣い
なると思ひます。

私が余りしよつちゅうODAを取り上げるので
外務省も辟易してゐるようですよ、ただ、
本場に中国問題を見たときに、しかも私がこの前
コムで議論をしたように、片一方ではつたを
ひっぱたいて、そいつをなだめるためにまたふや
してきたというところが往々にしてある。

我々としては、まさに總理や外務大臣の外交にお
ける手土産でもなんでもないのに手土産がわりに
使われて、しかもそれが本場に役に立つかどうか
わからないといふことは、実際のところやめても
らいたいと思ひます。

これはばかりやつてゐますと時間がありませんか
ら、これはまたひとつ。もつとも、總理の質問時
間は十七、八分ですから余り長いとも言へない
ので、かわりによく聞いておいていただいて、總
理にもそのことをよく言つておいてください。こ
れがいわばODA問題の中国についての質問でござ
います。

この点、宇野總理が出てこられる前に、外務省
などは本場にいかんかかんがく、これからどうい
うスタンスで行くんだ、円借なんかもどうするん
だといふことを、これだけ巨額の金をつぎ込むわ
けですから。

この前のサミットかなんかで一兆円引ききて
きたことで、大臣も余り国際問題に選挙民は意識
ないだろうと思つていらつしやるかもしれません
けれども、消費税で、行つた先々ですぐ取られて

いるわけですよ。私は去年外務委員会で、秋に消
費税を議論するならば変な約束をサミットでして
るなど言つたのですが、私が幾ら警告しても、サ
ミットでサッチャーやあいつら連中がいい顔を
しようと思つて、本場に大盤振舞いをした。選
挙民は本場に最近、私がODA問題をちよつと口
にしますと、そのとおりだ、何で我々の税金がそ
んなにばらまかれるのか、まさに自民党政治の困
窮版じやないかと言われているわけですよ。これ
はこれ以上責めても、大臣も、竹下さんがやつた
ことだ、宇野さんがやつたことだといふことにな
ると思ひますけれども、大蔵大臣としてこれから
のいわばスタンスをきちつと持つていただきたい
と思ひます。

以上でODA問題は、もう時間も一時間半くら
いしかないので三十分でやめておきますが、
第二の点は、実は私ある雑誌に、あと一週間後に
出ますが、どの雑誌と言ひませんけれども貿易摩
擦についての論文を書きました。実はスパー三
〇一、その前のモトローラ社の通信市場開放問
題、この問題につきまして非常に私は不満なんで
す。

もちろん、日本がこれだけ黒字を持つてゐる、
米ソが融和して軍事的脅威が弱まつてきますと、
一番経済的なものが目につく、だからアメリカに
おける世論調査を見ても、日本の方がソ連よりも
脅威だと言ふ者がパーセンテージが大きいとい
うことは重々知つております、それから、日本が
どんどんとティファニーとかああいうところで買
つて神経を逆なでしてゐることも知つてゐます。
そういう意味で対日感情が悪化してゐるというこ
とはわかつてゐますけれども、だからといつて、
向こうの要求は玉石混交である。私はよく言うの
です。学生として本場に向かうの連中と腹食を
ともにしましたけれども、やはりプリンシプルを
持つて言うことを言うのと向こうは聞くのですが、
ただ無原則に妥協するとかさにかかつてくるので
すよ。

モトローラの関係ですけれども、私は大体中身を知っていますから、余り詳しく説明されてしまふとまた時間もつたないが、しかし今皆さん承知されてない方もあるかもしれないし、大臣も、大体把握されていると思いたすけれども、直接のあれじゃないですから、向こうの主張、現状を簡単に言ってください。

○佐藤説明員 日米間の電気通信市場をめぐっての市場開放問題につきましては、六十一年の日米MOS協定というのがあります。そのMOS協定の結果の合意を踏まえて私どもも対応しているわけでございまして、自動車電話に関するものもこの中でやっております。私どもとしましては誠実にこれを実行してきているというふうには認識しております。

今回米側から包括貿易法に基づきまして制裁に係る決定がなされましたが、これは一方的なものと言わざるを得ず、大変遺憾なものだというふうには認識をしております。今回米側がMOS協定を違反としておりますのは、自動車電話の新たな周波数の割り当てなどの問題でございまして、これらはいずれもMOS協定の内容を超える新しい要求であるというふうに私どもも認識しております。

郵政省としましては、このMOS協定を誠実に今申しましたように遵守してきているわけでございまして、違反の事実がないことの理解を求めよう努力してきているところでございまして、今回米側からMOS協定を超える新たな要求がなされましたことにつきましては、ローミングと言っておりますが、接続を可能とする自動車電話用の新しい周波数の割り当てにつきましては対応したいということを重ねて理解を求めながら、先方の動向を見きわめつつ適時適切に対応しているというところでございまして。

○安倍善委員 長くなりますから、大臣も大体中身は御承知と思いたすけれども、結局モトローラというのが市場に参入したいというので、本来アメリカであればアンブス方式一つである、どの

国も大体方式は一つである。日本の場合にはNTT方式というのがあるのだけれども、モトローラも部分的に来てもいいよというので認めてやつた。ところが、彼らは契約したのがセルラー系の会社で、それが東京とか名古屋とかいったところはカバーできない。要するに、新しい自動車電話を簡単なものを開発した、こちらの方にこれの周波数を割り当ててくれ、おれの方を参入させてくれと言っているわけだ。

これは外務省でも郵政省でもいいけれども、いわゆるアメリカの貿易省、そこにモトローラ関係者が次官補で二、三人いると思いたすけれども、どうですか。

○河村説明員 お答え申し上げます。米国の商務省にいわゆるモトローラ社といういろいろな形で関係を持っている人が役人として働いている、これは事実でございまして。

○安倍善委員 えらいわかつたようなわからないようなあれですけれども、まずモトローラの会長の息子が次官補をしております。モトローラの役員が次官補をしております。考えてみれば、着るものいところなわけですよ。まさにモトローラは自分の会社の製品を売り込むために新しい周波数の割り当てを要求しているわけですよ。

もしこれを聞かなくなつたら、いわゆる報復品目というので五十四品目も並べているわけですよ。その中には、化粧品もあれば全然関係のないものもあるし、そろそろある。これはその後でスピーサー三〇一の問題が起りましたけれども、アメリカの要求の中には、本当に理不尽というか、向こうの代表者が言っておるようだけれども、日本は無理に口をこじあけなかつたら言うことを聞かない、そのために、いざとなれば報復を振りかざさないといったような姿勢でいるわけですよ。寄るとさわると、マスコミが大変だ、国会が言うことを聞かない、簡単に言えばそれをここにスパーサー三〇一の、これは時間もないから一々また説明を受けるとあれでございましてけれども、

いわゆるスピーサーコンピュターにしても人工衛星にしても、人工衛星も何か日本が自主開発しようとするのを、それよりも買えというふうな話らしいし、木材の加工品についても、何を言っているかよくわからないけれども、三階建ての木造で一時問題がありました。これは大分前に木造三階建てを認めるという話があった、私は実は大反対したのです。日本のように火災が多いところにそんなことをやると大丈夫か、アメリカのように家が全然離れているなら話は別だけれども。

今アメリカの中でも、御承知のようにヒルズとモスバカーのグループが、どちらかというところ商務省というのは三流官庁と言われておつて、それが自分の立場を強めようと思つていろいろなことを言つておる。アメリカの中でも、御承知のようにボスキンとかペーカーそれからダーマンとかあいつ連中は、スクウトロフトもそうです。割合と強健なことを言つておる。

ところが、世論の日本はけしからぬという声と、上下両院のそういう声を背景に、今の貿易摩擦問題はだんびらに掲げてそれで置いてこいという話になつておる。米の問題もそうですが、米の場合も本当に全米的なのかどうか。かつて木材問題でちょうど二、三年前に問題がありました。そのときよく調べてみると、カリフォルニアか何かの木材業者が販路を失つて日本の方へ乗り出そうとしたわけですよ。

ことしの後半から貿易摩擦が大問題になつてきます。日本の黒字が累増していることは事実ですが、だから私はよく言うのですけれども、最近はいわゆる少額をこじあけましたが、去年あたりはすでに為替ロスをこじあけながらアメリカの国債を買って続けたわけですよ。だから、ペーカーあたりもその辺日本が手を引いたら大変だという気持ちがあるからこそ割合と強健論を説いておる。ただ、ここで日本がきつちつと言うべきことを言わないで、日本との間で強健派と弱いのがむしる立場を失つて、強硬論ばかりが支配するようになる。私は、今度の通信問題、これは米の自由化問題

にも絡まってくると思いたす。ここで無原則な妥協をすれば、私は実はマスコミの人にもちよつと言いたいのですが、やれアメリカの上院でヒルズは何で言つた、向こうの議員がどういふことを言つた、実際のところそういうことばかり報道しているわけですよ。日本の国会も、変なことをやつたら大変な話になるぞと、私は、今度の論文もちよつとそういうあれも込めまして、日本のマスコミや国会も、日本の良識派を刺激し続けていけば、日本の外交政策もちよつとわからんぞと。

私はもちろん、日本とアメリカとはきつちつと手を組んでいかなくちよつとしないという原則をよく知つておるけれども、ただ今度の貿易摩擦は、私は従来も中曾根さんのところに文芸春秋に「ゴメンナサイ外交」をやめようというふうな話を書きましたけれども、外国の、例えばアメリカなんかの場合には、はつきり言つて原則のない人間を軽べつするのですよ。

ですから、今提出されているモトローラの関係なんか、何だ、そんな交渉ならおまたちの貿易省から関係者を全部解雇してこい、それから相談に依りよというのを言つてもいいのです。率直に言えよ。日本の世論はその辺を十分知つてなくて、アメリカが言えよと言つて聞かぬわけばいけぬんじゃないか、要するに日米協調だという要素が非常に強いんじゃないかと思つたのです。

FSXなんかにつきましても、防衛庁をいろいろ呼んで聞いてみますと、せつかくできた協定を向こうの議会が茶々を入れた。それはもともと、いわば商務省あるいはヒルズたちがまずマスコミに訴え、それから議会で働きかけ声を上げさせた。その結果が合同連合軍がペンタゴンを抑え込んだ、国務省を抑え込んだ。向こうの国務省主導型で、はい御無理ごもつともじゃなくて、こちら、言うことを、おかしなじゃないか、モトローラ一社のために何でやらにやいかぬのか、しかも、おまたちの貿易省はモトローラで汚染されているんじゃないかということをはつきりと、国会

でもいいですね、マスコミも書き、政府もそれできちつとやっていたらいいと思うのですよ。やれ上院がうるさい、下院がうるさい、それをこにして、ただむちゃくちゃな要求を突きつけて口をこじあげようとしている、とんでもない話です。自民党ももう少しこの辺を、野党に言われてから初めて気がつくのじゃなくて、ちよつとはこの中にもいるかもしれないけれども、この貿易摩擦問題は本当にこれからの問題ですよ。

私は先ほどチャイナ・カードと言いましたけれども、中国の場合にアメリカは、最後にはどうやら知らぬけれども、一応彼らは人権抑圧、抑圧という事で、今だれか亡命者をかくまいましたね。これは長く尾を引くと思います。アメリカの世論もいつまでも鄧小平けしからぬでいくかもしれない、裏で手を握るかどうかという問題がありますけれども、こういう情勢のもとで外交も非常に難しくなってきた。私は今の円借の問題を、ただ端的にみんなが言うように、けしからぬ、鄧小平はマルコスだというような短絡的な発想で物は考えていないわけですが、けしからぬことはけしからぬと思えますけれども、これからの外交の進路というのは、この中国問題と貿易摩擦問題は本当に一番の重点事項です。そこにいろいろ駆け引きもありましようけれども、この通信市場開放問題というのを無原則に妥協すれば、これは必ず米の問題にもなります。

それから、例のスーパーコンピュータでも、もともとこれは日本の政府は予算が少ないから余り高い予算を計上してないだけであるし、何も向こうのクレイ社の一番いいやつを買わないでも日本の安いやつで間に合うからという要素もある。人工衛星の問題でも、これは自主開発してけしからぬかという話になるわけで、木材加工品だつて、何言っているかようわからぬ。だから、結局FSSが一步後退二歩後退の始まりで、ここで通信市場開放問題でつまらない妥協をしたら、やはり日本はおどかせばいいのかなという話になるのですよ。いざとなつたら、じゃやっつてこい、

こちらじゃアメリカの国債買ったのに課徴金懸すぞというぐらゐの法案を我々は出していいのですよ。その辺、私はこの問題は宇野さんに聞くのにはちよつと時間が、両方聞きたいと思うけれども、十七分じゃわかりませんから、また少し時間のあるときに。

きょうは方々の官庁を呼んでますから一人一人聞くべきなんです、また説明を聞き出すと切りがないから、私の主張を一方的に話すことにならぬけれども、大臣、この問題をどうお考えになるか。通信の方は郵政でもあり、それぞれ所轄は違うでしょう。違うけれども、アメリカを財政的にも支え、日本のキャピタルで相当あれているという要素をよく知っておられる大蔵大臣として、これは単に郵政省だけの問題でもなければ防衛庁や通産、農林だけの問題でもないのですよ。

特に、米の自由化をどうするかという問題を將來控えて、私はもう米は国内ではだんだんと自由にしていく生産性を高めるとかしなければいけない。今ここで米の門戸を開放するということはすべきではないだろう、こちらの力がつくまで。しかも向こうの市場開放という要求が本当に全米的な要求なのか、先ほどのモトローラみたいな話で、現実問題としては非常に少数の精米業者というかそちらの要求であるかもしれないですね。だから、アメリカの外交というものは、今度の問題を見ましても余り買いかぶつてはいかぬ、本当に大局的にやっつていけるのかと私は思わざるを得ない。ここを、大蔵大臣もうまくすれば総理大臣になつたかもしれない人なんだから、まあそれは別として、よくよく考えていただきたい。

具体的に今度の通信市場の開放問題にしても、財政当局としてほかの省の問題であるというぐらゐに考えるべきではないと私は思いますが、この辺ちよつと各省からの説明を受けてもいいのだけれども、余り時間を超過したりするとまずいものから、一方に話して、大勢の方を呼んで申しわけないけれども、時間と相談するとそんな感

じですから、大蔵大臣、まあ大蔵大臣は答弁長いですけれども、少しぐらゐ長くなつても構いませんから、ひとつお考えをお聞かせ願いたいと思つておられます。

○村山國務大臣 日米の関係は、安全保障の問題からいって、日米の経済の緊密な関係、それから今後の世界を考えると最も大事なパートナーであるという事は、我々もそう思つております。しかし、今度のスーパー三〇一というのは大変なという感じを持っております。

先進国、特に西側諸国が一番注意しなければならぬのは、やはり保護貿易主義の台頭という問題が一番怖いわけでございます。それでみんな、これは何とかして防止しなくちゃならない、そのためにガットも開き、ウルグアイ・ラウンドもやり、そして去年の暮れ延ばしたやつをまたやりましょう、こうなつておるときに、どこが一体どんなことをやっているかということを一方的に決めるということ、いわば優先国、優先履行というのですか、それはアメリカが決めるんだ、しかもそれに交渉して応じないときにはこれこれの制裁をかけるぞ、こういう法制のもとでやってくるという事は、やはりマルチで議論すべき、国際的なガットの場合で議論すべきこと、あるいはいろいろ問題はG7で議論されておることであるのに、そういう個別商品を取り上げて、しかも罰則もつけてやるということ、これはやはり国際的な今の自由貿易を保護しようという基本的なやり方について正反對のやり方をやっておると我々は見ておるわけでございます。極めて遺憾なことであると思つております。

ですから、先般行われましたOECDの關係會議でも、EC諸国、日本が、ともに全体の問題がスーパー三〇一になつてしまつたということで、やはり世界の中ではまだ良識が通るな、こう思つておるわけでございます。委員はアメリカの事情に非常に詳しいわけでございますが、我々が散見する中でも、向こうの有力な新聞はやはりこれに徹底的に反対しておる、論陣を張つておるわけ

でございます。ですから、アメリカの国内というのはいろいろな意見を持つておる人がたくさんおるな、そういうものの中の一つがここにあらわれてきたというふうな受けとめております。

ただ、日米關係非常に大事でございますので、このスーパー三〇一のものにおける交渉、これはできないでありましようが、やはり率直に話し合ふということはこれはもう大事なことであろう。そして、あらゆる機会を求めて率直に話し合つていくということであらうと思つております。

片や日本の經常赤字でございます。漸次縮小しておることでございますが、これは今の内需拡大の方向で内需を中心とするということは問題はない。しかし、日本がこれだけ赤字を統けていけば、ゼロ・サム・ゲームをやつておるわけでございますから、どこが大変な迷惑をこうむつておることだけは確かである。これはやはり日本の立場でしっかりした考え方のもとに、このインパランスの問題の是正については日本なりにその縮小に努力していく必要がある、こういう認識でおるわけでございます。

○安倍(善)委員 私と意見がほとんど同じでございますけれども、今度のモトローラ問題、通信市場開放問題、米の自由化問題、それぞれの直接の所管ではないにしても、それについての大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○村山國務大臣 個別の各商品の話は所管庁から聞いていただいて、私が言わない方がいいだろうと思つております。

○安倍(善)委員 総理大臣心得というつもりでお聞きしたわけですが、それは権限外かもしれませんから、ただ、基本的な閣内での議論もあるわけでございますから、ここでこの問題は聞かなくても、大体意見はわかつております。

では、通信市場の問題について、大体さっきの説明ですけれども、今妥協しようとしていっているのか、それと米の問題は、今来られているのはどなたかな。これは予算委員会かあるいは農林委員会で聞く方がいいかもしれないけれど

も、先に通信の問題について、いわば基本方針を簡単に言ってください。余り時間をかけないでください。

○佐藤説明員 先生の方から大変ありがたい激励のお言葉をいただきました、ありがたいと思っております。

今ちょうど今月末の品目の決定、七月十日に向けての制裁の発動というさなかにございまして、私どももいろいろと努力をしているところでございます。いろいろと御心配いただいております無原則な妥協という点だけは避けるつもりでやっております。私どもの通信の主権という立場からの主張を最大限してまいりたいと思っております。

○安倍(基)委員 米の自由化問題はどうか。

○永田説明員 お答えをいたします。

米の貿易問題につきまして、我が国の立場は、現在進行中のウルグアイ・ラウンドの場で各国が抱える困難な農業問題それから制度につきまして議論を行う段階になります。米の問題を含むあらゆる農業問題を討議するにやぶさかではないという方針に今後とも変わりはありません。

米は、日本国民の主食であり、かつ我が国農業の基幹をなすものであります。また、水田の稲作は、国土や自然環境の保全、地域経済上不可欠の役割を果たしております。このような米及び稲作の重要性にかんがみまして、国会における決議等の趣旨を体し、今後とも国内産で自給するという基本的な方針で対処してまいるといふ考えでございます。

以上でございます。

○安倍(基)委員 米の生産性を上げることは必要だし、減反してそれに金をやるようなことはやめてもらいたいと思っております。自由化問題についてはきちっとした態度であってほしいと思っております。

もう時間も少ないですから次の問題に移りますけれども、私も大蔵出身でありますから、国の財政を脅かすことは嫌だという気持ちは非常に強いです。反面、私は非常に不合理に思いますが、

軍人恩給欠格者という問題があるのです。これは前から随分運動があつて、最後には、ついに最近何か涙金みたいな話で済まされている問題があるのです。よく聞いてみますと、十二年間という恩給法の規定がある、それに満たない者はだめ。ただ、いわば戦地に行つた場合なんかはそれはそれなりの加算ということにして、十二年なくても恩給をもらえるグループがある反面、それにちょっと欠けていると全然もらえない。私は今ここで、彼らにまた恩給並みに全部金を払えという話までしてないのですよ。そんなことしたら大変な人数もある。

ちよつとその前に具体的なデータを、私が言つてもいいけれども、現状、軍人恩給をもらつていないのはどのくらいおつて、どのくらいの額を払つておつて、軍人恩給のいわば期限に満たない者がどのくらいいてという答えをちよつと言つてくだされ。

○神説明員 お答えいたします。

私の方は恩給欠格者の関係を所管している立場で、恩給欠格者の全体の数について先にお答えさせていただきますけれども、旧軍人軍属の方で、先生今申されましたように年金等の恩給を受けられない方全体で、これは六十一年の調査でございますが、生存者数で約二百七十五万人ということに承知してございます。

○大坪説明員 軍人恩給の今の数字でございましては、平成元年におきましては、旧軍人といましては一兆五千八百八十三億円を予定しております。

○安倍(基)委員 今ここでまた二百七十万人に恩給並みのことをやたらに破産してしまふというところはわかりません。だけれども、私が今考えていますのは、せめて彼らが外地に徴兵で行つた期間を、要するに国民年金なり厚生年金なり、年金のそういう期間の通算期間に加えてやったらどうか。例えば文官でいわば途中で徴兵に行つて働いている者は期間通算されるわけですし、鉄道なんかの場合でも、鉄道共済はまたこれから次

の国会だと思ひますけれども、そういった者が徴兵されて行けば、その分は通算される。でありまして、十二年に満たないといつても、現実問題としては、要するに三年から四年くらい外地、戦地に行けば十二年くらいになるというような話です。軍人恩給欠格者の平均の勤務年限というものはそんなに長くないんじゃないか。

これは聞いてみますと、年金というのはお金を拠出した者にやるんだ、彼らがお金を拠出してないからだめだという議論になるようですね。けれども、少なくとも徴兵で行つて、帰るに帰られず、いわばサービスでもって國家に尽くしたという者を、期間の通算さえできないのか。十二年の期限というのはどういうことか。聞いてみますと、大正でしたか、その辺に大体十二年くらいが恩給の期間だということを決めたらしくて、將來、徴兵があつて何年間勤務したというようになるとは全然考えていない。ところが、現在の軍人恩給に該当している者は、例えば戦時加算なり何かになつてたまたま十二年を超えればちゃんとそれに乗つかる、十二年以下だったら少し足りなくても全然乗らない。

私はここで、ほかの国、例えばドイツとかあるいは英國とか、そういう国が徴兵で海外に行つた人々に対してどういふ措置をとっているのか、それとの比較を果たしたのかどうか。軍人恩給欠格者の場合には、もうともかく、要するにさつきから私が非常に気にしているのは、今や日本はODAで一兆円くらいの金をどんとどんとばらまいてるわけですよ。ところが、この問題が論議されたときは非常に日本は貧乏で、そんなことをやたらもう日本は破産しちゃうというような状況のもとにそういう人々が見捨てられた。ところが、片つ方は恩給がどんとどんとふえていく。欠格者の方はちよつと外れてると全然だめという話になつてきておる。

私は、今ここで彼らにたくさん恩給並みにやたらに破産しますから、ただそういう年金計算の通算の期間に加える、年金はもともと金を払わないと払えないよというそのかわりに、実は彼らはサービスでもって生命の危険を冒して働いてきた人ですからね、これだけ日本が豊かになつてきたときに、単にそれだけでもって差別するの。ほかの国はどうなつていっているかということをお聞きしたいと思ひます。イギリスとかドイツにおいて徴兵に行つた連中はどうなつていっているか、その辺はどういう処理がなされているかを聞きたいと思ひます。

○大坪説明員 通算の方の話につきましてはうちの方ちよつと資料がございませんで、各国におきます恩給年限がどういふふうになつていっているかという数字を御説明申し上げたいと思ひます……

○安倍(基)委員 いや、私が聞いているのは、恩給年限じゃなくて、徴兵で行つた連中は要するにどういふ措置を受けているかということだ。

○大坪説明員 それぞれの国におきまして、それぞれそういう歴史とかあるいは社会事情の中でそれぞれ別の恩給制度というものができておりましたが、いろいろ状況は変わつていっているようでございしますが、一言言えますことは、そういう恩給の資格年限というものを各々持つておりました、それに該当する者には恩給を出しているというところは間違いないようでございます。

○安倍(基)委員 それではその場合に、特に日本の場合には戦争が長かつたけれども、いわば徴兵で行つた連中というのは、恩給に該当しない場合には全く補償はされてないのですか。

○大坪説明員 各国の状況、そう詳しく当方も資料を持ってはいるわけではございませんで、いろいろ資料を当たりますと、国によりましては恩給資格年限に満たない場合には一時金を出すとかいうような国はあるようでございます。

○安倍(基)委員 私は、この問題について結論を出す前に、諸外国をびちつと調べておくべきだと思ひますね。あるようでございますという程度で処理していいものかどうか。私は本当にそういう連中をみんな面倒を見たら日本は大変だということはおわかりけれども、しかし余りにも格差が大

き過ぎる。だから、もちろん、恩給は何年間た、それに該当する者はやっていて、そんなことは簡単に言えますよ。現にどうやっていたのか。

私は大蔵省のころ在外財産という課に二年目くらいに入ることがある。引揚者は、在外財産で持ってこれないで困っている人、随分います。全部知っています。そういう者に對して戦後は非常に気の毒なことをしたと思います。だけれども、こうなってきたときに今さら在外財産をどうしろというとは言いません。ほかの国では徴兵で行った連中をどういう形でどう処遇されたのかということをよく調べておかないで、ただ恩給年限に入っている者はやっているとしますという程度では、何のための戦後処理をしたのか。ほかの国をもっと調べてください。今知っているとろを全部教えてください。どこの国は一体どうやったかということ。私わらないのなら私わらない、それでもいいのですよ。知らないでいて、ただ要するにこの国の恩給は何年です。それでどうしたのかを聞いています。今までの軍恩欠格者の論議を随分したわけでしょう。その過程においてほかの国のことを全然調べなかつたのですか。はっきり答えてください。

○大坪説明員 そういふ戦後処理一般の問題につきましては、昭和五十八年、五十九年ごろ総理府に置かれました戦後処理問題懇談会でいろいろな議論がされたやに聞いております。それで、恩給といたしましては、我が国の恩給制度という観点におきまして各国の状況は調査していただいております。

○安倍(基)委員 私も何も古い話を持ち出して国の財政を破綻させようとは全く思っておりませんが、少なくとも去年かおとしでしたかな、そういう最終結論を出して、何か基金をこしらえてどうのこうのという結論を出したはずですね。そのときにもっと基本的な、ほかの国はどうかしたんだろう。片っ方において恩給は年々とふえていく、片っ方は何か月か足りないために全然もたえないという問題もあるわけですね。今、日本が

二百万近くの恩給を払っているのもどうかという問題もあるかと思ひます。この問題を財政の面で本当に考えなければいかんというのばかりですけれども、私は非常に頭にくるのは、一方においてほかの国に兆を超える援助をしている、しかもそれはどこに使われているかわからないような、総理や外務大臣が行って自分の格好をよくするためにばらまいてくる。片やそういうものは一遍見捨てられたらそのままになってしまふ、その辺が私は非常な問題じゃないかと思ひます。

あなたを責めてみても、最近の担当だらうから昔のことは知らぬかもしれないけれども、少なくとも去年かおとし軍恩欠格者に対して一つの結論を出したようでございますが、その前にはもう少し綿密な調査をして、果たしてほかの国はどうか、その辺をよく考えていただきたいと思ひます。

あと時間が少ないですから、この軍恩欠格者につきましては、私はこういう財政が悪いときに余り持ち出したくない問題だけれども、しかし非常に根の深い問題として存在するわけですね。大蔵大臣、ちよつと御感想をお聞かせたいと思ひます。

○村山國務大臣 この問題は、大分前にもう片がついたと聞いています。大分前に片がついたと聞いています。予算編成の過程でいろいろ問題になりましたけれども、要求官庁からもそういう問題は特にはありませんでしたし、いろいろ過去の経緯がありまして、若干色をつけたようでございますが、大体おさまったかと私は思っております。

○安倍(基)委員 党段階でか何か知りませんけれども、片がついたという意味が——軍恩欠格者は僕らを余り支援してくれなくて自民党を支援しているの、何も僕らが彼らのために余り言う必要はないのだけれども、公平の考えからして、この結論の出方が果たしてよかつたのか、もう一遍考え直す必要がある。

であるから、例えば、彼らに金を渡さなくても年金のときに通算する年限に入れてやるのか、年金制度として金を出さない者に何でできるかという議論もあるかもしれないけれども、彼らは当時金を出さざるの騒ぎではなかつたのです、まさに國のために戦つた連中ですから。それに対して、彼らは金を払ってないから年金制度に乗りませんよというのではあんまりです。結論の出方については、もう一遍大臣が考えてみる必要があるのではないですか。冒頭で言つたように、軍恩欠格者はほとんど自民党を支援しているの、私にしてみても、せめて年金通算というふうな考え方もあり得るのじゃないか。例えば文官の場合には、彼らが召集されていたらそれは通算するわけですよ。國鉄の職員の場合でも召集されていたら通算するわけですね。しかも、赤紙一本で行つてい

るわけですから。これは結論が出たとおっしゃるけれども、当時のその論議に深くかかわつてないとおっしゃるかも知れませんが、これから年金問題を考えるときに、厚生省の立場から言つると、要するに金を払つてないのにやれ、しかも六十歳から六十五歳に上げようとするときにそんな混雑物は困るといふ議論もあると思ひますが、せつと厚生省も来ているのだから、厚生省の意見を簡単に言つてくださ

い。

○松本説明員 お答えを申し上げます。先生、国民年金制度あるいは厚生年金保険制度におきまして軍歴期間を通算すべきではないか、こういう御意見でございますけれども、既に今先生のお話にありましたように、国民年金制度あるいは厚生年金保険制度は社会保険という仕組みをとつておるわけでございます。加入者の保険料の納付、その納付期間並びに納付額というものを前提といたしまして年金給付を行つていくという基本的な仕組みでございます。したがって、軍歴期間というものは基本的には保険料納付はないわけでございますので、通算はなかなか難しい。

それからまた、仮に先生のおっしゃるような形で軍歴期間を厚生年金あるいは国民年金の中で通算の措置をとりますといたしますと、そもそも国民年金あるいは厚生年金の制度の発足前に自営業者であつた、あるいは民間のサラリーマンであつた方々も多数おられるわけでございます。むしろ圧倒的な多数なわけでございます。そういう方々には何らの特別の配慮も加えていないわけでございます。そういうふうなことでございまして、また新たな、そういうものと民間のサラリーマンの方々あるいは自営業者の方々の不公平と申しますかアンバランス、そういう問題も生じることになるわけでございます。なかなか難しいというふうなところがございます。

○安倍(基)委員 大臣も戦前派ですね。私は、戦前派とはいかないけれども戦争体験者ですよ。彼らが、自営業者とかサラリーマンとのアンバランスと言つても、片っ方は國の命令によつて外地で戦争してきた連中です。そのアンバランスは何ですか。年金は積み立てたというのはわかりません。しかしその分を、國がそのくらの積立金を面倒見てやれということですね、簡単に言えば。ここにも何人かあがっているけれども、そうじゃないですか。不公平ですよ。彼らは赤紙一本で行つていたんですよ。

この問題は、余り時間もないからやめておきますけれども、ちよつと考えてください。一体、本当にどちらが公平か。私は本当に持ち上げる義理はないのです。しかも財政を悪化させるようなことを言いたくないのです。だけれども、余りにもその辺の不均衡があるから、ほかの國はどうかしているかぐらいはちよつと調べてください。最後に、あともう十分しかありませんが、私は、これから財政の問題で一番大きな問題は、國は随分きゅうきゅう言つておる、地方、特にメカロポリスあたりは非常に財政は豊かになつてきておる。さつきも出ましたけれども、やはりこれらの國と地方のアンバランスの問題です。

私はよく言うのですけれども、今度野井沢に新幹線を通す、必ずあの辺の地価は上がるでしょう。こちらの東京湾横断道路をやる、そういうまた千葉の方は上がるでしょう。本来、そういう公共事業によって受益をする連中からある程度金を取るべきなんです。今、日本は、さっきも問題ありましたけれども、公共事業によって非常な利益をこうむる人は、単に控除するだけではないで、資産増をこうむる者とその公共事業の負担者が分かれていたもので、ここに浜幸さんがいないのは残念だけれども、大型横断道路ができたら向うの地価がばんばん上がるわけですから、公共事業もその受益者が負担するといふシステムにすれば、相当公共事業の財源もできれば公共事業も進むわけです。また、この前も私が言いましたが、東京の半蔵門から四谷まで拡幅工事に幾らかかるか。三千億円かかる。国が三分の二は負担しているわけですね、単に国道という意味だけで、国の税金が約二千億費やされて、その周辺の地価が上がるというわけですよ。

そういう公共事業の負担者と受益者。受益者から取るという原則をしないと富はますます不均衡になる。従来政治はそういうのを中央から持つてくるのが中心だったわけですよ。まさにこれが一つの問題点なんです。だから、これから財務法の方でありますけれども、地方と国との、受益者といわば負担者とのそれを本当に合わせていかなくては行けない。今は国がみんなやってやっで、地方は得をしている。持つてきた方が勝ちだといふだけになって、しかもメガロポリスに金が入り込んでくる。

私はいくら時間もないからあれですけれども、土光臨調で国と地方との間を検討するという委員会があったようにけれども、民営化の方は割合やっただけども、土光臨調の答申ではろくな答申がないじゃないか。だれが責任者でどういふふうを実現されているか、教えてください。

○菊地説明員 お答え申し上げます。

第二臨調では、国、地方の関係を議論したのは第三部会でございます。第三部会のいわゆる部長は亀井正夫さん、これは住友電工の会長でございます。以下、参与等全部含めまして、メンバーは十八名いらっしゃいます。

それで、御指摘のどういふ内容のものがあったのかということなのですが、非常に幅広くございまして、全部一言で申し上げるのはなにかと思えますので、ごく簡単にいってしまふで――よろしゅうございませう。

○安倍(基)委員 もう時間もないから、大臣、今始めていこうと言いますけれども、今度の委員会でもっともってそういうところへメスをを入れてほしいのですよ。

私が前から言っていますように、消費税の議論の前に、もう少し国税と地方税、地方税の中の、土地の要するに固定資産税です。というのは、東京あたりは黙っていても法人住民税と個人住民税で豊かになってきている。だから固定資産税を全然上げない。私は何も貧乏人から取れと言っているのじゃないけれども、東京のど真ん中あたりは、地価が上昇し、それなりに固定資産税を上げていけば高層化せざるを得なくなるのですよ。土地政策に関係があるわけですよ。

ところが現在の制度が、国税は絶対地方税の場には入れないという問題があるわけですよ。だから、何を自分でやらせて何を国がやるか、財源はどうするか、これを本当に詰めないと、国はこれだけ国債をしょっていろいろ金利もって苦しんでいる。地方の方は、本当はもう東京都だつて、今都議選の前に余りやるとまた怒られてしまふかもしれないけれども、庁舎を二千億も三千億もかけてつくる、あとは何にもしないではかばか入ってくる金をばらまいているだけじゃないか。この辺をもう少し自己責任を持たせなければいかぬ。

だから、そういういわば今の中央と地方の見直しをもっと徹底的にやってみてほしい。単にふるさと創生論などというつまらないかけ声じゃなく

て、本当にどこに問題点があるのか。結局は東京あたりはどこもどこの資本が投下されているので、さっきの四谷と半蔵門の拡幅じゃないけれども、そういう基本的なメスを入れないで消費税、消費税で走ったから私は怒っているわけですよ。もう時間もそろそろあれですからやめましょ。

では、最後に御決意を聞いてやめておきます。

○村山国務大臣 土地問題は日本の経済にとって最大の問題であろうという事は我々も同様に考えております。今まで土地税制でいろいろなことをやってきましたが、率直に言つて余り効き目がなかつた。もう考えられることを全部やってきたわけでございますが、やはり土地に対する考え方の基本は今おっしゃったようなことですね。

今度新臨調が土地問題基本政策をやりまして、先般提言がありました。それに基づいて今度土地基本法を出そうということでございます。そこ骨格になっている部分は、もう御案内のとおり二つありまして、一つは、土地の利用については公共的な制限を受けるべきである。第二には、社会資本なり公共事業によって値上がり利益があつたら、その開発利益を還元すべきだ。これが国民に浸透し、それに相応したるもの制度ができたときに国民が受け入れてくれる、この基盤がなければだめだろうと私は思つておるわけでございます。

問題は、その土地開発利益の還元でございますが、これは経済理論としてはまさにそのとおりだろうと思つてます。ただ、受益の範囲を具体的にどうするか、還元の方法をどうするか、こういう技術的問題は極めて困難な問題であろう。しかし、まさにこれは経済の問題であり、そしてまた公平の問題の根本をなしているものであろう。こういうことで、この土地基本法の成立を待ちまして我々も所要の税制措置を講じてまいりたい。幸いにして国と地方の税制というものは、政府の税制におきましても、それから党の税制におきましても一緒に議論されておるわけでございます。

○安倍(基)委員 どうも少し時間を超過しまして済みませんでした。

○中西委員長 正森成二君。

○正森委員 財産法案について質問させていただけますが、既に大蔵省関係にはきょう質問項目を御連絡いたしました。きょう伺つておりますと、同僚委員、特に先輩の村山委員と重複している部分があると思つて、御存じかと思つて、角度を変えて、観点を改めて伺いますので、若干の重複はお許し願ひたいと思つてます。

まず最初に、昭和六十三年度の自然増収について伺いたいと思つてます。

この質疑の中で、本会議でもあるいはきょうの答弁の中でも大蔵大臣あるいは大蔵省当局は、三月決算の法人の法人税がまだ入つておらない、これが法人税全体の約四割を占めるので何とも申し上げられないことを言ひまして、村山さんはさすがに国務大臣だけあって、政治的にこういう質問をするのは減税をしるという意図ではないかといひ早く感づかれたのか、これはどういふ方にも使つた、あいつ方にも使つた、残りは何もありませんよといふことを言われたのですが、私がこれから聞きますのは、必ずしも大臣の意図のように減税をしるということをお聞きするのは、国債政策なりなんなりを考へるために伺いたいと思つておりますので、率直にお答え願ひたいと思ひます。

確かに福田内閣のときでしたか、三月の法人税収を繰り入れるということがございましたために、税収の見込みも非常に立てにくくなったといふことで、また最後の締め切りもおくれるといふことになって、現在ではまだ六月末ではございませぬので、確定していないといふことは承知しております。しかしながら、三ヶ月決算の法人の法人税収は原則として五月末には既に結論が出ています。その整理が六月末ということになっているはずですよ。そして、あらゆる経済指標は法人の利益が約二割伸びておる。例えば野村証券など

は、半期で約五千億円の利益を出しておるといふようなことも関係の調査機関からすべて報告されおられます。

したがって、多くの新聞にも出ておりますように、補正後予算に比べて国の自然増収が約二兆八千億円前後出るといふことは、ほぼ疑いのないことだと思ふのです。それを大蔵当局が、六月ももう中旬になっておるのに、それが全くわからないかのような答弁をして、そして減税の要求をあらかじめ封じ込むというふうなことは、もしそう考へておられるとすれば必ずしもフェアではない。だから私は、それがあから減税しろということに聞くのではなく、率直に自然増収が約二兆八千億円あるのではないかと。

そのことを聞きますのは、その次の質問に関連するのですが、たしか補正後に特例国債、赤字国債の額を減縮したと思ひます。私の知る限りでは、現在までに昭和六十三年度分として発行した赤字国債は九千五百億円で、一兆円をやや下回っておるといふように聞いております。大臣の答弁にもありましたように、もし自然増収が出れば、残りの発行予定分があります。その残りは約八千億円ぐらいですね。それは出さないでもよいといふことにもなつてまいります。そこで、その関連で、大体そういうことだからこそ、もう六月の半ばにもなるのに出納整理期間に出すことのできる特例公債を発行しないで、そして九千五百億円前後の発行額にとどまっておるのではないかと、いふように思ひますので、率直にお答えいただきたいと思ひます。

○尾崎政府委員 先ほど来御答弁申し上げておりますとおりでございますが、まだ五月分の計数がわかっておりません。四月末現在の累計といたしましては、前年と比べて七・三%の増収という結果が出ております。六十二年決算額に對して六十三年度の補正後の予算額の率が一〇・二・八%ということでございますので、ある程度の増収があることは間違いないだらうといふように思ひますが、委員御指摘のとおり五分に入つてま

いります法人税収、これは法人税収の四割弱、去年で申しまして大体六兆円ぐらいあるわけでございます。したがって、経常利益についての見通し等もいろいろと耳にいたしますが、中小法人等もございまして、まだ全体としての姿がはっきりいたしません。この段階で確定的なことを申し上げることができないことを御理解いただきたいと存じます。

公債の問題につきましては担当の方から御答弁申し上げます。

○篠沢政府委員 まず、自然増収の問題につきましては今お答えのとおりでございますけれども、それを期待し得る状況であるということでございます。当然出納整理期間に繰り越した特例公債について発行を取りやめるといふことになるわけでございます。その可能性はあり得るのではないかと。金額かどうかという問題もまた一つございしますが、ぎりぎりの出納整理期間の中で最後の詰めをしていく必要があるかと思ひます。

いづれにしても、私どもとしては特例公債の発行は極力縮減すべきであるという財源法の趣旨を踏まえて、出納整理期間分のもの発行をどうするかということについては、例年極めてセンシティブに扱つておるといふことを御理解いただきたいと思ひます。

○正義委員 多少は具体的にになりましたけれども、法人税がまだ四割残つておるとかなんとか言つても、五月末までに決まつておつて、その整理が六月までということ、大きなところのおおよその利益がどのくらいあるかということはおもつかんでおるのですから、それは自然増収が二兆八千何百何十億あるとか、そういうことを聞こうとは思つておりませんが、おおよその傾向としてはそういうことだ。出納整理期間といつてもあと何ほも残つてないので、残つてないので、権限を付与された特例公債を出してないのでしょう。

では、念のために答えてください。今までに出した特例公債は約九千五百億円で、まだ発行額が約八千億残つておるといふことは事実ですか。

○篠沢政府委員 補正予算の段階である程度減額をいたしました結果、本年度の授權をいただいております発行額は一兆七千七百億でございます。そのうち年度内に九千五百六十五億を發行いたしましたので、出納整理期間に残されたものは八千四百四十五億でございます。

○正義委員 つまり、権限があるのに出さないで、それだけ残している。しかも補正予算で減額したのをまだ残しているということは、責任ある財政当局としては、自然増収が相当大きい可能性があるということに、自然増収が相当大きい可能性がある。国債を発行しようと思へばあらかじめ準備も要りますし、急にばたばたできないわけですから、自然増収があることは間違いないわけですが、大蔵大臣が同僚委員に答弁されたように、また特例公債の減額に向けられる。それからさらに、当然のことながら三・二%は地方交付税交付金に向けられる。恐らくこれが約八千五百億円ぐらいになるかと思ひます。そうしますと、残りの自由になる金は一兆四千億前後で、その最低半分は整理基金に入れなければならないから、本当に自由になる金は七千億前後、あるいはそれより少ないといふふうな報道されておるといふらうと思ふのです。

そこで伺いたのですが、これは新聞報道にあるわけですが、大臣が新聞紙上で「NTT株第四次放出今年度は見送り」という記事がございまして、これは六月四日付の朝日新聞と、私が持つておきますのは毎日新聞で、お忘れかもしれませんが、なかなかこやかないお顔で写真も写つておられます。そうしますと、新聞紙上に「今年度の売り出しは見送ることを検討する」ということおるんですね。新聞に二紙までこう報道されているから、全く違ふといふことはないかと思ひます。が、「今年度」といふのはもちろん平成元年度です。六月四日ですか。

そうすると八九年度、平成元年度の一般会計、特別会計予算では、第四次放出として百九十五万株を売却して、約二兆八千億円の売却収入を上げ

ることになっておられます。これを第四次放出は見送りということになれば、主計局長、財政当局としては二兆八千億円に変わる穴埋めの財源がある、昭和六十三年の自然増収で平成元年度に使える分も今言いましたように相当ある、そして八九年、平成元年度も自然増収が相当ある。それ以外に腹づもりとしてこんな収入があるということに、大臣が非常に大きな額であるNTTの第四次放出をやめることを検討するなんて言えるわけがないですね。また、大臣がそういうことを発言するというのは、事務当局がそういう資料なり見込みを大臣のお耳に入れなければ、大臣は天から降つて来たように突如自分が思いついてそんなことを言えるわけがない。大臣はいかなる根拠に基づいてこういう発言を新聞紙上にされたんですか、率直に言うて下さい。

○村山国務大臣 NTTの株というのは国民の共有財産で、極めて大事に使わなければならないといふところが基本でございます。残念ながら今NTTの株は市場で大分下がつておりました、きょうはまた百四十八万ですか。そういうことを考えますと、平成元年度に売つて、そしてその財源で平成二年度の繰り入れ財源にするわけでございますけれども、見送りという意味は、あるいは見送りと言つたかもしれないが、それは全部または一部の見送りという意味でございます。もちろんこの話でございます。そういう意味で申し上げたので、これから検討していかなければならぬ事項ではないか、こういうことを申し上げたつもりでございます。

○篠沢政府委員 若干補足をして申し上げます。今先生は、このNTTを見送つた場合に本年度の歳入に穴があくかといふふうにおっしゃいましたが、あるいは御承知かと思ひますが、元年度予算でNTTを活用して例えば一兆三千億の公共事業的なものを行う、こういう場合には、これは六十三年度におきますNTT売却収入を使つております。したがって、これは仮定の話でございます。

ますが、もし仮に元年度のNTT株式売却が不調に推移するというような場合には、二年度の予算を編成する際にどう考えるか、この問題は必ず出ざるを得ないのでございます。あくまでも仮定の話でございますが、お答えを申し上げます。

○正森委員 ここに新聞も持っておりますが、新聞にも、平成元年度の分は昭和六十三年に売った百五十万株の分で何とか手当てができる、しかし、平成元年度に百九十五万株を売らないとなれば、二兆八千億円ぐらいが平成二年度でどうするかというところで問題になる、そう書いてあります。私の言いが少し簡略したのでそういうぐあいになっていくのですが、しかしそれにしまして、平成三年度まではNTTの売却収入があるはずだ、四年からはなくなりますが、二年だけでも、それを見送る。もちろん今の御発言で全部または一部というように御訂正になりましたが、一部にはいろいろありまして、九割も一部なら一割も一部です。それはいろいろあるでしょうけれども、少なくとも相当大きな額のものもそういうぐあいに言われるというのはいくつものことだ。

それは今大臣がはしなくも言われましたように、一株が百四十八万とか、これは最盛期に比べますと二分の一以下ですね。そういうことであると、もう少し高ければ国庫にもっと入るのが、みすみす安く売って少なくなるという損得の問題と、それから株式市場を混乱させるといいますか、NTTの経営その他にも若干の影響を与えるというふうないろいろな配慮があった、そういうことを言われたと思うのです。しかし、これは表現は悪いですけども、背に腹はかえられぬということがあります、財政事情がもしどうしても悪ければ、そんなせいたくなくとも言うておられないですね。株の値が下がったのは市場ですからやむを得ぬけれども、何とか努力して、努力してと言ったら大臣が民間企業の株の値をつり上げることになりますからいけません、やはり売却しなければいかぬということになったら、あ

あいう発言は出てこないと思えますよ。それがあいう発言があったということは、昭和六十三年の自然増収、平成元年度の自然増収が一定にあるということと、それ以外にプラスアルファをいろいろ考えておられるということを示唆しているというように思うのですが、大臣、たばこの株の売却ということも来年度はお考えになっておるといふことも心の隅にあって、あいう御発言が出てくるのですか。それとも、いやいや自然増収で十分やれるというぐあいの確固たる御自信ですか。

○村山国務大臣 余り下がったものですが、そちらの方を心配しているわけでございます。それから、たばこ会社の株の売却の問題は、正直言いまして今考えておりません。今非常に困難な状況、経営状況が非常に苦しいことはよくわかっております。たばこ会社はこの経営を挽回すべくあらゆる努力をしているわけでございますので、今のところ経営がよくなるのを待っているわけでございまして、今売却を考慮しておりません。

○正森委員 一部の報道では、政府保有の二百万株のうち三分の一の六十六万株くらいは来年度を考えておるのではないかと、そういう報道もありますが、少なくとも現段階では考えておられない。そうしますと、一部報道に、JRの景気が割といいので、これを繰り上げて来年度から売却も考えているというふうなこともございますが、たばこについてさえそういうお考えなら、JRについても今直ちにそういうことは日程に上っておらないと伺っているのですか、それとも別ですか。

○村山国務大臣 JRは、御案内のように清算事業団のあれでございまして、これは清算事業団の方で大事に使ってほしい、こう思っているところでございます。

○正森委員 これは横道に少しそれますが、理財局長来ていますか。NTTがひとところ三百万円を超えたのに、なぜ百四十万円くらいに下がって低迷していると思えますか。つまり、株価が全体として下がついて、そして二年前に比べ

て二分の一以下になったというならそれは当然なんでしょうけれども、ほかの株価は多かれ少なかれ上がって、この間の魔の何曜日とか言われるときからさえた上がり始めているのに、なぜNTTだけが下がっているのかということも理財局としては当然分析しておると思えますが、どういふように考えていますか。

○足立政府委員 大蔵省といたしまして、NTTに限りませんが、個々の銘柄の株価につきまして、どういふ理由で上がる、あるいはどういふ理由で下がるというふうな分析を発表するようなことはいたしてございませぬ。やはり種々の問題、恐らく市場全体の動向とか潜在的な企業の成長性の問題であるとか、あるいは人気、需給関係、もろもろの関係が総合されて市場において価格が形成されているのだと思えますが、具体的な株価の動向についてはコメントすることは差し控えておきたいと思えます。

○正森委員 株価の動向についてコメントすることは差し控えておきたいと思えますが、具体的な言葉で、そういう言葉を覚えていれば議員が何を聞いても答えなくともいいし、もつと言え、自分が勉強していかなくても、勉強してないということのみんなの前に知られなくても済むということなのだけれども、しかし理財局長、国庫の収入に關係し、国債整理基金の収入にも關係することについて、そんな個々の企業の株価の動向については言えないとかなんとか言って済むことですか。あなた方としたら、大臣が税収が十分あるという確信が必ずしもないのに、余り値段が下がったのでびっくり仰天して、今年度は見送るかというところ、全部または一部ということもお忘れになつて見送るか。こうなれば、聞いている者は全部見送るかというふうにとりましますから、そうなっているに担当の理財局長がそういうぐあいにほほんとしておるのじや、これは国会で我々がかわりに分析しないと国家のために心配でしようがない。

ところが、NTTの場合には二、三年前から国がほんぽんと株を放出する。しかも、最初は公平にいくようにというので、一人一株というふうなことで非常に大衆的な株主をふやした。だから、ざぱり言えば普通の一流企業のような安定株主がないのです。だから売られるわけなんです。私、資料を持ってききましたけれども、時間がありませんから言いませんけれども、ちよろちよろ売れるからなかなか下げどまりしないというふうに書いてあるのです。

つまり、言ってみれば、今の中で相当数の上場企業の株はほとんど上がる。その中でNTTだけは下がって、二分の一以下になるという根本的な原因はどこにあるかといえ、その株価の構造の仕組みにあるわけなんです。だから、今株の値段が高いといつて謳歌している他の上場企業も、もし株主構成がNTTと同じようであれば、二分の一以下に下がるということはないにしても、あんなに株が上がるといふことは必ずしも保証されないのです。ですから、今の上場企業の株価が非常に上昇して我が世の春を謳歌しているというのには、ここに証券業協会の常務理事も出てきておりますけれども、必ずしも欧米ではああいうことは起こり得ないのです。我が国の企業の持ち合い

ルートもあればいろいろなこともあると言ふ人もありますよ。しかし、その影響は我々の見るところでは比較的少ないので、一番大きな影響は、普通の企業の場合には、七割までは一つの企業の株は企業が持っているのです。個人が持っているのは三割弱なんです。そして、七割以上の企業は相当部分が安定株主で、株を売らないのです。だから、株価というのはその三割以下の個人、それが売るといふことで値が決まるから、売りが非常に少ないのです。だからなかなか値が下がらない。企業がばあんと売る場合には、直接市場に出さないで、相対取引で売って株価に影響させないようにするというところは普通行われているのです。それは株の關係の分析した本なんかを見れば皆書いてある。

我が々が分析しますと、NTTは、もちろんリク

と法人株主主義というような、そういう表現をされている中で起こっている現象だというように言わなければいけないのです。

ですから、N T Tの株の値段をまた三百万円くらいまで上げるなどというのはなかなか大変なことなんでしょう。個々の企業の株がどうなるかというようなことはこの場では言えないなんてあなた言ったので、やむを得ず正説を披露するわけですから、そういうことも考慮して広く分析しておくことですね。ここで言う言わないは別に、国家のために理財局がそういうことを勉強してないようでは困るのですね。そのことを申し上げて次の問題に移りたいと思います。

今、財政審が財政再建について六つの指標についていろいろ言っております。重複を避けるために大臣の答弁を引用いたしますと、一言で言えば非常に難しいということ、その六つの指標のうちどのどれをメーン指標にするとかなんとか、それはまだ財政審で検討いただいている最中で、ここで答弁し得る状況ではない、こう受け取れるような答弁と伺いましたが、そう伺ってよろしいか。

○村山國務大臣　そう受け取ってもらって結構でございます。

○正森委員　そこで、一つの考え方として、その六つの指標、国債依存度とか国債費率とか残高のGNPとの比較とかいろいろございすけれども、我が国の財政状況が決して楽観し得る状況じゃないということ、これらの幾つかの指標を諸外国の指標と比べてみれば、これは財政審でも全部資料がついておられます、それは一々申しませんが、楽観できない状況であるということも否定することのできないことでもあります。

そこで、その参考のために、お読みになっておられるかどうかはわかりませんが、東海銀行が調査月報の一九八九年五月号で我が国の将来の財政について有益な調査をしております。私はこれを読ませていただきます、さらにこの分析の基礎になったコンピュータの数字も東海銀行の御協力

によつて二、三日前に入手いたしました。そこで、それらの数字について若干申し上げたいというように思ふのです。もちろんこの分析の仕方などで大いに参考になります、その結論や過程について我々が同じ見解というわけにはいかない点があるということは、あらかじめ申し上げておきたいと思ふのです。

それで、この中で私が若干注目しましたのは二、三点ございすが、その一つは利払いの率ですね。六割で借りているとか七割で借りているとか八割で借りているというのがありますが、それについて日銀の資料も援用しながら分析しているのです。それはどういふように分析しているかといひますと、これは大蔵省は十分御存じのことだと思ひますが、利払い率、利子率と税収及び利払い以外の歳出の伸び率とを比べて、「税収及び利払以外の歳出の伸び率が利子率を上回る場合は、(中略)国債依存度は、一定の値に収束する。」それはそうすね、出ていく利子率よりも収入の方が多いいわけですから。しかしながら「利子率が税収及び利払以外の歳出の伸び率を上回る場合には、つまり、高い利息を払って財政を賄っている場合には、「国債残高の対GNP比率は無限に上昇し、利払費の歳出に占める割合と国債依存度は、一〇〇%に収束することとなる。」つまり、全部その利払いに回さなければいけないように究極的にはなるということも言っているのです。これは数式があるようすけれども、常識的に考えても当然のことですね。

だから、ここから言えることは、その程度には差があつても、税収及び利払いに充てる国債費以外の伸びというものは、借金の利子率よりも上でないならば、そういう状況が長く続けば国の財政は破綻するということを数学的に言っているわけでありす。これは常識でありす。

ところが、これは日銀の経済統計月報から計算しているのですけれども、我が国の最近の財政を見ますと、残念ながら利子率の方が今言いました

税収及び利払い以外の歳出を上回っている場合がごく最近だけで五回あるのですね。これを見ますと、一九七五年、一九八一年、八二年、そして八三年及び八五年、五回にわたつて利子率が上回つておられます。この場合の利子率はおおむね八割を超えた場合であります。例えば八・三%、八・一%、八・〇%、一九八五年だけが六・四%というように、利子率は低いのに、別の項目が低いのでこれが高くなるという状況になっておるのですね。そうしますと、それが単年度あるいは十二、三年の間の四、五回だからいければ、そういう状況が毎年毎年だつたら、財政が破綻するような財政運営が残念ながら局部的には行われたといふことを示しているのです。だから、こういう過去の遺産といふのは、何らかの形で是正されなければならぬといふことは当然出てくることだと思ふのです。

それから、もう一つの東海月報が言っておりますのは、同僚委員の村山先賢が言われましたように、公共事業の耐用年数が六十年といふこと、一・六割ずつ定率繰り入れをしておられるけれども、その六十年といふのは現在では当てはまらないんだといふことを言っていることなすね。

そのもとになつておられますのは、ここに持つてまいりました「日本の社会資本」といふ経済企画庁の総合計画局がつくりました本であります。経企庁、来ておられますね。私こへ赤いを入れた若干読んでまいりましたけれども、時間を節約する意味でお尋ねいたしたいのですが、今主計局長が仮に土地を百年と仮置きしてというように今まで御説明がございましたが、公共事業費に占める土地の割合といふのは比較的多くないのです。例えばアトランダムに申し上げますが、道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、学校施設、治水、治山あるいは工業用水道等について平均耐用年数を経企庁は幾らと見ているか、もしわかれば答えてください。

○川嶋説明員　お答えいたします。

私どもは、五十九年度にストック推計の一環と

いたしまして耐用年数を推計しておるわけでございますけれども、道路につきましては四十五年、港湾につきましては五十年、航空につきましては十七年、それから水道につきましては三十二年、下水道につきましては三十四年、廃棄物につきましては十五年、治山が四十七年、治水が四十九年、それから工業用水道が四十年というふうなことで試算をしております。

○正森委員　大蔵大臣、今お聞きになったようなことで、東海銀行では平均三十二年といふようにしているのです。もちろんこれは加重平均しないと、年数だけをやつたのでは学問的に意味をなしませんけれども、しかし今お聞きになりましたように、短いものは十七年、我々が相当長いかなと思つているようなものでも四十年とか四十五年とかといふことになつておるわけで、村山委員が建設国債の六十年償還といふのは見直しする必要があるのでないかと問われた根拠はここにあるわけですね。

ただ、今財政事情が非常にまだよくない。本来なら特例債といふのは六十年で返すなどというのほもつてのほか、本当は出すのほもつてのほかだと言つていたのを、大平内閣のときに、出すことは出しますが十年たつたら絶対に借かえしなさい、全部返しますといふことで、国会で約束してやつたのです。それが背に腹はかえられないので、建設国債と同じ六十年で返すということになつておるわけでしょう。特例債といふのは、こういう建設国債と違つて裏づけの物件は何もないわけなんです。そして、裏づけのあるとされる建設国債でもこういう状況であるということも考えますと、財政事情が悪いから—それは理想を言えば特例債は即時償還、少なくとも十年來たら償還、建設国債はできれば法改正して、六十年償還をせめて四十年とか五十年ということにすべきなんでしょうが、それは村山さん、ないそでは振れぬという御心境でしょう。

だから、私は今そのことをすぐどうこうというように聞きますが、ここで私が言いたいのは、

少なくともそういうことを考え、かつ利率が税収の伸び等より高い場合には、国債費は一〇〇%に限りなく近づくとしような財政破綻になるのだというのを考えれば、少なくとも東海銀行が分析しているような四年ないし五年の利払い率の方が高かったときに発行した国債について、可能なならばこれを速やかに償還して現在の低い金利のものとかえるということは、財政当局が財政再建の六つの指標についていろいろ頭を悩まされるのはいいのですが、それより前に行うべきことではないのですか。

私もそう言いますと、大臣はあるいは御存じないかもしれませんが、私は今まで二回にわたって非常に高利の国債についての借りかえを主張し、その法律上の根拠があるということを申し上げました。

〔委員長退席、村井委員長代理着席〕

第一、国債には繰り上げ償還をすることを得とすることが印刷してあって、繰り上げ償還されたから契約違反だと言えないようになっていたのですから、国債整理基金法でもそのことは合法化されておられます。大臣が繰り上げ償還しようと思えば、八〇%なんか、それ以上の国債というの非常な希少価値ですからね。国債の値段が非常に上がって、百円よりはるかに上だ、百十何円というものもあるのですから。そんなものを買って償却しようとするれば、それだけで金が要るから結局同じことだという意味のことを今言われました。これは、主計局長も今まで判で押したようにその答えるのですよ。しかし、国債の繰り上げ償還というのは、何も時価の百十何円なんかで償還することじゃないので、借りた百円払えばそれでいいようになっているのですから。そうすれば、結局東海銀行の言うたような限りなく一〇〇%に、財政破綻になるような危険なことを犯した部分は少なくとも除去することができる。建設国債の六十年を三十年にしろ、四十年にしろ、五十年にしろということはよしんば着手できないにしても、今私が言ったようなことを実行するということは

できることはないのですか。

○村山国務大臣 さっき申しましたように、券面にそういう繰り上げ償還ができるということもあることは承知しております。ただ、実際問題として額面で償還するわけでございますから、そのときは、期近物になっていくものは市況ではもう非常に高い値段になっていることは当然だろうと思えます。それが一つの国債に対する債権者の期待利益といえますか、そういうものであろう。だから法律的に可能であるということをやっているかどうか、そこはやはり国債の信託の問題じゃないか、こういうことを言っているわけでございます。

○正森委員 その答弁も官澤大蔵大臣その他が繰り返し言われたことなんです。私はもう既にこの前の質問のときに言っておりますから、多くを言おうとは思いませんけれども、信託、信託とおっしゃいますが、マル優廃止の場合には、今まで税金がからなかったのが一律に利率に二割かかったのです。それは利率を二割切り下げられたのと同じなんです。三百兆ないし四百兆の庶民の預金についてはそういうことが行われているのに、百六十二兆の残額のうち八〇%前後の国債というのはいくらも三分の一以下ですね。それについてさえそういうことができないということは、庶民の目から見たらそれは庶民いじめで、大口にそういう高利回りの国債を持っている一部の金融機関とか、そういうものを擁護するものにほかならないという考えを持つのは当然のことであるというのを私は指摘して、次の論点に行きたいと思

います。そこで、この東海銀行はおもしろいあれを書いておりました、例えばGNP成長率を四〇%と見ると、税収は弾性値一・一と見て四・四である。それから、地方交付税の方は弾性値一・二と見ると、そういう前提を置きまして、大蔵省が出している財政収支計算では自然成長は四・七五でしたか、それとは違いますが、東海銀行はそういうぐあいに置きまして、そして国債費や税収やら歳出

がどうなるかというのを見ているわけです。この計算では、歳出のある項目、社会保障関係費は一定率でどんどん伸びる。そうすると、その他の経費がどういふぐあいに一般歳出の中で圧縮されるかという計算をしているのです。

そういう見方もあるでしょうが、私は見解をやや異にいたしました。社会保障関係費は大蔵省がいろいろ努力して率は変わってきていますので、このごろ変わらないうものは何であらうか、また今度の宇野内閣の所信表明演説でも変わらないうものは何であらうかという、国際国家日本ですね。国際的に貢献する日本なんです。その中身は何かと言えば、ODAとそれから軍事費の分担、パードンシェアリングですね。そうしますと、軍事費は平成元年は五・九%ですね。ODAは幾らかと言えば七・八%です。

そこで伺いたのですが、どなたがお答えになっても結構ですけれども、軍事費の今年度の予算は三兆九千九百九十八億ですか、仮に三・九二と置きますか。ODAは七千五百幾らですから〇・七六と置きますと、平成でいくとちよつとわかりにくいので西暦でいきますが、二〇〇〇年にはどれくらいになると思われますか。あるいは二〇〇〇年にはどれくらいになると思われますか。——おおよそのことはレクチャーしておきましたけれども、こういう具体的なことは言っておりませんので、単純な算数ですから私から申し上げたいと思

います。防衛費は、端数を削って三兆九千二百億が五・九の割合でふえますと、今から十一年後の西暦二〇〇〇年には七兆三千六百億になります。二〇〇一年には十三兆六百億になります。二〇〇二年には二十三兆一千八百億になります。ODAは、端数を切り上げて七千六百億としますと、西暦二〇〇〇年には一兆七千三百億、西暦二〇〇一年には三兆六千六百億、西暦二〇〇二年には七兆七千五百億になります。したがって、二〇〇二年には防衛費とODA、いわゆる国際国家日本で世界に貢献するパードンシェアリン

グの重さは三十兆九千三百億になります。これは実に膨大な額であると言わなければなりません。念のために申しますと、西暦二〇〇〇年には約五百九十九兆余になっております。二〇〇一年には八百八十兆余になっております。二〇〇二年には千三百十四兆余になっております。しかし、そうだといたしましても相当な割合ですね。東海銀行のこの統計によれば、税収はどうなっているかといえ、二〇〇〇年には現在の五十一兆が約八十一兆余、二〇〇一年には百二十六兆余、二〇〇二年には百九十三兆余になっております。しかし、仮に百九十三兆といたしましても、三十兆というのには非常に大きな割合であります。主計局、大抵頭の中でわかりましたか。大きな過ちはないでしょう。

○篠沢政府委員 今ちよつと後ろで計算をしておりますが、数字の問題でございまして、恐らく誤りはなからうと思

○正森委員 私の秘書が電卓をたたきましたので、単純な数字ですから間違っていないと思

います。だから、多少の誤差はありましても、それを前提に議論を進めます、議論をするために言っているのですから。そこで、そういうことだとして、仮に防衛費とODAはそういうぐあいに伸びていく。それ以外の一般歳出は、財政が困難なので大体二%ずつふやしていく。この計算では、社会保障費を六・三くらい伸ばすということ、また国債費や何やらを計算しておりますので、全部入れかえるとその数字が全部違ってくるので、その数字を若干利用しましたから、二%ずつ伸びていくよりもちよつと高い数字になると思うのですが、それで計算して、こういうように防衛費とODAがほとんど伸びて、二〇〇二年に約三十兆を超える。もちろんGNPも伸びていきますし税収も伸びていきますが、そうなりますと、防衛費とODAを除いたその他の一般歳出、国債費と地方交付税はおのずから決まっていますから、それは除いて、それは全

体の中で四二・九％になります。一九八九年、本年の割合はどうかといえ、それは五七・六％です。この五七・六％というのは東海銀行の数字です。四二・九％というのは私の独自の計算に基づいて私の部屋で計算をしたものです。

主計局長、この数字の持つ意味がわかりますか。もしバードンシェリングとか言って防衛費とODAとを今の割合でどんどんふやせば、公共事業費とか社会保障費とか教育費とか公務員の給料とかは、現在の一般歳出に占める五七・六から四二・九に減る。ということは、約四分の一切り詰めなければならないということの意味です。これは大変なことですね。東海銀行によると、公務員の数は何分の一にしなければやっていると、公共事業の支出については大部分が維持費あるいは更新費にとられて、新規事業はできなくなるとかいうようなことが書いてあります。それは当然ですね。

ですから、こういう状況になり得るのだということを考えるならば、財政再建の指標を、財政審が言っている単純なあの六つのうちのどれかがとか、どれの組み合わせとかいうことではなしに、歳出のうちのバードンシェリングなんかと言って軍事費やODAをどんどんふやしていくということも、二年や三年はもつかも知れないけれども、二十年、三十年たてば、まさに高齢化社会がピークになる二〇二〇年でこういう財政の姿になるのだということを我々は考える必要があり、その根本的な問題について考えることなしに財政再建の指標を考えることは、今の政策を継続するというだけで、これは必ずしも意味を持たないのではないかと、これは私の意見であります。これは東海銀行の分析に基づいて、東海銀行とは違う方向の結論を私が独自に出したわけであり、しかし、私の前提と論理を置く限り、そういう結論も一つの見方としては出てくるという事は、村山大蔵大臣も虚心にお聞きいただければそうなると思うのです。これこそまさに問題である。このことを私は大蔵大臣や財政当局にお考えいただ

きたい、こう思うわけです。もし御意見がございましたらおっしゃってください。

○村山国務大臣 ただいま一般会計の中のそれぞれの主要経費項目についての数字の相関関係について伺いました。数字としては恐らくそうなるであろう。しかし、実際の予算というものは、そのときどきの資源配分を考えていくことはもう当然でございます。そんなことにならないことも大抵もう常識でわかっているわけでございます。しかし、相関関係は、それは数字としては非常に貴重なものでございます。今の利払い費、恐らく平均の利払い費をお話しされているのだからと思うのです。そういうものはやはり一つの参考になる数字であろう、こう思っておるわけでございます。

○正森委員 お立場も違いますから、一つの問題提起をしただけで、これ以上申そうとは思いません。

次に、全銀協の会長さんと証券業協会の関さんにおいでいただいておられますので、時間がだんだん少なくなつてまいりましたが、えらいお待ちいただいで申しわけございませんが、伺わせていただきます。

同じく先輩の村山委員がお話しになりましたが、国債市場というのはさまざま変わります。ここに私が持ってまいりましたのは一月十八日の東京新聞です。お気に召さないかもしれませんが、読んでみますのでお聞き願います。こう言っているのです。

「昔は債券市場が育っていなかったもので、国債の消化に苦勞したが、今は全く逆。国債発行額を減らすと、銀行や証券会社が泣きついてくる」

えらい言葉は悪いですよ。私が言うているのじゃないのだ。赤旗じゃないですよ。十八日の東京新聞にそう書いてある。

一九八九年度の国債発行計画を詰めている大蔵省理財局では、以前と様変わりした国債人気にやや困惑気味だ。

理財局長が言うたのかな、こういうことが載っているのです。それで、時間がないので途中を省略しますが、どういう意味かという、国債の発行額は、借換債を含めて

前年度より約一兆一千億円の減額だ。この計画に沿って、銀行や証券会社で構成するシンジケート団の引き受け額を前年度の八兆八千億円より約二兆円減らす予定だ。

しかし、カネ余り現象を背景に債券市場が成長した結果、銀行や証券会社にとって今や国債は貴重なドル箱商品。シンジケート団の引き受け額を減らされると、経営的にも影響が出てくるという。

このため、大蔵省は資金運用部の国債引き受け額を減らすなどして、

事実減らした。二兆五千億になったはずだ。

シンジケート団の引き受け額を前年度比七千億円減にとどめて、八兆一千億円にすることに。これで、銀行や証券会社は一息つけるという。

こうなっているのです。銀行、証券に泣きつかれ！というのが見出しなのです。

私どもは、今から十年ほど前の財確法案の審議のときには、時間がもう少しありましたので、銀行協会やら証券業協会の会長さんにはいつでも参事人として来ていただいて、半日とっていただけです。そのときに私は大蔵委員でしたので覚えていたのですが、たしか私が、国債というものはおかしなものだ。普通は金を借りる方が、済みませんけれども金を借してくれと言って頭を下げて条件を聞く。ところが、国債だけは、大蔵省が許認可権を持ち、いろいろあるので非常に威張っておって、御用金的な感覚でこれを銀行や証券に割り当てている。こういうのは困るのじゃないか、きょうは構わぬから思い切って言うてもらわねえと言ったら、皆一斉に、市中金利を御参考にして決めていただく。御用金だとか賦課金だとか称して、それよりずっと低く下げられて泣いておった

わけですよ。それが今やさまざま変わりました。それで皆さん方に伺いたいのですが、この間、四月に長期国債の四割ですか、入札したでしょ。そうしたら、結局一円ぐらい高く入札されたらしいですね。一円というのは大きいですよ。利率にすれば多分ですからね。それで、これから隔月にしようかとかいろいろ大蔵省が考えたということもあるのです。そこで、そういうさまざまな変り方の状況の中で、銀行協会あるいは証券業協会が国会や大蔵省に物を申したいことがあれば、どうぞ遠慮なくおっしゃってください。

○宮崎参事人 全国銀行協会連合会の宮崎でございます。本日は発言の機会をいただきましたありがとうございます。

ただいま先生おっしゃったように、私どもも国債という非常に需要の多い商品は願ってもないあれで、多い方がいいというふうには存じておりますけれども、しかし、財政の健全性という見地からどちらが大事かとおっしゃれば、財政の健全性がまず第一であるというふうには感じております。

次に、今、国会並びに先生方に対する要望は何かというお話がございましたので、それにつきましては三点要望を述べさせていただきます。

まず第一点は、やはり市中消化の原則を尊重していただきたいということでございます。最近では、先生もおっしゃいましたように、民間部門での国債消化の基盤が拡充されてきております。また、国債は金融市場の中心的な商品となっております。まして、より一層市場の育成の見地から、先ほど申しましたように市中消化の原則を十分御配慮願いたいというのが第一点でございます。

第二点は、シートの制度を維持していただきたいという点でございます。従来から国債の円滑な安定的な消化については、シート方式は大きな役割を担ってきたというふうには存じております。しかし、現在、この関係の皆様方それから財政当局の御努力によりまして国債の発行額は順調に減少してきています、そのような状況でございますけれども

も、国債の消化というのは金融環境の変化の影響を受けるのも大きいかと存じます。したがって、その消化につきましては今後ともシ団制度を中心に、入札制度とバランスをとって機能を果たしていただくことが肝要かと考えております。したがって、シ団制度の維持ということをご第二点としてお願い申し上げます。

最後に、市場実勢の尊重という点で、先ほど申しましたように、十年債につきましては本年四月債から発行量の四〇％を価格競争入札制度がとられておりますけれども、残りの六〇％は固定のシェアということで、コンバイン方式による新しいシ団制度がスタートしておりますけれども、この制度の早期の定着、円滑なる消化のために、新制度の運用に当たりましては市場実勢の尊重という点について十分の御配慮をいただきたい。

以上、三点をお願いする次第でございます。
○関参考人 先生御指摘のとおり、十年前に比べまして国債の消化状況はまさにさま変わりという状態になっておりまして、国債は順調に消化されておるわけでございます。しかし、私も証券界といたしましては、国債の順調な消化に努力しますとともに、国債を中核にいたしまして、我が国の公社債市場を国際的に非常に立派なものにしていくということで、今までも努力をしております。したがって、これからも努力をしていこうと考えておるわけでございます。

こういった観点から、国債につきましては引き続きいろいろな制度の整備、改善をお願いをしなければならぬと考えていることが幾つかございます。せっかくのお尋ねでございますので、そういったことの中から二つお願いを申し上げておきたいと存じております。

第一は、十年物の国債についてでございます。ただいま全銀協会長もお触れになりましたけれども、十年物国債の発行方式が変更されまして、部分的競争入札が導入されたわけであります。この措置は、市場の競争性や透明性を確保して、さらに市場の一層の効率化とか活性化を図るという観点から、極めて大きな意義があるものと考えておるわけですが、証券界としては、この新しい方式のもとで円滑な発行、消化に積極的に取り組んでいくわけでございますけれども、関係御当局におかれましては、現在各月発行額の四〇％とっております十年物国債の公募入札発行の部分を一層拡充していただきたい、こういう考えを持っておるわけでございます。

二つ目は、短期国債についてでございます。先ほど申し上げましたように、国際的な市場をつくるという観点からいたしますと、短期金融市場の整備拡充が国の内外から大変要請されている状況でございます。短期国債につきましては、短期金融市場の中核商品として積極的に育成していきたいというふうな考えをしております。その意味で、今年度の国債発行計画で短期国債の発行額が大幅に増額されておることを高く評価しているわけでございます。今後この短期国債につきましても、幅広い投資家の市場への参加を積極的に推進できるようにいろいろな方策を引き続き御検討願いたい、これが第二のお願いでございます。

○正委員 一応そういう御見解の表明があったわけですが、時間もだんだん切迫してまいりました。非常に失礼ですが、個別の問題について、せっかく二人がお見えになっておりますので、それぞれ一問ずつ聞かせていただきたいと思っております。

それは、今度政府は年金の支給年齢を六十歳から六十五歳に繰り延べする。もちろん来年年からやるわけではなしに、西暦二〇〇〇年を越えてからの話ですけれども、そういう状況の中で、勤労者が非常に関心を持っているのは定年の延長の問題です。まず、五十五歳を六十歳、さらに六十歳をできれば六十五歳に、そうすれば年金がおくられて支給がやってくるといけるということで、定年の延長というのは、銀行関係の労働者の間でもここ数年非常に大きな要望になってきたことは御承知のとおりです。今、労働省などの統計によりまして、六十歳定年になっている企業は、ごく概略的に

見て六割ぐらいというように言われております。まだ三割余りは実施されていないことになっております。銀行関係も、五十五歳で一たん退職して、そして再雇用とかあるいは顧問とか嘱託とかいう制度もございましたが、最近ではそれぞれ労働者との間の交渉が行われて、六十歳定年というように移行している銀行が多いやに伺っております。

ただ、ここで問題なのは、六十歳に移行するのはいいのだけれども、五十五歳を超えると処遇がぐくぐと下がるという傾向があるのです。これは事実なんです。それで、きのう私、たしかレクチャーのときに、労働省の雇用管理調査報告等々の資料がございまして、もしよければそれをござらになっておいていただきたいということも御要望しておきました。あるいは事務局の方からお話が

あつて、ごらんいただいたかもしませんが、私が非常に関心を持ちましたのは、ここにたたくさんあります、それを読んでみるとあれです。ごく特徴的なことを申し上げます、これは昭和六十一年の調査で、「産業、規模及び定年延長後における役職、資格、仕事の内容、賃金(基準内)、週所定労働時間の変動状況別企業数の割合」というのがあるのです、ほかにもいろいろ調べておりますが、それを見ますと、産業を分類しまして、鉱業、建設業、製造業、卸売業、小売業、それから金融・保険業、あなたの方ですね。それから不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業というように分けまして、それも五千人以上、それから千人から四千九百九十九人までとか、あるいは三百人から九百九十九人とか、いろいろ分けて調べているのです。

これを見ますと、賃金が下がる、変わらない、上がるというように分けますと、産業全体では平均が下がるというのが三五・五で、金融保険業は三六・七ですからそう悪くないように見えるのです。ところが、五千人以上、第一勤銀さん、都市銀行は全部そうだと思いますけれども、それは極端に悪くて、調査産業の計では下がるというのは

三八・五%なんだけれども、金業・保険業は一〇%なんだ。ずば抜けて下がるというのが多いんです。そして、千人から四千九百九十九人まで、恐らくこれは大部分の市中銀行、相互銀行なんかも入るのが多いと思うのですが、それが調査産業全部で四六・六%に金融・保険業は六九・二%、つまり七〇%が下がるということで、ずば抜けて定年延長等々に伴った処遇が悪いんですね。

しかも次の減額率、賃金がどれくらい下がるかというのを見ますと、これは労働省の調査です。そうしたら、賃金が下がる企業、こうなっております、これは全部調べたので一〇〇%になつていまして、その下がる率はどうかというのを見ますと、産業全体では一〇%未満が二〇・八、一〇%以上二〇%未満が四三・三、これが主流です。それから二〇%以上三〇%未満が二六・三、三〇%以上というものは六・二にすぎないのです。ところが、金融機関を見まして、特に五千人以上と千人から四千九百九十九人を見ますと、極端に悪いのです。例えば五千人以上では三〇%以上下がるというのが実に六六・七%です。千人から四千九百九十九人では、三〇%以上ですから四〇%あれば五〇%あればとあるのですよ、それが実に八八・九%、九割です。

私は、これは全銀協としてもよくよく考えていただかなければならぬのじゃないか。銀行といえば、特に都市銀行とか市中銀行といえども、日本でも経営が安定し、もつとずばりと云えば、もうかつていっている有数の産業でしよう。しかも、それはコンピュータも導入しておるかもしれないけれども、五十五歳で定年になった人の今までの知識経験、ノウハウというのは、肉体労働じゃないんですから一層活用できるはずなのに、この部分の、しかも規模の大きい企業において極端に減額率が高い。三〇%以上ダウンというのが九割だと七割だと、今読みませんが、全産業の平均はダウン率が大体二〇から二五、大体八〇

三六

七五というのが通常なんです。それに比べて極端に悪いのです。

私が調査に行きました、名前を挙げていけないけれども、青森銀行に至ってはダウン率が五〇%を超えて、五十五歳から六十歳定年になったのはいいんだけれども、給与は平均して四五%ぐらいですよ。それで定年延長と言いますか。これはいいのいい一たん解雇、再雇用で、そして先行行員などと言うて非常に安く銀行員を使う。しかももうかっているリーダーである産業部門がそうだ。同じ金融機関でも、規模が小さいほど待遇はいいのですよ。そんなことは単なる経営上の理由では考えられないのです。

今、多くの企業ではこの問題で提訴されて、中には和解に入っているものもあるようですけれども、一銀行の問題ではなしに全銀協全体として、定年延長で六十どころか六十五歳まで働きたい、年金が六十五歳支給にまでなるといふ社会情勢の中で、そして平均寿命が八十歳に近づこうとしているときに、五十五歳から六十歳の人材をもっと活用することを銀行協会は考えてもいんじゃないかということをお私に申し上げて、御感想と御決意を承りたいと思うのです。

○宮崎参考人 たいま定年制の延長ということである御意見、またお尋ねをいただきましたけれども、全国銀行協会連合会におきましては、定年延長問題につきましてはその実態を把握いたしております。

まず第一点の六十歳までの定年延長をしているのはどの程度かと申しますのは、昨年十一月に銀行労働研究会が出しました銀行労働調査時報によりますと、八八年の三月現在で約八〇%の銀行が定年を六十歳までに延長している。ただ、あとの二〇%は全く五十五ということじゃなくて、五十八とか、そういうところも結構多いかと思えます。ちなみに個別銀行といたしましては、私どもの銀行では五十七年から六十歳の定年延長を実施いたしております。

でございしますが、この点につきましては、本格的な高齢化社会の到来を迎えまして、雇用拡大の社会的要請にたいするといふことは私も前向きに取り組みたいといふふうに存じております。ただ、一方で私も長年五十五歳定年の処遇体系をつくってまいりましたので、またそれぞれの本人の将来のライフスタイルを十分勘案しながら、労使協議、合議の上でその処遇についてそれぞれの銀行が決定しているといふふうには理解しております。

そこで、ちなみに個別銀行の問題として私どもの銀行につきましても、決意としては、経営上の立場からこの問題につきましても十分意を用いるように努力いたしたいと存じております。具体的に私どもの銀行でも、やはり五十五歳に至るまでの今後の処遇につきましても、本人の実績、能力、これからの生活設計といふものを十分勘案しながら、労使協議の上でテーパーをつくってやっております。今の比率が非常に低いということでも、絶対額が低い層については、カットの比率をできるだけ少なくするといふような配慮もいたしております。しかし、今後とも本問題については努力してまいりたいと存じております。

○正森委員 今後とも努力すると言われました。きょうは参考人でおいでいただいたので、さうか、余りざりざり言う必要はございませんので、このぐらいでやめておきますけれども、労使協議の上で決めておられますと言いました。定年延長をしてもらう方は圧倒的に弱い立場なんですね。だから、労使協議と言っても経営者側の意向が非常に強く出るといふことで、労使決定だといふことには甘んじないで、経営者側から世間並みぐらいはほしいと思っております。これ以上は申しませぬ、参考人でおいでいただいたので、それでは、最後に証券業協会に伺います。

リクルート事件が我が国の政界を震撼させたことは御承知のとおりですね。そこで、リクルート関連会社と江副氏の異常さぶりが喧伝されてお

ますが、私は証券業協会あるいは直接には幹事証券会社が十分に自己検討し、反省する必要があるのではないかと思うのです。といいますのは、店頭登録を初めてやるわけでしょう。だから、店頭登録に伴うルールなんというのは、原則としては当該リクルートは余りよく知らなかったと見なければなりません。それを教えて指導し、いろいろ手足となつてやるのが幹事証券会社じゃないんですか。ところが、かくも大胆不敵に、あなた方が内規で決めている店頭登録前の一定期間には売買をしてはならないものが、あるいは株を還流させ、それをまた売り、傍若無人のことをやっております。

そうすると、リクルートの場合の幹事証券会社というのは大和だとかあるいは野村だったようにすけれども、四大証券ですね。それがそういうことだった。世間では余り批判されていないけれども、幹事証券会社の責任は極めて重大だ。私はすばり言え、幹事証券会社がリクルートによく指導せずに、あるいは助言せずにそういうことをやらせたりあるいはやったり、あるいはそれを発見することができなかったとすれば、幹事証券会社は無能もしくは怠慢ですね。それで、知っておれば、共謀共犯でワルですね。したがって、幹事証券会社は無能かつ怠慢であるかワルであるかどうかである。それを見逃しておいた証券業協会も、まあ無能かワルなんて失礼なことはいましません、余りよろしくないといふことは言います。それから、それについての反省あるいは御見解、それから、今後そういうことが起こらないようにどうしようと思つているかについて簡単に答えてください。

○関参考人 たいま委員の提起された問題につきましては、私も二月十三日に証券業協会としての正式な調査結果を発表いたしておりますが、その中に触れてあるわけでございます。

まず、大和証券等幹事証券は、先生御指摘のよう

して、協会のルール等も含めていろいろな手続については詳細な説明をしたということは、これは事実でございます。そういうことを説明をいたしたことが登録を予定されているリクルートコスモス側に万一発生した場合は、必ず事前に幹事証券の方に連絡するようにといふことを強く指導しているにもかかわらず、遺憾ながらそういったことの何ら連絡がなかった、こういうことが事実でございます。

したがって、先ほどいろいろ御批判ございましたけれども、私どもの調査では、幹事証券はいろいろ指導をいたしましたが、俗な言葉で言えば裏をかかれたといふのが実態だといふように今判断をいたしました。しかしながら、結果として内規違反が発生し、それに伴いまして大きな事件に展開したといふことについては、幹事証券会社も証券業協会も十分反省しなければならぬだろう、こういうふうには考えているわけでございまして、まず幹事証券に対しては、協会から、こういふことがなせ起きたかといふことの反省点を含めて、てんまつ書を出すようにという指示をいたしまして、そのてんまつ書が提出されてきております。

そのてんまつ書の内容については、審査体制についてこういふことが起きないように再度点検をする、それからまた、特に株移動については具体的に把握をするような体制を個別に考える等、具体的なことも約束してきております。

それからまた、証券局、証券取引審議会等の答申を踏まえまして、この事件を契機にいたしまして御承知のようないろいろなルールの改善措置が行われておまして、そういったものも適宜協会ベースにおきまして実施に移しております。協会も証券業界全体といたしまして、こういふものの再発が起きないように全力を尽くしてまいりたい、こういうふうには存じております。

○正森委員 消費税についても伺いたいと思つて

おりましたが、時間が参りましたので、わずかに分ぐらいますが、貧者の一灯で終わります。

○村井委員長代理 沢田広君。

○沢田委員 御苦勞までございます。きょうは久しぶりに一日審議をするということになったわけで、政府委員もお疲れかと思いますが、ひとつ心を新たにいたしましてまた御答弁をお願いしたいと思えます。

〔村井委員長代理退席、委員長着席〕

最初に消費税。今お話が出ましたが、何回もこれは出てくることだと思うのですが、見直しをするとかいろいろ意見が出ましたので、五兆四千億という予定は今でもそういうふうと考えておられるのかどうか、これは大臣の方からひとつお聞かせください。

○村山国務大臣 これは主税局の方で計算したわけでございますが、計算は確かでございますから間違いないであろう、こう思っております。

○沢田委員 三百六十兆として、その五〇％を消費対象とするとして大体百八十兆、その三〇％として五兆幾ら。ところが、実際に考えてみるとそうはならないという感じがしてきました。これは当初ですか、若干の変動要素は当然予定の中に入っております。例えば正しくなるとしても、平年度で計算して四割から三割五分ぐらい、あるいは極端に言えば三千万以下が六割だと言っておられるわけですから、五億以下が三割で五億以上は一割だと言ったら、恐らく二兆円そこそこか二兆円ちょっと超えるくらいだというふうになるわけですが、これは主計局としてはそういう読みは入っていたと見ていいのですか、それともそうでないのですか。

○尾崎政府委員 大蔵大臣、総理大臣から消費税の問題についてさらに勉強してみようという御指示をいただいておりますが、その勉強の内容をいたしましては、例えば中小企業に対する特別措置その他は税の仕組みに関する問題についてということでございます。

いま御指摘のように税収という見地が入ったのお話とは承っておりません。税収の件につきましては、私どもでもできる限りの資料を用いまして誠実に見積もったつもりでございます。それについては現在のところ、その見積もりに従って物事を考えていきたいと思っております。

○沢田委員 だから五兆四千億、これは皆さんの方から配られた資料で私は言っているわけですが、ですから、どう考えてもこれだけにはならないというところが、必然的にそうなるのではないのか。

○尾崎政府委員 平成元年度の税収見積もりといたしましては、新たに課税対象額の推計を直しまして、課税対象額といたしましては平成元年度ベース百九十八兆円というふうに見込んでおります。したがって、五兆九千四百億というふうに見込んでいます。

○沢田委員 あとは意見にしておきますが、今はその見ても、三百六十兆の中の二百兆を見るというところは極めて困難なのではないかと申上げておられるのです。政府というのはそういうところはなかなか頑固で、間違っても素直に間違ったとは言わないですから、その点は了とします。しかしそれは無理な話ではないか。

私も地方の方へ行きましたけれども、どこへ行っても三千万以下が相当多いし、五億以下がほとんどである。そうしますと、帳簿方式をとっている者は職員を一人採用しなければなりません。ですから、どうしても費用がかかって難しい、こういうことになる。だから、つかまつても、一人採用するよりはその方が得たという計算の方が多いと見る方が正しいだろうと思っております。ですから、これは改めて御検討をいただきたい。

それから、政府が配る書類にちよつとそれが多過ぎるのではないかという気がするので、「ご存じですか、あなたの減税」と書いてあるのが、「一つづつ言ってみます」と奥様の「内助の功」と書いてある。共稼ぎの奥さんは内助の功はないのかな。大臣、どうですか、共稼ぎの奥さんには内助の功はないのですか。

んには内助の功はないのですか。○村山国務大臣 税制上の話でございますから、本人がそれぞれの基礎控除を受け、いろいろなされているわけでございます。ただ、本人の奥さんの方の収入のいかんによりましては配偶者特別控除があるということは御案内のとおりでございます。配偶者控除はない、こういうふうになっております。

○沢田委員 出した文書に誇大広告はいかぬ、こう言っているわけでありまして、それを減税で手取りがふえましたと書いておいて、「奥様の「内助の功」に配慮して配偶者特別控除を新設しました。」実際に共稼ぎの人には適用しない。ここに於ける速記の方々にはないのです。だからそういうのはうそになる。ここに於ける方は奥さんじゃない……

それから次に子供の教育費。子供は幾つまで子供といふか、これも大臣ちよつと答えてください。

○尾崎政府委員 子供の教育費と申しますと大変範囲が広がるわけでございますが、ここに書いてございますのは「子供の教育費などの支出が加さむ世帯に配慮して」ということでございまして、その子供の教育費の支出が加さむ世帯というのは、年齢別にいろいろ統計を見ますと、大体長子が大学に入っているという年齢でございます。そこで扶養控除の増し増し制度を新設いたしましたのでございまして、十六歳から二十二歳という年齢をとらえまして、そのころに十万円の特例の増し増しを乗っけるといふように制度改正をいたしました。

○沢田委員 これを見て、十六から二十二というのはどこからも出てこないのです。働き盛りの人、ただし書きをつけて説明しなければ、これはわからぬですね。これも誇大広告の部類に属する。

それからもう一つ、「サラリーマンの場合、給料袋から天引きされる税額が取り取りが増えています。」今は九〇％が銀行振り込みじゃないですか。あなたが手取りでふえたというのは、大体幾らふえたか。あなたに言ったんじゃないですか。恐らくわからないだろうと思うのです。だからどれだけふえたということが、例えば大蔵省の課長クラスでもいいですが、仲間で言えますか。この表で言うんじゃないですか、インチキになっちゃいますから。

○尾崎政府委員 まさに一人一人違うわけでございますけれども、そういうおおよその見当をつける便利のためにこの「所得税・住民税減税早見表」というのをつくったわけでございます。という格好、そういう意図はこの中にはないと思えますが、そういう結果を招来したのでは、しかもこれは年末調整で調整するのです、この分はこの特別控除の三十五万、それから十六歳から二十二歳の十万円は年末調整です。パートの人は九十二万を超えれば五万刻みで減ってまいりますよ、こういうことでしょうか。そういうふうには「減税効果はこれからは手取りに現われてきます。」というのですが、大蔵大臣、大体そういうものにはは言いたかったわけなのであります、やはりそれは本当に本当で言ってもらわないと、みんな期待するのですよ。うちの子ども大丈夫ですか、こう言われるから、いや、あなたのところはだめですよ、こう言わなくちゃならない。我々が政府の逆宣伝というか、言いわけを言わなくちゃならないということは極めて遺憾なことですから、今後ひとつ。

そこで、同じ問題でございますが、大臣のところへこれの一部渡します。六十二年と六十三年を比較しますと、いわゆる年金が定額控除になりました。どういふふうに変ったかといふと、税金の上で減税されますよ、こう言っているのですが、実際には六十三年で一万円も税金がふえちゃった。これは一人の例です。しかし、この人ばかりの例ではありません。これは実際に私のところへ来た書類ですから——ただ見ているのでは

あれですから委員長にも差し上げますが、後で返してください。

そのように一万円も税金がふえました。結局この前の税制改革の中で、年金受給者はそれぞれ給与所得控除から定額控除に変えられたのですね。その定額控除はいじらなかつた。いわゆる勤労控除、三百万と六百万で一〇%、二〇%に改定したので、三百五十六万の人ですが、大体三割くらいですから勤労控除は百万減ります。ところが片一方は六十万しか減らない。これは六十五歳以下の方で、そういうふうになつて言つたがうそだ、沢田さんうそを言つた、こういつて私のところへ言つてきた文書であります。そういうことで、私が出した文書でみたらこれだけ税金がふえましたよ。だから、これもやはり全体的に見て、税制改革の中で取り忘れたものがあるは取り残したもので、そういうものがあつたならば是正をしてもらいたい。ここで回答はいただきませんが、私も、委員長、これはうそじゃないのですから、このままの数字で税務署へ持つていった金額を言つては行かぬから、それは調べてみて御検討いただきたい。大臣、それはお約束できますか。

○尾崎政府委員 六十二年度、六十三年度をとりまして、この改正された制度を比較して計算をいたしますと、ここにごさいますように一部の分野でもって増税になることがあらわれます。それはなぜかと申しますと、実はその税制改正、六十三年度の場合にはまだ控除の分が入っておりません。税率だけでございます。平成元年度から控除が含まれてまいりますので、平成元年度の税制で同じものを計算いたしますと、五万二千円と書いてございますが、これが大体二万五千円くらいになるといふ計算に相なります。それは控除の違いでございます。

六十三年度の税制で計算をいたしましたもこのような負担増加が生じますのは、大体三百五十万から四百二十万の間の年金所得者の方でございます。

ます。三百五十万から四百二十万の年金といいますが、大衆高い年金でございます。年金受給者の分布に当てはめてみますと、六十五歳以上の方のうち三百万円を超えるものといふのは大体一%ぐらいいかないわけでございます。そのごく一部の方のところに税率表の関係でちょっと一年だけ増税が出るという結果になつたわけでございます。平成元年度になりますと、これも減税になります。

○沢田委員 ちよつととか、やはり税制改革というものは——三百五十万というところ、今度は通勤費が五万円になりましたから、この例に当てはめると、大体四百万くらいが毎月勤労統計で言う勤労者の標準報酬です。普通のサラリーマンで言えば大体六百万くらいの人に当たるわけですね。ですから、そういう人たちにしてみれば、そういう人たちがやめられた場合には、今までは我々は大体二掛ける三掛ける四、こういうふうな言つていたわけですが、今度はその三が三十万じゃなくて四十万になっていきますから、あと勤続月数を掛けますと標準報酬が高くなればその程度にはなるのです。通勤費を対象にしておりまますから、通勤費まで報酬の中に合せて計算をするということになれば、五万円は勤労統計で完全に上がるわけですから、その分当然上がつてくることはこれからの想定ではされるわけですね。ですから、そういうことが仮にも一部でも出れば、それはやはり税制調査会でも審議したのでしようが、そういうものについては、これはだめです。ならばだめです。これをきつて言つておかないと、これで六十万ですよ、あるいは八十万、百二十万になつたのですよと言ひながら、結果的にはそれが増税になつたといふことは、やはりその部分では改悪になる。これももう一つのことになるので、今後ぜひ御配慮なり御考慮をいただきたい、そういうことを申し上げておきます。

それから、財政再建の借金の問題ですが、これは今までも各先生方からいろいろ言われてお

りました。これは借り方とか貸し方でありますから、今の成績を見ますと、企業が五兆円も六兆円も借りていた時代から見ると、ともかくその努力の成果は上がつてきているのであります。借金の金額が少なくなつたことはそれだけ健全な経営に努力をされた、会社で言へばそういう表現が当たつたと思ふのであります。しかし我々は、借金をするときは返すことを考えなきゃならぬ。借りるときにはどうして返していくかという返済計画を立てることが必要である。

それで、その返済計画に当たつて、さつきもちよつと質問がありました。国債の場合は契約なのか契約でないのか。これは生命保険とかその他もそうなんです。当然、国債は十年なり十年たつてもらうということが相手側一つの信義として約束されたものなのか。しかし、一部には繰り上げができますよ、それは政治情勢、財政状況に応じて実施できるという項目がある。これは、運用をするかしないかというものは、政治判断はあつた。だからそういう意味において、借りたものをどう返すかという返済計画は、そのときにならなければわからないというのが今の大臣の立場ですね。しかし、ある一定の予想を立てていくということはできないのかどうか。例えばこういう場合は繰り上げて返しますよという、こういう場合というのは入らないのかどうか、その点だけひとつ。ただ、これはあくまでも私の方の任意性です、どういふ場合であらうと私の方が勝手に決める問題です、そういう白紙一任ではないのではなからうか。こういう場合は返してもいいんじゃないですかという相互性があつていいのではないかと、う点が感じられるのですが、大臣、いかが考えられますか。

○足立政府委員 先生のお尋ねの趣旨は、国債の低利借りかえということが頭の中におありになつて、それとの関連かと思ひますが、この国債というものは、そもそも大蔵大臣が国債二開スル法律に基づきまして、利率あるいは償還期限等、起債に必要な事項を定めて発行する有価証券でございます。

ます。したがいまして、この償還期限等主要な内容については、御承知のとおり券面に表示されてございます。したがいまして、国債の保有者に対しては、券面等に表示されておりますその契約内容に基づきまして、償還等の義務を負うものでございます。現実にはこの券面にはいろいろなことが書かれてございますけれども、繰り上げ償還をなし得るといふことになつてございまして、繰り上げ償還をする、低利借りかえのために繰り上げ償還をするといふことは、制度的に法的に可能でございます。

ただ、実はそこまでもお尋ねがないのかもしれないが、問題は現在国債につきまして流通市場というのが十分できておきまして、かつての高クレーン債といふものは市場におきましてある程度の値段がついてございまして、繰り上げ償還をいたしますと、その国債の保有者にいわば不測の損害を与えらるゝと申します。現実には百何円というふうな価格がついておきましますものを繰り上げ償還で百円で返す、こういう形になりますものでございまますから、その点が問題ではないか、こういうこととでございます。

○沢田委員 私の言うのは、そういう場合はある程度定款、契約なら契約の中に、こういう場合はどういふことが起り得ることがあります。どういふ場合であらうと政府側の一存でどういふものがあるという解釈は一方的すぎないかというのが私の意見です。こういう場合といふのは、ある程度わかる場合は、こういうことがありまますよと予告するのが筋ではないのかといふのが私の言つていふことです。こういう場合といふことを予告できないならば、やらないといふことです。その辺はどうですか。

これは先進国各国でも、実はそういう例をやるころは最近ではございません。その券面において繰り上げ償還条項を付しているところはおぼろしい少のうございまして、そういうことをいたしますと、国債に対する信頼あるいは国債の市場というものが壊れてしまふ。現実にはやり得るよと書いてございませうけれども、いたさない、こういうこととございませう。

○沢田委員 それは約定書というか、国債の債券としての価値の中にはそう書いてあるが、実効は伴わない、だから額面どおりに執行するのです、そういうことと解釈してそれが契約内容と政府は考えておる、そういうふうな理解していいですな。

○足立政府委員 繰り上げ償還につきましてはなし得ると書いてございませうが、現実にはいたさない、こういうことと解釈していただいて結構だと思ひます。

○沢田委員 これは正森さんがさつき質問したその逆で聞いてみたわけなんです。だから政府は今後そういうことは国民に対しては行わない、こういう前提で物考えるのだということがはつきりすれば、それで結構です。

続いて、日銀さんにおいでいただきましたが、とにかく異常な円安が続いております。これで、NTTじゃありませんが、株は暴落するわ、百五十円にはなるのじゃないか、短期的に見てもあるいは長期的に見ても非常に経済界に不安、動揺を与えていることは事実です。十億ドルくらいは日銀で買ったというふうにも伝えられておりますが、その辺のことも含めまして、日銀としては今の時点でどういう対応を考え、どういう見通しを持つて、サミットまではわからないのですということなのかどうか、それも含めて御見解を承りたいと思ひます。

○青木参考人 日本銀行の青木でございます。為替相場は動きでございますけれども、御指摘のとおり、先月の下旬から先週くらいまでは百四十円、百四十三円というふうなところで比較的落

ちついておりましたけれども、急に先週の終わりの海外市場から今週の初めにかけてドル高・円安ということになりまして、百四十八円がらみというふうな動きになったわけでございます。急騰をいたしましたきつかけは、アメリカの生産者物価が〇・九％という上昇をいたしました。当初の予想では〇・五％ぐらいの上昇で済むのじゃないかというふうなことでございませうけれども、これが〇・九というふうなことでございませうから、アメリカの金融緩和期待が急速に後退した。金利が高いままでいくのじゃないかというふうなこと、そのほかにも中国情勢が非常に混乱している、こんなようなことも響いているというふうなこととございませうけれども、いずれにしても、今回のドル買いというのは相当投機的な動きであるというふうな私どもも思っております。

したがって、対応をいたしましては、私も米國など主要各国と密接に協議いたしまして、相当強力に介入を行つておるわけでございます。これはそれなりの効果も上げてきておる。まだもちろん情勢が落ちついたところまでまいりませんけれども、それなりの効果も上げてきておるといふふうに思っておりますし、こういう努力を続けることによって落ちつきを期待し得るのではないかとこのように思つておる次第でございます。

○沢田委員 せつかくおいでいただいて済みませんが、もう一問だけ。例えば石油なんか一バレルで十七ドル、十八ドルということ、一円違つて八十億違つて言われておる。それから自動車においても、一円違えば百億違つて言われておる。そういうことで、これからまたアメリカの七％の金利はそのままに継続される、そういう状況を判断しますと、やはり相当憂うべき状況が出てくるのではないかな、こういう危惧を持つわけでありませうが、それらほどのように御認識されておりますか。

○青木参考人 円安・ドル高の影響でございますけれども、まず第一には、私ども物価への影響と

いうことを大変懸念しておるわけでございます。円安ということになりますと、外貨建てで輸入しております輸入品の値段がそのまま上がつてまいります。それがどういふふうな国内の物価に影響してくるかということとございませう。これは幾ら上がったとれぐれも影響するといふようなことは、国内の景気情勢あるいは需給環境等ございませうから一概に何とも申し上げられませうけれども、上がる方向に作用するといふことは間違いない。

それから対外均衡の問題につきましても、結局ドルが高くなりますとアメリカの輸出品の競争力はそれだけ落ちてくるわけでございますから、アメリカの赤字縮小に決つてよい要因とは言えない。同様に日本の黒字の縮小に決つてよい要因とは言えないといふようなことでございませう。こういうふうなことで、仮に今の円安・ドル高が長引いてしまふ、定着してしまふということになると困つたことだといふことでございませうが、かなり投機的な動きでございますから、こういうこともを極力一時的なものとして抑制していくということが大事ではないかといふふうに思つておるわけでございます。

○沢田委員 お忙しい中おいでいただきましたし、どうもありがとうございます。続いて今の関係で、これは関連いたしますから経済企画庁、通産省あわせて大きいところだけ聞いておきますが、電力と自動車、それが一番大きいだろうと思ひますが、その影響をどういふふうな把握しておりますか。

○徳永説明員 円レートの見方につきましては、ただいま日銀から御答弁がありましたと同じ認識をいたしております。このところ百四十円台に急速に円安に振れておりますけれども、これは一時的な要因が多分に作用しているといふふうに考へておりまして、日本経済の具体的な要因を反映したものと受けとめておりませう、現在の円安の傾向がこのまま続くといふぐあいには見ておりませう。

お尋ねの物価への影響でございますけれども、こういう短期的に大きく振れますときには、物価への影響、電力・ガス等々への影響を見ますときには、ある程度ならして見る必要があるのではないかとはいふぐあいに考へております。電力料金につきましては、四月に新しい査定のもとで新しい料金が実施されておりますが、そのときの為替レートに比べますと円安に振れていることは確かでございますけれども、今後への影響になりますと、もう少し様子を見まして、短期的変動をならした上で判断する必要があると考へております。電力業界の方では、ガスもそうですけれども、こういう一時的な振れに備へまして価格変動に備へた準備金も持つておるわけでございます。直ちにこれを改定する必要があるといふような状況にはまだないといふぐあいに考へております。

○福川説明員 電力料金についてお答え申し上げます。本年四月、消費税の導入に伴ひまして、料金本体を引き下げた上で消費税を転嫁することを内容とする改定を実施いたしました。この改定で、為替レートはドル百二十四円で料金設定をいたしてございませう。為替レート一円の変動が一年間続きますと、電力会社の収支に約八十億円の影響を与えたと試算されてございませう。したがって、最近のような円安のレベルで為替レートが推移をいたしますと、最近の原油価格が上昇傾向にあることもございませう、電力会社の収支に相当大きな影響を与えることが予想されております。ただ、ただいま経済企画庁の方からも御紹介ございましたが、電力各社の合理化努力と内部留保の活用等を図りまして、現行料金水準が一日も長く維持されるよう通産省として期待しているところでございませう。

○沢田委員 これはさつき日銀さんが来たからそこへチェンジしたので、またちよつと消費税に戻ります。消費税の中でいろいろ問題点があるのですが、これは予算委員会で大蔵大臣も答えておられるよう

です。

すが、特にアパートとかマンションとかに住んでいる人たちの消費税の増額分というのは、これは普通生活費十五万、この計算でいくともっと多いと思うのですが、四十万のうち二十万使うとすれば一カ月六千円ということなのですね。だけれども、大体十五、六万が一カ月にかかる経費。大体四千五百円から四千八百円くらい。ところが、マンションとか借家がありますと途端に、十五万とすれば四千五百円になるわけですね。そしてさらに管理費があつて、それが一万円なら一万円で三百円かかる。こういうことだと月に一万円以上になつてしまふ。だから一年では十二万円くらいに出るわけですね。その辺は大体読んだ筋書きなですか、それともこれはうっかりした分なですか。

だから、まあアメリカじゃありませんけれども、家賃なら家賃の半分は控除の対象に入れるとかなんかしてやらないと、やはり持ち家と借家の人のバランスがとれないのではないのか。片一方は固定資産税を納めているということにはなりますが、果たしてその辺はどういうふうな見方をしたのか、お伺いしたい。

○尾崎政府委員 売上税の場合には、家賃それから住宅の取得、両方とも非課税ということにいたしました。消費税の場合には、その非課税項目を極力絞りましたので、住宅の取得そのものも課税にいたしました。それとのバランスで家賃も課税というように考えたわけでございます。ただし、土地の取得は消費がないということで非課税でございますので、地代の方は非課税になつてゐるということでございます。

○沢田委員 それは内容はわかつてゐるのです。ただ、一般のサラリーマン、勤めに行つてゐる人で、持ち家の人とそれから借家をしてゐる人との間に消費税として非常な差があるのではないかと、それは勘定済みなのか、それとも後になつて気がついたことなのか。その点はもう持ち家にならなければおまへは損をするのだよ、そういうことを認識した上で施行なのか、それともいやその辺

はということなのか。そこは言えないなら言えないともいいますが、そういう点をやはり考えるべきではなかったか、あるいは今後考えるべきではないか、こういう提言ですから、その点はどうですか。

○尾崎政府委員 ただいま申し上げましたように、住宅を取得するときには、そこでもかなり高額の消費税を払つていただくことになるわけでございます。それを借家という形で分割して払う。便益を受けるわけでございますから、それについてやはり三割ずつ払つていくということ、そこはバランスがとれていくというふうに考えます。

それから、事務取引という点から考えましても、帳簿方式の中で考えていきます場合にそういう例外は極力絞りたいというところでございまして、家賃の場合、住宅のみならず事務的な家賃、オフィスのようなものもございまして、そういう点からも課税ということに考えた次第でございます。

○沢田委員 念のためにもう一つお伺いします。会社なんか持っている宿舎では、三千万円以下の収入ならばかけなくていいということになる、独立して考えれば、ところが官庁は、皆さんのような全公務員二百六十何万が皆どこかに住んでゐるわけですが、これは国でやつてゐることです。それから、いや応なしに全部三千万円以上超えてしまふ、恐らく五億円以上も超えるでしょう。それで皆さんは消費税を納める、こういうこととに解釈していいのですか。

それからもう一つは、会社で寮をつくつた場合に三千万円以下なら消費税は納めなくてもいい、こういうふうな解釈していいのですか。

○尾崎政府委員 国家公務員の場合は、消費税分公務員住宅の使用料が上がるということでございます。会社の場合には、その会社全体の売り上げと合わせて考えますので、したがって、大体三千万円を超えていて課税業者ということで扱われる

例がほとんどだと思います。

○沢田委員 反復継続、その独立の中から見ると、大臣、これは若干無理な解釈だという気がしないでもありませんが、消費税の問題はこれからのまた大きな問題ですから、当分半分凍結してしまつて、半分は大体水詰めになつてしまつて、首の方だけ動いてゐるというのが今の消費税の実態のようでありまして、今年度はほぼそういう実績を見ながら直す、こういうふうな我々も解釈してゐるのであります。そうあつてほしいと期待を込めてこれは終わります。

次に、公取さんにおいていたゞいておるのであります。公取さんにおいて、これも予算委員が、これについては今やつてゐるわけですか。例えば、豆腐にしてもクリーニングにしてもあるいは理髪にしても、その他駐車場にしても何にしても、皆ある程度内枠の中で便乗値上げがされてしまつておる。極端なのは、もうそれで値上げをして外枠で取つておる。どうしてですかと聞いたら、いや政府の方でもしこれをやめられたら、これは損をしようから、その分だけ先に余計見しておくのだ、こういう話をしておりましたが、その点はこういうふうな公取としては見ておられますか、どういふ調査をやつておられますか。

○鈴木説明員 御説明申し上げます。公正取引委員会は四月に、理容とか豆腐など一部の業界でやみカルテルが行われていた疑いがあるございましたので、これを調査いたしました。調査した件数は今までに大体六十四件、うち処理したのが五十四件、調査中が十件ということになっております。これらの事案は、大体消費税実施前の先取り値上げカルテルに関するものでございまして、消費税が実施された四月一日以降のいわゆる便乗値上げにつきましては、今のところ余り顕在化してないというふうな思われますが、そのよ

うなカルテルを発見した場合には早急に対処したいと考えておるところでございます。○沢田委員 これも実施してからはないなんて言

つておりますが、もし何なら、そんなに費用がかかるわけじゃないですから、全国的に消費税一番を置いて受けていくという姿勢が必要だと思ふのですが、その点はいかが考へていますか。これは国税庁からかわかりませんが、やはり苦情を聞いていく、そういう姿勢をひとつ出していただけませんか。

○鈴木説明員 公正取引委員会では三月十六日からカルテル一〇番という電話を特設しまして、二十本ぐらい設けておりましたが、一般消費者等からの情報をいただきました。大体三月が一日三十件、四月が一日五十件、五月になりますと一日二、三件と情報が非常に少なくなつております。合計して千六百件弱の情報が集まりまして、このうち二百件余りがやみカルテルに関連する情報でございます。それらをもとに、先ほど申し上げましたような調査をいたしましたわけでございます。

○沢田委員 それはやはり公取という立場だからですよ。大蔵省でやれば、相談もあるかもしれないが、もつと全然違う。公取となると、独占禁止法違反でなければ言つてはいけなかないのかという印象を与えますから、ブレイキがかかつてしまふ。これは刑法に触れなければ告発できないのと同じになつてしまふ。ですから、そういうのではなくて、大蔵省の税務署の中に全部つくつたら量は違ふと思ひますので、ひとつ御考慮ください。これはお願いしておきます。

続いて、時間の関係ではしよりますが、リクルイトは、大臣も当事者ではございませんでしうけれども、耳が痛くなるだらうし、全く嫌らしいと思つてゐるだらうし、リクルイト憎たらしい、こう思つてゐるのではなからうかと思つてゐる。どうして大蔵委員会に法務省はリクルイト事件の捜査結果に関する報告をしなかつたのですか。これはちよつと見解だけ聞いておきたいと思ふのです。これは株なんですよ。株は大蔵省が所管してゐる。法務省のものであれ何にしろ、やはり大蔵委員会に一応報告するのが筋じゃないですか。まずその見解から聞いておきましょう。

○伊藤(博)政府委員 御質問は刑事事件の報告に關しての御報告ということかと思ひます。その点は検察庁でおやりになつておられたことですので、私どもが申し上げる筋合いのものではないかと思ひますが、昨日來聞いておりましたのは、リクルート事件に關連しての経緯等を中心にして法務省の方から御報告がございました。私どもも本件に關しましては、これまでもいろいろなところで、税の關係でいろいろ問題があるのじやないかという御質問をいたしております。それら重立つたものを要約いたしますと、三つほどの論点があつたように思ひます。

一つは、株式の譲渡に關連しての有価証券取引税の關係で問題がなかつたかどうか。それから、譲渡された者についての譲渡益についての所得税の問題はどうであるか。三番目には、贈与税の關係はどうであらうかというような点が重立つたものであつたかというふうに思ひます。これらについての法律關係は、沢田先生も専門家でいらつしやいますから改めて申し上げるまでもないかと思ひますけれども、当時における施行されております法律のもとでのそれぞれの税目の課税關係というのをちよつとおさらい的に申し上げてみたいと思ひます。

有価証券取引税は、有償で譲渡された場合には、相対取引の場合を含めまして課税の対象になります。それから二番目の所得税の問題、これは基本的にはキャピタルゲインでございます。キャピタルゲインというのはあくまでも実現した段階で課税ということ、それから、実現した段階におきましても、当時の法制下におきましては、一定の要件を満たすものに限つて課税ということになつております。回数にして五十回以上等々の要件がござります。それから三番目の贈与税等の問題は、一般的に有償で取引された場合には贈与税という問題は発生いたしませんけれども、例外的に、取得された価格がそのときの価額、取得時期における価額に比べて著しく低いというような場合には、ある種のみなし課税ということ、場合

によつては贈与税あるいは一時所得という問題があり得るといふのが一般的な法制かと思ひます。私どもも国会等で御議論、御質疑いただきましたことも十分念頭に置きながら、常に資料の収集に努めております。

ただ、個々の事案に即してどうであつたかという点につきましては、事柄の性質上御答弁することとは差し控へさせていただきますけれども、国会での御議論も十分念頭に置いておるといふことだけは御報告申し上げたいかと思ひます。

○沢田委員 法務省にも来ていただいておられますから若干聞いておきますが、法務省の方の報告の中にも、今それを先に答弁されましたが、殖産住宅事件に關する最高裁の判断では、いわゆる株の譲渡に当たつては期待的利益を含むというのの一つあります。それから、議員が委員会の中で審査中の法律案に關して、その委員会に所屬しない議員に對しても贈収賄が成立する、こういう最高裁の判決もありません。

これはタクシー汚職事件ですね。簡単でありましてから読んでおきますと、

利害關係のある者が、国会議員に對し、当該法案の国会係属中に、その廃案あるいは自己に有利な方向での修正がなされるよう、その法案の審議、表決に当たり、自らその旨の意思表明をすることや、他の国会議員に對して説得勧誘することを依頼して金品を供与した事実があれば、右法案が当該国会議員の所屬しない委員会の審査に付されていても、国会議員の職務に關する賄賂の授受として贈収賄罪が成立するとして一つの事例判断である

これは最高裁の第三小法廷でのタクシー汚職事件上告審の最高裁の判決です。ですから、きのう刑事局長が言われた抽象的な職務権限とは違つて明確に、国会議員としては自分の所屬するものと否にかかわらずそういう場合は贈収賄に当たる、こういう判決も出ています。

録の一年十か月前になされたものであつて、贈収賄罪の客体たる財産上の利益に当たるとは認定し得ないため、」こゝで書いてある。これは株のことですから大蔵でやつてもいいのぢやないかと思ひますから言うのですが、一年十か月前だつたらなせ將來の予測ができなかったのですか。その点お伺ひしておきたい。

○古川説明員 殖産住宅事件におきましては公開直前の株が問題となつたわけでございますけれども、時期的には大蔵直前の株でございます。それに対して五十九年末の公開株の譲渡の時期につきましては、御報告でも申し上げましたとおり、約二年近く前ということでございます。殖産住宅の事件に關して最高裁で申しておりますのは、値上がりは確定であるというふうなことでございまして、それはその具体的な時期との關係でもケースごとに変つてくるというふうな言わざるを得ないわけでございます。種々検査当局におきましても検討いたしました末に、値上がりは確定であるというふうにはなかなか言えないというふうな認定に至つたものというふうに承知いたしておられます。

○沢田委員 現在は結果的には値上りをしましたね。そうすると、一年十か月前までは、これは裁判にならないから判例にはならないのでありますが、刑事当局としては一年十か月という線を一応引いて、その辺まではどんなに將來上がつても、それは上がることを期待しない期限と設定した、こゝで解釈していいですか。

○古川説明員 私どもの方では事件自体は個々具體的な事件ごとに判断せざるを得ないものであります。抽象的、一律的にそのような認定をしたわけではございません。

○沢田委員 ただ、ここには「この未公開株式の譲渡は、」とか、一般的なのです。この場合とは書いていない。一般的に「未公開株式の譲渡は、店頭登録の一年十か月前になされたものであつて、贈収賄罪の客体たる財産上の利益に当たるとは認定し得ない」、それが判断したか。現実には

うんと上がつたですね。なぜ一年十か月前だつたら免罪だということを決めたのか、それをお聞きしたいのです。

○古川説明員 やはり株の關係でございまして、しかもその取引をされておるわけでありまして、当事者、そのときどきにおける客観的な状況プラス關係者の認識というものもございまして、そういうふうな両方を兼ね合わせて総合的に証拠を収集してまいりまして、冷静に公正に最終的に判断するということにならざるを得ないわけでございます。もとよりそういう判断は捜査当局においてなされるものでございます。

なお、その前に御指摘を受けました、報告書の記載が未公開株一般というふうな表現ではなからうかという点につきましては、私どもの報告ではそのような趣旨で書いておるものではございません。五十九年に行われました当該未公開株に關して申し上げているつもりでございます。

○沢田委員 そうあなたがただし書きを言われても、この報告書は一応公のものですから、やはり一般的なものの解釈の基準を示したものとこれを受けることは当然だと思ひます。それはそれで、もうあなたの場合いいです。

あと税務の方ですが、国税庁として、いわゆるファーストファイナンスに金を出させて、名前を貸してその差額だけを受け取る、あるいは全額を受け取つてから返済する場合もあるでしょうが、その差額だけを受け取つた者は少なくとも贈与であるいは譲渡、譲渡と言う方が正しいのでしょか、その性格はどういう判断をしておりますか。

○伊藤(博)政府委員 おっしゃつておられるケースは、それぞれ先生の頭の中にあるケースはいろいろ特定のケースを想定しておられるのかもしれませんが、一般的に私どもも承知しておられます。株式を譲り受け、一定の時期を置いて譲渡した、譲り受ける際の金融の手当てを受けたという三つの取引がそれぞれ行われたというのを前提にして考えるべきものではないかというふうな一般的には考えております。

○沢田委員 これもはっきりしていることですね、捜査の中身を当然あなたの方では見ることが出来るわけですから。私が言っているのは、実際の売買行為は行われないうでその差額だけを受け取った者については、今あなたの言われている分には該当しないでしょう。だから当然、それは献金になるのか贈与になるのか、その辺の判別はまだ不明でありますけれども、その両者の客観的な判断で判断すべきものである。少なくともこの前私がかここで質問したときには、正式の株の売買であったから、それは売買として取り扱われ限り二十万株と回数の問題があるから対象にならないです、こう答えた。しかし、今度は違ってきた。相手が金を出していない、売買行為は行われていない。それで竹下さんも参ったわけですね。三ツセツト、こう言われたわけですね。では契約書はどうなっていたんだ、払い込みはどこで行われたか、あるいはその判こはだれが押したのか、あなたがもしそうおっしゃるならそういうことを証明してください。さもなかつたら捜査記録の中にあるものを示して、大蔵として、国税庁としては、これはこうです、これはこうです、一步譲つて名前は例えばA、Bでもいいですよ。しかし、この場合はこうですと抽象的に言つて、これで免罪符を打たれたのでは、これは大蔵として、今後国税を納める者の立場としてやはり納得しがたい、こういうことになると思ふのです。それははっきりしていただけませんか。

○伊藤博政府委員 個別具体的な事例に即してという事になりますと、従来から申し上げておられますように私も答弁を差し控えておりました。Aさん、Bさんを一般論として申し上げれば、私どもの承知しております中では、それぞれの行為があつて、結果として利益を得たというのが一般的なケースじゃないかと思ひます。ただ、先生おっしゃるのは、全く個々の取引が架空と認定できるようなケースがあるんじゃないかという御質問かと思ひます。これは個々具体的な

ケースに即しての事実認定の問題になりますけれども、私どもが一般的に承知しているのは、冒頭申し上げたようなのが一般的な類型かなと思つておるといふことでお許しいただければというふう

○沢田委員 ここで逃げてどうしようもないので、残念ながら七十年間は国税は時効にならないです。贈収賄は五十九年の十二月に時効になつたかも知れませんが、国税の税金の方はならないわけですね。それは御承知のとおりであつて、それが言ふならば贈与に当たつては、実際の売買行為が行われていないのかあつたのかは、それは書類の中ではないです。ですから、そういう点については雑所得で処理するならば処理するという明確な対応をする。自民党に寄附したからといって逃れるものじゃないですよ。その領収証で税金を納めないで済むというものはないです。所得をしたという事実に伴つて税金は納めるのですから、だから当然そういうことで対応していただければ、こう解釈してよろしゅうございませうか。

○伊藤博政府委員 後半お話をいたしました、所得の処分が所得の取得段階の課税関係を変えるものではないという点は、仰せのとおりでございます。

それから、前半の発生段階における課税関係はどう認定するか、これはケース、ケースの問題でございます。先生のお話も十分念頭に置きながら、今後とも適正な課税に努めてまいりたいというふうにお思つております。

○沢田委員 時間的に皆さんに御協力する意味を含めて、若干はしりませう。

商法改正がとにかく話題になつて、それぞれの企業も商業界あるいは経済界、非常にいろいろ危惧をして、心配をしております。そういう立場に立つて、商法改正のこれからのスケジュール、見通し等についてお答えいただきたいと思ひます。

○大谷悦明委員 商法の改正につきましては、かねてから法制審議会の商法部会で御検討いただ

おります。

今回の改正の大きな柱は二つございませう。その一つは、主として中小会社にふさわしい法規制を実現するための会社法の改正、もう一つは、社債制度の全般的な改善を目的といたします社債関連法規の全面改正、この二つでございます。

法制審議会の商法部会は、現在最終的な改正要綱を取りまとめる段階に入つております。私どもといたしましては、この答申をいただきました上で速やかに改正法案を作成し、次期通常国会に提出して御審議をお願いしたいと考えているところでございませう。

○沢田委員 これは聞くだけで、後また改めてやります。

国税庁にちよつとお伺いしますが、これは予算委員会その他から出ている資料から申し上げるのですが、我が党の大先輩が質問をされたことに関連して土地の問題で若干伺ひます。

六十二年は結局七十四兆の金が動いておる。その中で、不動産業は五十六兆のときには五兆兆円であつた。それが六十二年には二十兆九千五百四十四億です。結果的には二十一兆円に及ぶ資産の推移になつておる。しかもこれは金融とか保険業は除かれておる。ですから不動産業が一、五倍にも膨れ上がつておるのです。それで株式も同じように、五十六年に比較すると五倍になつておる。その他のところの産業は、繊維にしてもあるいは化学にしても非鉄金属にしても、せいぜい二倍なんですね。いかに不動産業が土地の資金の運用の中で膨大な資金量を保有し、使つてきたか、そしてまた株式の保有も一般のほかの産業に比べていかに大きいか、こういうことです。

さらに借入金と自己資本を見ますと、短期借入金は八兆円です。それから長期の方が六兆円です。結果的には、社債も含めまして合計して十五兆六千七百四十五億円です。これも比率として見ますと、資本金はただの八百七億なんですよ。これは三百六十億の船舶、九十八億のガス・水道業もありませうが、それ以外では最下位に近い。それで

で剰余金が大体一兆円、減価償却が一兆円。そして結果的には総トータル三十九兆七千億の自己資本の中では二兆一億という割合を占めておる。これも異常ですね。

ですから、国税の中でこれだけ資産をため、これだけの株を持ち、そしてこれだけの利益があつたかどうかは一応別問題としますと、これだけ膨大な資金量を流用していた産業というのはほかにはないです。ほかに皆三角印がつくようなところなんです。そうすると、これを見ただけでもいかに不動産業というものが膨大な利益を上げてきたかといふことは言えるわけでありまして、これは財政再建の中の一つでもありますから、土地の大もうけといふものに対しては厳重な審査を行つて対応していただきたい。これは要望して終わりにいたします。

最後に日本語学校、外国人労働者の問題です。防衛は省略します。帰つていいです。済みませう。また後でやります。

日本語学校の指導、書類はもらひました。外国人労働者がこれから、これは大蔵大臣にも聞いておいてもらひたいのですが、どんどんふえていく。それで、防衛の二十四万人は今デタラシで要らないから、八万人ぐらゐ、三分の一ぐらゐは民間企業に応援に出したらどうだ、実はそういうふうには思ひます。幾ら戦車を動かしたからと云つて余り効果はないじゃないかというふうには思ひます。こういう時期ですから、八万人ぐらゐは今の人手不足という状況の中でそういう対応を考えたらどうだ。外国人労働者の受け入れについても立法措置が必要じゃないかというふうには思ひます。さもなければ、これはアジアの――これは時間になつたという意味ですから、以上で終わります。私は非常にまじめです。そういうことで、大臣として検討されることを期待して、あといろいろありましたが、別の機会にしまつて終わります。

○中西委員 森田景一君。

○森田(景)委員 消費税が実施されてから二カ月半になるわけでございます。消費税は空気以外は全部税金をかけると言われておるわけでございます。もちろん生活必需品にも全部かかってるわけでございます。そのために、消費税に對しまして消費者は全く耐えられないというのが現状であります。確かに物品税は廃止されました、車とか宝石とかあるいは毛皮といった高級品は安くなったものもあると言われておりますが、しかし、そんなものに縁のない庶民にとりましては、日用品の軒並み値上げで物価が七割に上がった、あるいは一〇割にも感じられる、こういう声を耳にしております。そういうわけで、所得税減税といたしまして、私ども地味の方から言われております。

この消費税、九つの懸念というのが前竹下総理から示されました。そのトップにありますのが逆進性、こういうことでございました。所得税減税の恩恵をほとんど受けていない低所得者層あるいは生活保護家庭、年金生活者、身障者など弱者には、早くも消費税が重くのしかかっているわけでございます。主婦連などの相談窓口にも、この弱者からの窮状を訴える内容が大変目立っているわけでございます。大蔵大臣もあるいは耳にしていらっしやるかと思っております。

東京都に住んでいらっしやる無職の女性、七十九歳の方はどうおっしゃっております。六年前に主人が死んで都営住宅で一人暮らし、生活保護と近くに住む息子からの仕送りで、合わせて月七万円まで生活している。精進揚げ一個五十円が六十円になりました。豆腐百円が百十円になりました。揚げ豆腐四十五円が五十円に上がって、毎日のおかず代が大変です。節約のためテレビもなるべくつけないようにしております。七十九歳のお年寄りでございます。

それから、身障者からはこういう声が出ており

ます。私の義足にも税がかかるなんて納得できません。消費でなく体の一部なのです。こんなものにまで税金をかける政治は何とか変えてほしい。また、病気の声では、心臓病で、生活保護を受けている。生活保護世帯です。月六万円ぐらいたくすね。家賃一万六千円は市が払ってくださるけれども、管理費千円のほか、生活必需品に消費税がかかると生活できない。免税業者というのがあるわけですから、免税業者というものがあってもいいじゃないか、こういう声も寄せられているわけでございます。

また、ある団地に住んでおります年金生活者の八十歳の方は、御夫婦でございます。収入は厚生年金など配しているというのです。収入は厚生年金など月額約十一万円だそうです。お二人です。二DKの民間団地の家賃五万円、この家賃を引いたおおよそ六万円を食費など生活費に充てているというのです。お二人で六万円です。不足分はこつこつためた預金を引き出して補っているのが実情である。奥さんは四月一日から物が皆値上がりして苦労している。加えて、あちこちで始まった家賃の値上げがいつ来るか、この御夫婦は気が気でない、額が大きいからだ、こうおっしゃっております。こうした年金受給者というのは全国で約八百三十万人いらっしやるそうです。そしてこの方々の平均月支給額は十三万円にすぎない、こういう状況でございます。これは消費者の立場でございます。いろいろと御苦勞していらっしやるわけでございます。

そこで、私はちょっと新聞をコピーしてまいりました。これは大臣もごらんになっていらっしやると思うのです。「ご存じですか、あなたの減税」というのです。こういうのが新聞に出ております。皆さんもごらんになったと思っております。「ご存じですか、あなたの減税」というのです。これは政府広報、新税制実施円滑化推進本部というところで広告を出しているようでございます。また、

私も時々テレビでもこの減税の広告を見ることがあります。一体こういう広告、あるいはテレビの広告、こういうのをどのくらい出していらっしやるのか、どういふ新聞にどのくらい掲載して、あるいはテレビのスポットではどのくらい放送しているのか、金額としてはどのくらいになるのか、まず最初にそのことをお尋ねしておきたいと思っております。

○中川説明員 お答え申し上げます。減税を主な内容とした政府広報につきましまして、新税制定着のための広報の一環として実施しております。ことしの四月以降、まず新聞につきましましては一般紙、いわゆる中央紙、ブロック紙、地方紙でございますが、この一般紙で三回、ただいま先生お示しになられた記事下広告が二回と、そのほかに突き出し広告というものを一回、合わせて三回実施いたしております。このほか新聞関係では、団地紙等で二回実施をいたしました。さらに週刊誌につきましまして一回、またテレビスポットも実施したところでございます。

これらの広報に係る経費でございますが、ごく大まかに試算をいたしますと、約三億程度と見込まれるところでございます。○森田(景)委員 約三億円を使って減税のPRをする。大蔵省としてはなるべく減税のPRをしたいのだと思えますけれども、これは私は三億円のむだ遣いだ、こう申し上げておきたい。なぜならば、先ほども沢田委員の話がありましたけれども、減税した減税したと言っておりますけれども、実際の消費税の負担分というのは、全国生活協同組合連合会の試算を見ましても、平均して一世帯九千円ぐらいいかかっているようですね。そうすると、せっかく政府が標準世帯で試算した、この中にもありますけれども、標準世帯では四百萬の収入で年間十一萬五千円、こういうのが出ているわけでございますが、実際はもう減税効果というのはいけません。だから、最初に申し上げましたように物価は七割とか一〇割も上が

つたような感じがある、こう消費者が感じていくのも無理のないことであって、こういう三億円もするむだ遣いはおやめになった方がよろしい、このように申し上げておきます。今まで使ったものを返せというわけにはいきませんが、これからおやめになるようにしていただきたいと思っております。

それから、「今週の日本」というこういう新聞があります。大臣、御存じでしょうか。これは毎週折り込みで入っております。これも「編集協力 総理府広報室」となっておりますから、政府のお金が出ているのだらうと思っております。そこにはきょう触れません。

六月五日付の「今週の日本」には「消費税「九つの懸念」総理が見解表明」ということになっておるわけでございます。この中に御丁寧に、六月五日に発行された新聞で、このときは竹下総理大臣はもうおやめになった後なんです。ですから最初の記事には「注」としまして、「この記事は五月二十九日に製作したものです」とありまして、竹下総理という名前が入っているわけでございます。ここにこの発表になりました九つの懸念の内容が詳しく出ているわけでございます。この竹下前総理の見解というものは、表現が悪いかもしませんが、日本のことわざにイタチの最後つべというのがあるんですね。私は、竹下総理のこれは最後つべじゃなかったかな、こう見ているわけなんです。九つの懸念が解消されたんというところはどこにもありません。みんな厳しい状況を認めている。将来の課題に残したわけでございます。

私は、前回もこの九つの懸念の見解を幾つか取り上げましたけれども、きょうは時間が許せば第四の懸念、税率の引き上げの不安という問題、それから第八の懸念、消費者の負担した税が納税されないのではないかという問題、それから第二の懸念、中堅所得者の不公平感、第五の懸念、物価の上昇、こういうことについていろいろと質問をして、見解を聞きたいと思っております。

ます。

最初に第四の懸念、税率の引き上げの不安という事でございますが、この消費税を導入するときは、高齢化社会への対応ということがうたい文句だったわけでございまして、今でも現総理大臣も村山大蔵大臣もずっとおっしゃっていらっしゃいます。高齢化社会への対応とは言っていますけれども、どういふふうに対応するんだということが明確じゃないのです。私はいろいろ調べてみまして、高齢化社会への対応と言っているのは、これは税率を引き上げるといふ含みがやはり根底にあつての発言だと思つておられます。大蔵大臣も前に、たしか二十一世紀までは三多で何とかもつていけさうだといふ御発言をなさつたことがありますが、この委員会だつたかと思つた。まず最初にその辺のところをお答えいただきたい。

○村山国務大臣 三つの点でお答えいたします。高齢化社会への対応という点でございしますが、御案内のように、これから日本は世界でかつてないほど急速に高齢化を迎えるわけでございまして。そのこの意味は、これから稼働者、働ける人が相対的に少なくなる、こういう意味でございまして。それで現在の税制を見ておきますと、所得課税に余りにも、しかも結果的には給与所得者がほとんど支えているわけでございまして、そこに余り負担をかけるような現行税制をやっておりますと、活力が失われることはもう当然なのでございまして。高齢者の医療費は大体普通の人の五倍かかるとか、今千八百万人の年金受給者が三千三百万人に間もなくなるとか、こういうことを考えただけでも早く歳入構造を考える必要がある。あわせて安定した税収構造というものも考えねばならぬであらう。こういうことを考えますと、租税体系として大きく転換する必要がある、こういうことでやられているわけでございまして。もつと述べますれば随分長い話になりますので、それくらいで省略いたします。

それから、第二番目の問題として消費税の引き上げの問題、三多といふのでございしますが、これは

は竹下前総理もそれから現野総理も、自分の在任中は上げません、こう言つておられます。理論的に言つると、それにはいろいろ言つておられますが、この税率の問題というのは結局は受益と負担の関係であつて、将来の国民の選択の問題であるので、それ以上のこととは言えないが、こう言つておられるわけでございまして。それから、実際問題としてしまして、これだけやかましくいふか、これだけ苦労して実施した消費税でございまして、これだけ批判があるわけでございまして、特に最後は国会の承認を要するわけでございまして。したがって、そういったことからいいますと、最終担保としての国会がある限り、将来の受益と負担といふものの関係だといつても非常に難しいのではなからうか、こういうことを言つておられるわけです。

それで、私がさあこれは二十一世紀ぐらいたもつんじゃないかなと言つたのは、今の景気が続き、そして特別の財政需要というものは、我々はいふいふものをこれから嚴重に抑えていかなくればいかぬと思つておられる、今の景気が続き、そして特別の財政需要がない限り、日本のGNPは非常に大きいわけでございまして、総合勘案して三多でもつことを期待する、そういう意味の発言をしていられるのでございまして。

○森田(景)委員 これは日本広報協会、監修 大蔵省「新税制：豊かな明日へ」というのが出ておられます。これが出ない前も消費税導入に際しましていろいろ説明がありましたが、今大臣から説明がありまして安定的収入、これはそれとおりだと私も思つておられます。今回の改革、差し引き二兆六千億円の減税となつておられますという説明があるわけですね。増収が六兆六千億、減収が九兆二千億、結局差し引き減税が二兆六千億、これが足りなくなる金額になるわけですね。これがベースになつてこれからはもうすつといくのだと思つておられます。そうすると、決して高齢化社会のために安定した収入じゃなくて、ただ消費税が安定した収入になつていく。高齢化社会のためじゃない、私は

そういうふうには考えられておられます。

それから、今の状況が続いていけば二十一世紀まで大丈夫だ、そういうお話がございました。でもつとだと思つておられますが、国会の承認がなければ税率アップはできません、これは法律に書いてあるわけですから、それとおなじです。だけれども、この消費税も我々反対したけれども、自民党の三百議席という大きな力によって強行成立したわけですね。だから、今大蔵大臣のおっしゃる三多より上げないといふこの税率アップの歯どめというものは、これはやはり与党にたくさんの議席を与えてはいけないといふ意味だと思つておられます。ちょうど景気と同じように、この国会の与野党の議席数も今のようにならなければ、三多が五多になりあるいは一〇多になるかもしれない、そういうことになるという意味ですね。だから、この三多が法律に歯どめをかけてあるから上らないといふのは詭弁にすぎない、私はこう思つておられます。大臣、どうですか。

○村山国務大臣 間違いないように思つておられます。我が自民党はこんなものを上げたいなんでだれ一人思つておられません。できるだけこれで二十一世紀まで続けたい、こういうことではございまして、どうぞその辺はお間違えにならぬようにしてください。

○森田(景)委員 大蔵大臣、よく言つてくれました。これが総理大臣もまた自民党の議員の皆さん方もみんな同じ意見であるならば、二十一世紀まで安心だと思つておられます。よく受けとめておきます。それから、ちょっと戻りますけれども、竹下前総理大臣は私の在任期間中は上げませんと言つた。これはいいのです。だけれども、竹下さんとはそんなに長くできなかったですね。今の野野総理大臣もいつまでもつのだかわかりません。そういう不安定な方のおっしゃることは余り信用できません。今、今の村山大蔵大臣のように自民党の議員は全部だれも上げようと思つていません、責任持つて言ひ切つて、みんながそう言つてくれればい

いのです。そういう点では大変勇氣ある御発言だ、このように評価をしておきたいと思つておられます。

次は第二の懸念でございまして。不公平感ということですね。消費税がやはり金持ちを非常に優遇している税制だといふことが最近になってはつきりしてきておられます。例えば輸出業者。輸出の品物には消費税がかからないことになっておられます。この輸出関連企業のいろいろな数字を調べてみますと、今現実には数字が出てきませんので、昭和六十一年から六十二年までの一年間の計算を申し上げます。例えばトヨタ自動車。三多消費税をかけたと仮定して計算しますと、これは年間百十三億円の消費税になるそうなんです。国内販売で。輸出販売にかかわる税金、これは戻し税になるわけですから、これが六百十六億。差し引き戻し税額というのは五百三億になる。結局トヨタ自動車は消費税を払わなくて済む、こういう計算になつてくる。しかも物品税が廃止になりまして、納めなくて済むお金が三千三百七億円だ。一つ一つやっていますと時間がなくなりまして、全部申し上げませんけれども、去年の七月十八日のエコノミストにこういう計算が出ておられます。トヨタ自動車、日産自動車、本田技研工業、マツダ、松下電器産業、日立製作所、東芝、ソニー、新日本製鉄、三菱重工業、こういう大手の企業の例が載つておりました。

それから、これは五月二十六日の朝日新聞に載つておりましたのですが、大手商社九社、このうち七社が過去最高の売り上げだといふのです。伊藤忠商事がトップでございまして、売上高十五兆五千五百五十九億円、三井物産が十四兆八千二百七十六億円、住友商事が十四兆五千七百六十六億円、丸紅が十四兆一千八百九十三億円、三菱商事が十三兆八千三百七十七億円、日商岩井が十一兆百六十四億円、トーマスが五兆二千三百十九億円、ニチメンが四兆七千二百十億円、兼松江商社が四兆三千八百三十億円、こうあるのです。大変な

売り上げをしていらっしやるわけでございます。こういう方々の努力で日本の景気もまた伸びているのかもしれないけれども、しかし消費税率に關して考えてみますと、売上高に単純に三割を掛けますと、トップの伊藤忠さんは年間四千六百六十六億、こういうことですね。三井物産では四千四百四十八億、大塚な金額でございます。一年三百六十五日、これは毎日一億でも三百六十五億でございますから、一日十億以上の消費税が入ってくるんですね、売り上げの多いところは。そうすると、こういうところはそれのお金を財テクに運用することができるところでございます。これは大変大企業優遇じゃないか、こういうふうな思わざるを得ないわけです。

日経新聞の六月十日付を見ますと、非常に企業は財テクがお上手のようでございます。「財テク企業ランキング 上位に自動車・電機」こうありまして、八八年度金融収支ランキング、トップがトヨタ自動車さん、二番が松下電器産業さん、三番が日立製作所、四番がシャープ、五番が日産自動車、こういうふうに出ております。それぞれ、トヨタさんが二千二百七十五億、このくらいの財テクをしていらっしやるわけですね。ですから大手の企業、メーカーさんは財テクも非常に上手だ。消費税も単純計算で毎日十億円以上も入ってくる勘定になる。大手はますます豊かになっていく、こういう勘定になるわけですね。庶民は本当に日常生活品まで消費税で苦しんでいるのに、大企業はそういういろいろな有利な道が残されている。こういう点で非常に不公平だと私は思います。大臣の見解をお尋ねします。

○尾崎政府委員 まず輸出の問題でございますが、もう委員よく御承知のとおり、これは国際的にそういう調整の仕方が行われているわけでございます。お互いに輸出には消費税のような税をかけるというところに行っているわけでございます。水際で税金を全部落として輸出をするということでございますから、逆に考えていただければよろしいわけでございますけれども、外国から輸入

しているもの、それは全部外国の税を水際で落としてくるわけでございます。日本の場合、食料品その他生活必需品をたくさん輸入しておりますが、そういうものは外国の税を落としてまいりすから、その分だけ日本の消費者が安く買えるということになるわけでございます。そのようにお考えいただいたらおわかりいただける問題だろうというように存じます。

それから、財テクという御指摘でございます。確かに消費税の場合には売上税と違っています、売上税の場合には三カ月ごと税金を納付していただくという制度でございますが、消費税の場合にはいわば企業の法人税の計算に合わせるというところで、一年という納付の期限をとっております。途中で中間申告が半年にございますけれども、そういう制度をとっておりますので、その間、消費税がたまっていたらそれが運用できるのではないかとという問題が出てくるわけでございます。しかしながら、実は企業が仕入れますもの、仕入れを行います場合に、その仕入れには税金がやはり三割乗っかってくるわけでございます。その仕入れの三割分だけは逆に企業は先に払わなくてはならないという問題があるわけでございます。その先払いの分、それから売掛金の中にはもちろん税金も売掛金という形になって残るわけでございます。そのように三割入ってくる方だけをお考えいただかないで仕入れて払ってやるという話、それから売掛金の中に含まれてしまうという話、それから中間納付等を考えていただきますと、実際には必ずしもそんなに運用利益を生ずるといふことにならないのではないかとお思います。

特に、御指摘の商社のような場合には、確かに売上金額は大きいわけでございますけれども、仕入れの金額もまた大きいわけでございます。そのマージンとなる部分は非常に低いのは御承知のとおりでございますので、そんな大きな財テクの問題というにはならないのではないかとお思います。

○森田委員 その辺のところは、やはり大蔵省は大企業の味方であるという感じが率直にするわけでございます。時間も余りありませんので、次に進みます。

第五の懸念、物価の上昇、こういうことにつきましても、総務庁においていただいていると思うのですが、東京都支部の五月の消費者物価指数はどうなっていますか。

○伊藤説明員 東京都支部の五月の中旬速報値でございますが、対前月比で〇・六％の上昇でございます。また、対前年同月比では三・三％の上昇となっております。

○森田委員 四月の東京都支部の物価上昇率では大塚村山大蔵大臣もい感じだった、こういう答弁がこの委員会でしたかあつたと思つた。しかし、それが五月になりましたと、今の報告のとおり大分さま変わりになりました。四月のときは二・七％だったものが今度は三・三％ということでございます。大変警戒を要する状況だと私は判断しております。

その五月の傾向で特に目立っているのが、消費税の便乗値上げが依然根強い、こういう状況でございます。追加的値上げがまかり通っている、こういうことですね。カーネーションとかワイシャツ、豆腐、左官の手間代、ワンピース、スパゲッティ、コーヒード、かけうどん等々前月比あるいは前年同月比、これを比べましてもみな上がっているわけでございます。そういうことで、この一回だけ三割の分値上がりする、こういう説明がありましたけれども、どうも消費税は欠陥があつて、この欠陥の怖さというのはいくらも出てくるのじゃないかと大変憂慮されていることでございます。この物価上昇に対してどういふうに対策を考えていかれるのか、お答えいただきたいと思つた。

○村山国務大臣 もう言うまでもない話でございますが、消費税の実施ということはいつととき限りの一過性の問題でございます。ですから四月の対三月の上昇率、これが東京都支部で一・五でございます。

います、生鮮食品を除いた季節調整済みでは一・二、こういうところでございます。だから、むしろその方が正確であろう。一・二でございます。

それから、少しおくれるんじゃないか、確かにあるだろうと思つた。それで同じ東京都支部の五月分を見ますと、先ほど報告がありました〇・六、こういうわけですね。そこで、それが全部消費税の追加値上げ分であるかどうかということ、それは必ずしもそうでないであろう。例えば三月の二月に対する前月比の上昇率を見ておきますと、それが〇・五であるとか、こういう数字があるわけでございます。若千〇・六の方が多いわけでございますけれども、その差でむしろ読む方が正確ではないか。

それじゃなぜそんなふうに対前月上がったのかといふと、やはり御売物価がいろいろな関係で上がってきたものが、タイムラグを持って消費者物価にやがてくるわけでございます。先ほど大塚かみには三四半期ぐらいかかる、こう言っておるところでございます。ですから、その辺の物価の読みというものはまた別であらう。

それから、問題は消費税のいつとときの値上がりを含んで対前年同月比がどうなっているか、これは両方含んでくるわけでございますが、先ほど総務庁の人が言われたように五月の都支部で三・三、こういうことを言っております。全国平均ではもちろんそれより低いわけでございます。だからこれは消費税のいつとときの値上げ分と、それから御売物価からきた、タイムラグでできたものの複合値がそこにきておる。三・三という数字は世界の中ではまだ一番安定している物価であることは御承知のとおり、こういうことでございます。

○森田委員 時間も余りありませんので途中を飛ばしまして、先ほど我が党の矢追委員の方からお話がありましたように、私どもはこの欠陥消費税は廃止すべきであるという立場でございます。これは参議院選挙の公約にも掲げました。

そういうことで、我々がこの消費税が悪いと言ったのはいろいろなものがあるのですけれども、一番根本にあるのは公約違反の消費税であるということ、これは村山大臣もよく御存じだと思います。

もう一遍ここでどういうふうな公約違反だったか申し上げてみます。

自民党が国民から大きく信用を失ったのは、「大型間接税はやりません」と選挙公約をしておきながら、その公約で三百議席を得たあと、急に変心し、大型間接税そのものである消費税を、強行実施したことである。国民と政治を結ぶべき、選挙の公約が、すぐ否定され、全く意味を持たなくなった。これは、政治に根本的な不信を抱かせる大事件である。

政権党である自民党が、何々をやります、と公約しながら、まだやっていない、やろうとしない、という公約違反は今までも数知れないが、しかし、何々はやりません、と公約の筆頭に掲げておきながら、それを破ったのは、今まであまり例がないことである。

中曽根前首相は、三年前、ウツをついて、衆参同日選挙を強行した。衆参同日選挙は、それ自体が違憲の疑いが強いが、中曽根氏は、「解散は考えていない。白さも白き富士の白雪」と野党にウツをつき、いわゆる死んだフリをして、だまし打的に衆参同日選挙を実施したのである。

同日選を決定すると、中曽根氏は、次は、選挙公約で「大型間接税はやりません」の大キャンペーンを始めた。

昭和六十一年六月十四日、自民党本部で開かれた東京都各種団体総決起大会であいさつ。「野党の宣伝に乗せられぬようお願いします。国民や党員の皆さんが反対する大型間接税をやる考えはない。」

六月十五日、高松市の街頭で、「野党がいろいろ宣伝しておいた大型間接税、あるいはマル優制度については、きのうもはっきり申し上げ

ておきましたように、国民が反対し、自民党員も反対するような大型間接税と称するようなものはやりませんと申し上げておる」

宮崎市の記者会見でも、六月二十五日、また阿南市文化会館でも同様発言を繰り返した。

六月二十五日、名古屋市民会館で、「よく大型間接税について野党は宣伝しておりますが、六月になると四谷怪談でおぼけが出る。おぼけにごまかされてはいけません。私は、国民の皆さんや自民党員が反対するような大型間接税というようなのはやりませんと申しておる。私が言っておるのですからこれは間違いない」

七月二日、鳥取市駅前演説で、「大型間接税とかいうものはやらないのです。この中曽根がウツを言う顔をしていますか。よく見てください。」

こういうふうな繰り返し繰り返した結果がやはり消費税導入になったわけでございます。またリクルートでも実態がはっきりしたわけでございます。それでいろいろと申し上げ、大臣の意見を聞きかかったのですが、やめませう。

最後に、日刊電通情報、こういうパンフレットがありまして、これが時々私の会館の事務所の方に来ております。私の大変共感する記事が載っております。これも読んで御紹介いたします。

消費税反対議員を当選させ悪税を廃止させよう

日本人の生活は消費税の実施によって大きく変動した五十日でした。定価百円の物を買って消費税を取られます。消費税を廃止すれば消費税を廃止した直後に竹下首相が夫人同伴でデパート回りをした折り、一本一万五千円のネクタイを買い消費税は時間をかけて国民が馴れればそう悪い税金ではないなど同行記者団に語りましたが、首相には庶民の生活が全然わかっていない。と云って国民から反発を受けたことは有名なことです。

五月二十日の日本テレビで、東京浅草商店街の人達が消費税の実施によっていかに苦しんで

いるかをレポートしていました。その中で金融機関を定年退職した男性が母と二人暮らしの中で消費税についてこう語っていました。「私は定年退職後母と二人暮らしですが、私と母の年金二百万円で生活しています。消費税を六万円取られるのでそれだけ毎日の生活費を切り詰めてはならない。年金だけの生活で六万円の税金はひどい」といいます。

また、ある小売商店の老主人は昨年夫人が死亡し間もなく一年になるのでお墓参りに行くとい、息子さんがある老主人におふくろは、昨年亡くなってよかった。平成元年は子供が生まれても、人が死んで葬式を出すにも消費税がかかると言ってやりなよ、と話していました。

この商店街では消費税分を、利益分に組み込んでお客には負担させないと言っている。いままでは自民党支持だったが今度は自民党を支持していないと言っていたが、この商店街に残っている唯一軒の駄菓子屋の老主人(女性)は、子供相手に十円、百円までの品物を売っている。でも消費税を子供からとれないが、子供の方がよく知っている。「おばあさん消費税で大変だろう、いままで百円しか買わなかったけど、二百円買ってあげる」といってくれます、ど、二百円買っていたが、竹下首相は全国の小売商などが苦勞している消費税の実態を知っているのか、と言いたい。

とにかく、参議院議員選挙、そして近く行われるであろう衆議院議員選挙で消費税反対議員を一人でも多く当選させて、「消費税等を廃止する法律案」を可決してこの悪税を葬り去らせましよう。

以上でございます。こういう決意で我々も今後取り組んでまいります。消費税は以上で終わります。「財政の中期展望」によりますと、平成二年度には特別公債依存体質脱却という悲願が達成されることが確実になった、こう言われております。早ければこの平成元年度の税収の好調によって赤

字国債から脱却できるのではないかと、このようにも言われておるようでございます。しかし、この目標達成に寄与してきたのは、N T Tの株式売却益が大きく寄与したのではないかと、このように思いますが、大臣の所感はいかがでしよう。

○村山國務大臣、おっしゃるとおりでございます。定率繰り入れ、前年度末残高の一・六％というのは二兆六千億ぐらいになるわけでございませう。これは容易なことではありませんで、たまたまN T Tの株の売却収入がありましたもので、それから現金償還を無事にやってきました、こういうことではございませう。したがって、いざれば平成四年度あたりからなくなるわけでございませうから、それらの問題を含めて、特別公債新規発行脱却をどのような財政再建の目標を立てていくか、これを真剣に考えていきたいと思っております。

○森田(農)委員、N T T株式の売却計画では、昭和六十一年度から始まりまして六十三年度、この六十三年度は百九十五万株がそのまま売却できないで百五十万株、そういうことで平成元年、本年も株の売却というのが見込まれているわけですね。しかし、先ほど来いろいろと先輩、同僚の方々がことは見送るんじゃないかということ議論になりましたけれども、私は見送るべきじゃないという意見なんです。かつて我が同僚の柴田委員の方からは、こういう時期だから考えなければいけないんじゃないかという話があったのですけれども、やはり見送るべきじゃないと思うのですね。その辺大臣、どうですか。

○村山國務大臣、N T Tの株というのは、これは国民共有の財産でございます。やはり大事にしたいかなくてはいかぬ、こういうことでございませう。一方、定率繰り入れ、現金償還に相当するものは繰り入れなくてはならぬ。そこをどう持っていくかという問題でございまして、今直ちに決まる問題ではございませぬけれども、先ほども申しましたように大事な資産でございませうから、できるだけ相場が回復したとき売った方が得に決まっているわけでございませう。また、それが

国民のためにもなるわけでございますので、その辺を考へておる。場合によると一部または全部、全部ということはないか難しいでしょうが、平成二年度の現金償還の財源になるN T Tの株の売却を一部見送る必要があるかもしれぬ、こういう懸念を申し上げたところでございます。

○森田(景)委員 なるべく高く売ればいい、これは当然の話でございますけれども、もともと最初に公開したときの値段というのは百十何万だったかと思ひますね。きのうの値段で百四十八万円です。ですから、最初売り出したときのお金のこと考へれば決して国民に迷惑をかけることにもならないと思ひますし、それから、大体株券は五万円ですからね。五万円を二百五十五万円で売ろうというのですから、そう簡単には二百五十五万円はいかないと思ひますよ、ずっと下げてきていますので。だから、最初に公開したときの値段を基準にしてやれば、決して国民に迷惑をかけることではない。それは高い方がいいに決まっています。そういうことでひとついろいろと意見を申し上げたわけでありませうけれども、考へていただくのも一つの考へ方じゃないかと思ひます。きょうはN T Tの代表取締役の児島副社長においでいただいておりますので、大変長い時間お待ちたせをしましたが、お尋ねしたいと思ひます。

N T Tは、リクルート事件に関連しまして、長谷川元取締役とかあるいは式場元取締役とか真藤前会長とか村田元秘書、こういう人たちが逮捕されたり起訴されたりということで、大変大きなイメージダウンをしたわけでございます。しかし、N T Tは、そういう一部の幹部がそういうことをしたからといって、そのままいいというわけにいかないわけですね。今も大臣からもお話がありましたように、国が大きな民活といひますか、民営化ということで踏み切った大変大事な会社ですから、これから大きく業績も回復させ、イメージを刷新していかなければならない、こういう立場にあると思ひますので、ひとつ会社を代表して、リクルート事件にどのような反省をお持ちになっ

ていらっしやるのか、あるいは会社の名誉回復にこれからどういふふうに取り組んでいかれるのか、その御決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○児島(景)委員 答え申し上げます。私ども、ただいま先生から御指摘ございましたように大変な不祥事を起こしまして、世間をお騒がせしましたことに対して、まず最初におわびをしたいと思います。

現在私ども、確かに失墜いたしました信用あるいは評判というのに対してどう回復していくか、全社を挙げていろいろ討論をし、検討しておりますが、一つはつきりしておりますのは、言いわけはきかぬということだと思ひます。したがいまして、要するに実績を上げていかなければいかぬということでありまして、世間から見るとN T Tもすっかりこのごろやっておるなということだと思ひます。ただ、この一つの道しかないと思ひます。このやり方には時間がかかりませうし、派手な動きにもならぬわけでありませう。しかし、私どもは少々時間がかかっても、社長以下一丸となって企業体質の改善、それから、世間からさらに信用を受けるような業績というものを上げていきたいというふうな誓っておるわけでありませう。

以上、お答え申し上げます。○森田(景)委員 決意のほどをお聞かせいただきませう。あのリクルート事件当時はN T Tの社員の方々も大変肩身の狭い思いがしたと、私の地域にもN T Tの職員の方がおられました、そういう話を聞いて残念がっております。どうか新しい決意で立派なN T Tを築き上げていただきたいと思ひます。先ほどN T Tの株が下がった話をしましたけれども、一時は三百万を越したというN T Tの株が今百四十八万、こう低迷した原因というのは一体どこにあるのか、その辺のところはどうですか、ひとつお聞かせいただきたい。○角谷(景)委員 先ほど足立理財局長の方から正

森委員にお答え申しましたように、大体株価をめぐりいろいろな問題というものは、基本的にはその会社の業績でございますとか成長率でございますとか、株式の需給関係とかあるいは市場全体の動向とか、いろいろな事情によって決まってくるものでございまして、行政当局として、個別の株価の水準についてコメントするのはちょっと差し控えた方がいいと思ひます。

ただ、一般的には先ほど正森委員も御指摘になったように、N T Tをめぐる株式の需給関係に問題があるのではないかと、あるいは一株当たりの株価のP E Rといひますか、株価収益率が高過ぎるのではないかと、あるいは今回のリクルート問題等がまた影響しているのではないかと、いろいろなことが言われていることは事実でございますが、その一つ一つについてのコメントは差し控えさせていただきます。○森田(景)委員 余り時間がなくなりましたので……

私もN T Tの株が低迷している原因というものをいろいろと、先ほどの高尚な理論じゃなくて、素人の考へを並べてみました。リクルート事件、それから企業分割論、今こういうときに企業分割なんというのをしたら、人気が下がるのは当たり前だと思ひますね。それから郵政省とN T Tがけんかしているというのです。それから株主の優待制度なんというのはない。N T Tが政府機関や地方団体から締め出しを食ったとか、配当は一株当たり五千円とか、いろいろあると思ひます。これをやっているとまた迷惑をかけるから、やめませう。こういう記事がありましたので、参考のために御紹介しておきます。これは四月二十五日のエコノミストの「満鉄株とN T T株」というので

アから得た満州(中国・東北地区)の各種利権を独占するこの半官・半民会社の株式公募が発表されると、国内に熱狂的株ブームを引き起こし、市場全体の投機熱を大きくあおった。これは明治の話ですから、私もこれを信用するしありません。

「募集締切に切迫して俄然応募額を増加し、募集株九万九〇〇〇株に対し一億六七三万二五八株に上り、一〇七八倍に達し、(中略)締切日にありては、権利価格は騰貴して、申込金五円に対し三九円を唱え、締切の後は四二四六〇銭の価格を有するに至り」(日本金融史論)。その後、満鉄株の権利価格は、ヤミ相場で九〇円にもなった。また当時の株ブームについては「商人は云うに及ばず、地方の農夫に至る迄、株に手を染め、株に手を出さざる者は人にして人に非ずと云うが如き有様なり」(明治金融史)と記されている。

しかし、信用取引の売り方が、売っても売っても狂騰したこの株式ブームも、明治四〇年の反動恐慌でついに破滅する。当時の株暴騰と世人の狂奔を「火山の大噴火」と表現した作家・武田泰淳は、こんどは「一たん崩れだすと底知れずの暴落となった。しかも四〇年の下半期はアメリカの大恐慌がある。ヨーロッパでは金利の騰貴、内地では(中略)。市況は花ざかりの春から、枯葉の舞いおちる冷たい秋とかわった。買い方は青菜に塩としかれて倒産するもの、自殺するものが続出する」と、この大暴落の様子を描写している。市場での売買開始が大正三年の満鉄株が、この時、ヤミ相場でいくら下がったかはつきりしないが、当時、株式全体の指標となった東株相場が七八〇円から九〇円まで下げたことから推察はできよう。政府が「国民的企業」としてあまねく各階級の同胞にその株を」と宣伝したこの満鉄株、その後の運命はともかく、出だしはN T Tとよく似ている。

こういう記事でございまして、こういうことは大臣や関係者の皆様方もよく御存じだと思えます。私もまだ生まれるはるか以前の出来事なものですから、大変興味を持って読みました。

どうかひとつNITの皆さん方も、こういう満鉄の株の二の舞になるようなことはよもやないとは思いますが、こういう前車のわだちを踏まないという立場で、今後とも会社の発展のためにしっかりと頑張っていただきたいことを要望いたしました。質問を終わります。

○中西委員長 次回は、来る十六日金曜日午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十八分散会

平成元年六月二十六日印刷

平成元年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D